

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年7月29日
【計算期間】	第7期(自 令和3年2月1日 至 令和4年1月31日)
【ファンド名】	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ- NM世界金融債券ファンド (Japan Offshore Fund Series - NM Global Financial Corporate Bond Fund)
【発行者名】	BNY Mellon・インターナショナル・マネジメント・リミテッド (BNY Mellon International Management Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 スコット・レノン (Scott Lennon)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、 ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、 ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド (Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 同 廣本文晴
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注1) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、令和4年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=128.21円)によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれによります。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、円建てまたは米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、円または米ドルをもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ともいいます。)とは、2月1日に始まり翌年の1月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1会計年度は、2015年5月28日から2016年1月31日までの期間をいいます。

(注5) 用語の定義については、本書別紙「定義」を参照のこと。

(注6) 本報告書は、下記のファンドを統合し、作成しています。

	ファンド名	EDINETコード
1	BNYメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界金融債券ファンド 円投資型1508 / 米ドル投資型1508	G11226
2	BNYメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界金融債券ファンド 円投資型1511 / 米ドル投資型1511	G11387
3	BNYメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界金融債券ファンド 円投資型1512 / 米ドル投資型1512	G11436
4	BNYメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界金融債券ファンド 円投資型1603 / 米ドル投資型1603	G11595
5	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界金融債券ファンド 円投資型1607 / 米ドル投資型1607	G11788

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

NM世界金融債券ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一つの投資信託の下で一つまたは複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。2022年7月29日現在、トラストはファンドを含め4本のシリーズ・トラストにより構成されています。シリーズ・トラストは一つまたは複数のクラスで構成されます。2022年5月31日現在のファンドのクラスは、円投資型1508、米ドル投資型1508、円投資型1511、米ドル投資型1511、円投資型1512、米ドル投資型1512、円投資型1603、米ドル投資型1603、円投資型1607、米ドル投資型1607の各クラスです。

（注）日本において、ファンドの名称について「ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ」を省略することがあります。

トラストは、2010年6月22日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（変更済み。以下「基本信託証書」といいます。）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであり、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定され、これに、関係するシリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当されます。各シリーズ・トラストごとに受益証券が発行されます。

ファンドの円投資型1508受益証券（以下「円投資型1508」といいます。）、円投資型1511受益証券（以下「円投資型1511」といいます。）、円投資型1512受益証券（以下「円投資型1512」といいます。）、円投資型1603受益証券（以下「円投資型1603」といいます。）および円投資型1607受益証券（以下「円投資型1607」といいます。）（以下、円投資型1508、円投資型1511、円投資型1512、円投資型1603および円投資型1607を総称して「円投資型受益証券」といいます。）は円建て、米ドル投資型1508受益証券（以下「米ドル投資型1508」といいます。）、米ドル投資型1511受益証券（以下「米ドル投資型1511」といいます。）、米ドル投資型1512受益証券（以下「米ドル投資型1512」といいます。）、米ドル投資型1603受益証券（以下「米ドル投資型1603」といいます。）および米ドル投資型1607受益証券（以下「米ドル投資型1607」といいます。）（以下、米ドル投資型1508、米ドル投資型1511、米ドル投資型1512、米ドル投資型1603および米ドル投資型1607を総称して「米ドル投資型受益証券」といいます。）は米ドル建てです（以下、円投資型受益証券および米ドル投資型受益証券を個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）。

円で受領した申込金額は米ドルに転換され、米ドルで受領した申込金額と合わせて副投資運用会社は投資ポートフォリオを米ドルで運用します。また、投資ポートフォリオの会計通貨も米ドルです。

ファンドの投資目的は、主に、グローバルなシステム上重要な金融機関などの世界的な金融機関が発行する米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建てのシニア債およびハイブリッド証券（偶発転換社債を含みますが、これに限られません。）への投資を通じて、安定したインカムの獲得と中長期的な投資元本の成長を追求することです（グローバルなシステム上重要な金融機関、シニア債およびハイブリッド証券については、後記「2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」参照）。

ファンド証券の存続期間は7年間であり、発行日から7年目の日または当該日が営業日でない場合には直前の営業日に、当該日の評価時点で決定される1口当たり純資産価格で償還されます。ただしファンドは、一定の状況下で早期に償還するか、適用法令によって償還するか、ファンドの純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンドの償還を決定した旨を書面により受託会社に対して通知した場合には償還する予定です。

各クラスの発行日ならびに発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）は以下のとおりです。

クラス	発行日	発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）
円投資型1508、米ドル投資型1508	2015年8月28日	2022年8月26日
円投資型1511、米ドル投資型1511	2015年11月25日	2022年11月25日
円投資型1512、米ドル投資型1512	2015年12月22日	2022年12月22日
円投資型1603、米ドル投資型1603	2016年3月24日	2023年3月24日
円投資型1607、米ドル投資型1607	2016年7月28日	2023年7月28日

ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

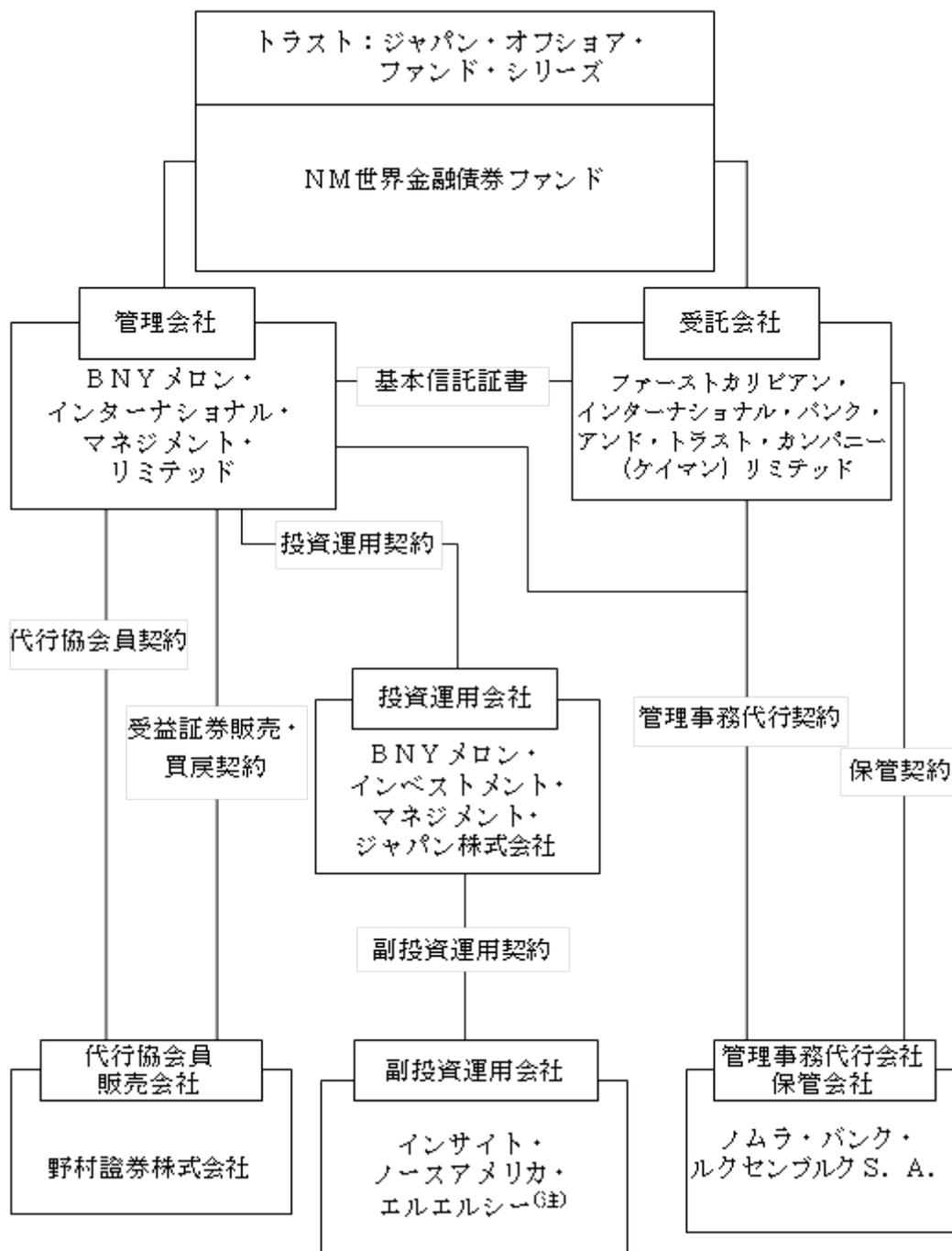
（注）ファンドは、2022年8月26日付で繰上償還されます。

（2）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2010年6月22日	基本信託証券締結
2010年8月2日	基本信託証券を変更する補足信託証券締結
2012年12月10日	基本信託証券を変更する補足信託証券締結
2015年4月8日	ファンドに係る補足信託証券締結
2015年5月28日	円投資型1505および米ドル投資型1505の運用開始
2015年8月28日	円投資型1508および米ドル投資型1508の運用開始
2015年11月25日	円投資型1511および米ドル投資型1511の運用開始
2015年12月22日	円投資型1512および米ドル投資型1512の運用開始
2016年3月24日	円投資型1603および米ドル投資型1603の運用開始
2016年5月23日	トラストの名称変更
2016年7月28日	円投資型1607および米ドル投資型1607の運用開始
2016年7月29日	「B N Yメロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - N M世界金融債券ファンド 円投資型1505 / 米ドル投資型1505」から「ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - N M世界金融債券ファンド」に名称を変更
2022年5月27日	円投資型1505および米ドル投資型1505の満期償還
2022年8月26日	円投資型1508および米ドル投資型1508の満期償還
2022年8月26日	ファンドの繰上償還

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注)メロン・インベストメンツ・コーポレーションは、同じBNYメロン・グループ傘下の運用会社である「インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー」（以下、同社といいます。）に債券運用に関する事業を譲渡し、2021年9月1日からは、同社が、投資運用会社から委託を受け、ファンドの運用を行っています。当該変更により、ファンドの運用哲学、運用プロセスには変更はございません。同社は、BNYメロン・グループ傘下の運用会社グループである「インサイト・インベストメント」の北米拠点で、米国ニューヨーク州に本社を置きます。以下同じです。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	2010年6月22日付で基本信託証書（改訂済み）および2015年4月8日付でファンドに係る補足信託証書（以下、基本信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの償還について規定しています。
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の受託会社としての業務について規定しています。
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S . A .	管理事務代行会社 保管会社	2015年4月13日に管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2015年4月13日に受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2015年4月13日に管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー	副投資運用会社	2015年4月13日に、投資運用会社との間で、副投資運用契約（注4）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。
野村証券株式会社	代行協会員 販売会社	2015年4月13日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）および受益証券販売・買戻し契約（注6）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務についてそれぞれ規定しています。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注4）副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

（ ）事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含みます。

（ ）資本金の額

2021年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

定款およびケイマン諸島会社法（改正済）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

（ ）会社の沿革

1979年12月21日設立

2008年10月1日社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

（ ）大株主の状況

（2022年7月1日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
エムビーシー・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国、デラウェア州、 ウィルミントン、 ベルビューパークウェイ301	2,000株（注）	100%

（注）内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」といいます。）が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

（a）信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

（b）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」を参照のこと。

（c）一般投資家向け投資信託（日本）規則

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益に関する法律（改正済）の第5(2)(a)条にしたがって指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」といいます。）またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

トラストは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載し、また規則の要求する情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてトラストに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・ 弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・ 投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしていること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようとする意図していること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融庁法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようとする意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。

管理事務代行会社は、ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと、または受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従うファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、当該事実を受託会社に書面で報告し、当該報告書の写しおよび報告に該当する詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書にも記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびにファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはなりません。

- () すべての旧名称を含むファンドの名称
- () 投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- () 前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- () 純資産総額
- () 当該報告期間の新規募集口数および価額
- () 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- () 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびにファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

ファンドは、管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、CIMA、投資者およびその他の業務提供者に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年1月31日に終了します。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から120暦日以内に受益者に送付されます。ファンドの未監査の決算書も作成され、原則として、各半期の末日から60暦日以内に受益者に送付されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、財務状況等を開示するために、ファンドの各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資家およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

（ b ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制されたミューチュアル・ファンドであることから、CIMAはいつでも受託会社にトラストの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制されたミューチュアル・ファンドがその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンド（トラストのように認可されたミューチュアル・ファンドの場合）がミューチュアル・ファンド法に反して、その認可の条件を遵守することなく事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンドの監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制されたミューチュアル・ファンドのマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、トラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、主に、グローバルなシステム上重要な金融機関などの世界的な金融機関が発行する米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建てのシニア債およびハイブリッド証券（偶発転換社債などを含みます。）への投資を通じて、安定したインカムの獲得と中長期的な投資元本の成長を追求することです。管理会社および/またはその委託先は、安定したインカムを提供しつつ、中長期的な投資元本の成長を図ることを目指します。

グローバルなシステム上重要な金融機関（以下「G - S I F I s」といいます。）とは、その規模、複雑性、システム上の相互関連性から、破綻すると広範囲の金融システムおよび経済活動に重大な混乱をもたらし得る金融機関であると、金融安定理事会（様々な国の規制当局により構成された理事会（F S B））が指定した金融機関です。G - S I F I sの一覧は、2011年11月に初めて公表され、毎年更新されてきましたが、2021年11月時点で、銀行30行がG - S I F I sに指定されています。尚、2017年度以降の保険会社のリストは公表されていません。

シニア債とは、発行体の破綻など債務不履行が発生した場合の元利金の支払いが、ハイブリッド証券よりも優先される証券のことです。

ハイブリッド証券とは、2種類以上の金融商品を組み合わせた（債券等の負債性商品と株式等の資本性商品の両方の要素を組み合わせた証券等）単一の金融商品です。発行体の破綻など債務不履行が発生した場合の元利金の支払いは、シニア債よりも劣後します。

管理会社および/またはその委託先は、ファンドのポートフォリオで、様々な確定利付債および他の（固定金利または変動金利の）債券ならびに現金および現金同等物等、即ち国債、政府機関債、国際機関債、社債、短期金融商品、デリバティブ商品、定期預金、保管銀行のスイープ口座、コマーシャル・ペーパーおよび預金証書等にも投資することができます。

ファンドのために副投資運用会社が投資する債券は、投資時点において、S & Pの格付がB - 以上またはムーディーズもしくはその他の認知された格付業者の格付がこれと同等のものとし、ファンドのポートフォリオの加重平均格付は、S & Pの格付がB B B - 以上またはムーディーズもしくはその他の認知された格付業者の格付でこれと同等のものとし、

管理会社は、ファンドの投資目的を達成するために、デリバティブ商品（取引所で取引される国債先物およびオプション、通貨先渡しおよびスワップ等）を利用することがあります。このようなデリバティブ取引は、ヘッジ目的のためにのみ行う予定です。

管理会社および/またはその委託先は、他の集団投資スキーム（管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および/またはザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの関連会社が運用する集団投資スキームを含みます。）への投資を通じて、上記のいずれかの投資対象に対するエクスポージャーを取得することもできます。

為替取引および為替ヘッジ

< 投資対象資産に係る為替取引 >

管理会社および/またはその委託先は、米ドル(ファンドの表示通貨)とファンドが投資している米ドル以外の通貨建て資産の投資対象通貨との間における為替変動に対するエクスポージャーをヘッジするため、投資対象通貨売り、米ドル買いの為替取引を行う予定です。管理会社および/またはその委託先は、その通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指しますが、米ドル以外の通貨建て資産の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限りません。

<円投資型受益証券に係る為替ヘッジ>

円投資型受益証券については米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクを軽減しますが、当該投資対象資産の価格が今後変動することなどにより、当該為替リスクを100%回避できるものではありません。

(注) 為替取引のうち、取引対象通貨が円であるものを「為替ヘッジ」といいます。

投資者は、為替ヘッジを利用した場合、米ドルが円に対して上昇しても、円投資型受益証券の純資産価格が上昇するものではないことに留意する必要があります。また、円の金利が米ドルの金利を下回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジコストとなります。円の金利が米ドルの金利を上回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジ差益となることが期待されます。

投資運用会社は随時、その裁量において、他の、もしくは追加の副投資運用会社または投資顧問会社を選任することができます。

ファンドの投資目的が達成される保証はありません。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、投資運用会社であるB N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委任しています。

副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーに委託しています。

副投資運用会社は、株式公開企業であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、1940年投資顧問法に基づく登録投資顧問であり、米国証券取引委員会によって規制されています。

同社は、B N Yメロン・グループ傘下の運用会社グループである「インサイト・インベストメント」の北米拠点で、米国ニューヨーク州に本社を置きます。

< ボルカー・ルール >

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」といいます。）は、2010年7月に米国議会により制定されました。DFAが定める規定を履行するため、金融規制機関は多数の規則を発議し、採択する必要があります。規定の一つは一般に「ボルカー・ルール」と呼ばれており、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「B N Yメロン」ということがあります。）のような金融組織に対し、多数の制約を課しています。2013年12月に、米国連邦金融規制当局のグループが、最終ボルカー・ルールを共同で採択しました。B N Yメロンは、当該ルールを、規制に応じて、下記に記載するものを除き一般的に2015年7月21日までに履行しなければなりません。本項目は、ボルカー・ルールのうち、ファンドと投資者に関係しうる規定につき要約するものです。

ボルカー・ルールに基づき、B N Yメロンおよびその支配下にある子会社または関係会社（以下「B N Yメロン支配事業体」といいます。）のような「銀行事業体」は、一定の対象ファンド（カバード・ファンド）のスポンサーとなることまたはこれに投資することについて、一定の条件および制約に従う必要があります。ファンド、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ボルカー・ルールの適用対象です。

ボルカー・ルールにより、管理会社によるファンドの運営および募集の方法に影響が生じます。また、ボルカー・ルールは、B N Yメロン支配事業体がファンドに投資できる額およびB N Y支配事業体の従業員および取締役のうちファンドに投資できる者について規制しています。

B N Yメロン支配事業体のファンド投資への規制

B N Yメロン支配事業体は、ファンドの設立時（投資運用会社がファンドのための運用を開始した時をいいます。）から1年経過後に当該事業体の保有持分の合計がファンドの発行済保有持分総額の3%以下となる限度で、シード資本の投資その他の方法で、ファンド内に持分を保有することができます（以下「3%ファンド制限」といいます。）。さらに、B N Yメロン支配事業体全体によるファンドおよびその他のすべてのカバード・ファンドへの投資総額は、B N YメロンのTier 1資本の3%を超えることはできません（以下「3%総額制限」といいます。）。B N Yメロン支配事業体がファンドに投資する場合には、管理会社は、十分なファンド持分を外部の投資家に取得してもらうことで3%ファンド制限を遵守する方針です。上記措置を取らない場合、B N Yメロン支配事業体は、3%ファンド規制を遵守するため、十分な保有持分の売却が必要となる場合があります。3%ファンド制限または3%総額制限を満たすための、B N Yメロン支

配事業体によるファンドの保有持分の売却は、ファンドおよびその投資家に対して重大な影響を与えることがあります。ファンドは、時間的制約のもとで、換金のためポートフォリオ持分を売却することを強制される結果となることがあり得ます。これは、より流動的なポートフォリオ持分の売却を生じさせることがあり、その結果、より流動的でない持分の割合を増加させるか、または時期を逸してもしくは市場価格以下でポートフォリオ持分を売却する結果となることがあります。また、ファンドは、制限されたポートフォリオ持分の売却または譲渡を第三者に対して行うことができない状況に陥り、その結果、認められた買い手（例えば、発行体）が支払いに応じる額がどのようなものであってもこれに応じなくてはならないことがあります。加えて、ポートフォリオ持分の強制的な売却は、ブローカーフィーおよび譲渡費用および経費を増加させ、投資機会を失う結果となり、税金負担を生じさせ、また、ファンドの保有資産がより小さく、流動的でなく、評価の困難なポートフォリオとなる結果となることがあります。これらの措置は、ファンドがその投資目的を満たすための運用力に重大な障害となる可能性もあります。かかる売却は、残りのファンドの投資家に悪影響を与え、それらの投資家はB N Yメロン支配事業体と同様のタイミングでファンドの保有持分を換金することができない可能性があります。管理会社 / 投資運用会社 / 副投資運用会社がボルカー・ルールを遵守するために取る措置は、ファンドおよびその投資家に悪影響を与える結果となる可能性があります。これは、かかる売却の潜在的な影響またはリスクを網羅的に列挙するものではありません。

B N Yメロン支配事業体の従業員および取締役によるファンドへの投資の制限

ボルカー・ルールに従い、ファンドは、ファンドに対し直接投資助言または投資サービスを提供している者でない限り、B N Yメロン支配事業体の取締役および従業員によるファンドの持分の取得を許可しないこととします。

名称の変更

ボルカー・ルールにより、トラストおよびファンドは、会社の目的、マーケティング目的、販売促進目的その他の目的において、B N Yメロン支配事業体（管理会社、投資運用会社および副投資運用会社を含みます。）と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有することが禁止されています。このため、トラストは、より広範囲なブランド構築についての決定の一環として、2017年7月21日までに名称の変更が必要とされる場合があります。追加情報は、入手可能となった時に提供される予定です。

（注）2016年5月23日付で、トラストはその名称をB N Y・メロン・ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ（BNY Mellon Japan Offshore Fund Series）からジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ（Japan Offshore Fund Series）に変更しています。

一定の取引の禁止

ボルカー・ルールは、ファンドとB N Yメロン支配事業体の間での、ファンドへの貸付、ファンドに対する信用供与、ファンドからの資産の購入およびファンドへの保証または信用状の発行といった一定の「対象取引（カバード取引）」を禁止しています。さらに、ボルカー・ルールは、ファンドとB N Yメロン支配事業体との間の売買取引およびサービス契約が、市場条件に則ったものであることを求めています。

保証を行わないことおよびその他の開示

いかなるB N Yメロン支配事業体（本項で定義したもののならびに管理会社、投資運用会社および副投資運用会社を含みます。）も、直接または間接的に、ファンドまたはファンドの投資先である対象ファンド（カバード・ファンド）の債務または運用成果について、保証、引受け、またその他の約束をすることができません。

ファンドの持分は、米国連邦預金保険公社の保証を受けておらず、いかなる意味においても、B N Yメロン支配事業体の預金または債務にあらず、あるいはその保証も受けていません。

いかなるファンドの損失も、B N Yメロン支配事業体ではなく、投資者が単独で負います。したがって、B N Yメロン支配事業体が負う損失は、当該事業体が、当該ファンドの投資者としての資格、またはB N Y

メロン支配事業体が保有する制限付利益持分（たとえばキャリド・インタレスト）の受益者としての資格において保有するファンドの持分に帰属する損失に限定されます。

投資者は、ファンドに投資する前に、ファンドの開示書類を読む必要があります。

（４）【分配方針】

管理会社は、受託会社（または受託会社の代理としての管理事務代行会社）に対して、各分配期間（以下に定義します。）に関して、管理会社が決定した金額をファンド証券の保有者に分配するよう指図することができます。分配金は、ファンドのインカム、実現／未実現キャピタル・ゲインおよび／またはファンド証券に帰属する分配可能な資金の中から支払われます。分配は、分配期間の最終日である分配基準日においてファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して、円投資型受益証券は１円、米ドル投資型受益証券は0.01米ドル未満の端数を切り捨てて行われます。

各クラスの分配基準日とは下表の日、またはクラス受益証券に関して管理会社が決定するその他の日をいいます。また、分配基準日の翌日から次の分配基準日までの期間を分配期間とといいます。

クラス	分配基準日
円投資型1508、米ドル投資型1508	各年の２月、５月、８月、１１月の５日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）
円投資型1511、米ドル投資型1511	
円投資型1512、米ドル投資型1512 円投資型1603、米ドル投資型1603	各年の３月、６月、９月、１２月の５日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）
円投資型1607、米ドル投資型1607	各年の１月、４月、７月、１０月の５日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）

投資者は、ファンド証券に関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点に留意する必要があります。

ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカムおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関して以下の行為を行わないものとします。

- （a）証券取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有するすべての当該投資対象の価値が、純資産総額の15%を超える場合、その投資対象を取得すること。
- （b）ある一つの会社の株式を取得した結果、管理会社または投資運用会社もしくは副投資運用会社が運用を行うすべての投資信託が保有する当該会社の株式数が当該会社の発行済み株式数の50%を超える場合、その会社の株式を取得すること。
- （c）ある一つの会社の株式を取得した結果、ファンドが保有する当該会社の株式数が当該会社の発行済み株式数の50%を超える場合、その会社の株式を取得すること。
- （d）ある一つの会社の株式を取得した結果、管理会社または投資運用会社もしくは副投資運用会社が運用を行う当ファンドを含む外国投資信託受益証券の全体において、当該会社の議決権の総数の50%を超える場合、その会社の株式を取得すること。この制限は他の投資信託への投資には適用されません。上記の

比率の計算は、管理会社の裁量により、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うことができます。

- (e) 私募株式、非上場株式および不動産等、流動性に欠けるものにその純資産総額の15%を超えて投資すること。ただし、日本証券業協会の外国投資信託受益証券の選別基準（外国証券の取引に関する規則第16条）（適宜改正されます。）に規定された価格の透明性を確保するために適切な措置が講じられている場合を除きます。上記の比率の計算は、管理会社の裁量により、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うことができます。
- (f) ファンドの純資産総額を超える空売りを行うこと。
- (g) 投資対象の取得または追加取得の結果、ファンドの総資産額の50%超が日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）の定義に該当しない、または「有価証券」に関連するデリバティブの定義に該当しない資産で構成される場合に、その投資対象の取得または追加取得を行うこと。
- (h) 管理会社または第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、もしくは投資信託財産の運用の適正を害する取引を行うこと。
- (i) 自己取引または自社の取締役と取引を行うこと。
- (j) ファンドの勘定において後述の借入れ制限の項目において記載される借入れ方針に従わない借入れを行うこと。

管理会社は、投資制限に関連して適用される法律または規制が変更または廃止され、かつ、管理会社が投資制限を適用される法律および規制に違反することなく変更することができると判断する場合には、受益者の同意を得ることなく上記のいずれかの投資制限を修正または削除することができます（ただし、かかる修正または削除を21日前までに受益者に対して通知することを条件とします。）。

ファンドは、日本証券業協会および一般社団法人投資信託協会の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反する取引を行いません。

投資運用会社は、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率が、エクスポージャーの区分（以下に定義します。）ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」といいます。）を超えないように運用することを決定しています。投資運用会社は、基準比率を超えることとなった場合、定められた比率を超えることが判明した日から1か月以内に基準比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1か月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに基準比率以内に調整を行います。ただし、投資信託の設定当初、買戻し及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合は、このような調整を行わないことができます。

上記において、エクスポージャーの区分とは、以下を意味します。

- () 株式及び投資信託証券の保有により生じるエクスポージャー（株式等エクスポージャー）
- () 有価証券（()に定めるものを除きます。）、金銭債権（()に該当するものを除きます。）及び匿名組合出資持分の保有により生じるエクスポージャー（債券等エクスポージャー）
- () デリバティブ取引その他の取引により生じるエクスポージャー（デリバティブ等エクスポージャー）

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的でのみ行うものとします。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引、新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資

本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(VaR方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、投資信託財産の純資産総額の80%以内とします。

ファンドの投資対象の価格の変動、再編もしくは合併、ファンドの資産からの支払い、ファンド証券の買戻しまたは管理会社、投資運用会社もしくは副投資運用会社の合理的な支配の及ばないその他の理由などの結果としてファンドに適用される投資制限に違反した場合、管理会社、投資運用会社もしくは副投資運用会社は、直ちに投資対象を売却する義務を負うものではありません。ただし、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される投資制限を遵守するために、受益者の利益を考慮した上で実務上合理的に可能な措置を講じます。

借入制限

借入総額が借入時のファンドの純資産総額の10%を超えない借入れを行うことができます。ただし、他の投資ファンドまたは他の種類の集団的投資スキームとの合併等の特別な場合には、一時的に10%を超えることができますが、いかなる場合であってもこの期間は12か月を超えることはできません。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンド証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。ファンド証券に関して流通市場ができる見込みはありません。投資者は、ファンドへの投資の全部または大部分を失う可能性があります。したがって、各投資者はファンドに投資するリスクを負担できるか否かを慎重に考慮する必要があります。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを網羅するものではありません。

ファンドの信託財産に生じた損益は、すべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。

金利の変動リスク

債券は、市場金利の変動により価格が変動します。一般的に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

また、金利の変動は、副投資運用会社がファンドの勘定で購入するか、または空売りするデリバティブの価値および価格設定にも影響を与えることがあります。

債券のリスク

債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク（信用リスク）を伴うほか、金利感応度、発行体の信用力の市場における認識、一般的な市場流動性等により価格が変動する可能性（市場リスク）があります。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（またはそれが予想される場合）、当該債券の価値を決定することは困難です。したがって、評価は概算となり、評価者によって異なる可能性があります。流動性のある売買市場がない場合、その債券の適正価格を決定できないことがあります。

ムーディーズ、S & Pまたはその他の認知された格付業者が付与した格付には、債券の市場価格の変動性または流動性の評価は織り込まれていません。債券の格付が投資時点よりも下がった場合は、換金できない可能性があります。

ハイブリッド証券のリスク

ハイブリッド証券は、2種類以上の金融商品を組み合わせた（債券等の負債性商品と株式等の資本性商品の両方の要素を組み合わせた証券等）単一の金融商品です。一般的に、ハイブリッド証券には、債券より多くのリスクがあります。ハイブリッド証券に投資した際の商品特性およびリターン水準は、多くの場合、特定の「トリガー事由」の発生の影響を受けます。「トリガー事由」の発生はハイブリッド証券のリターンに対して多大な影響を及ぼす可能性があります。発行会社が「トリガー事由」を制御できない可能性があります。ハイブリッド証券は、市場の価格変動に左右され、流動性は限られており、また、ハイブリッド証券の発行体が支払不能に陥った場合、ハイブリッド証券保有者への弁済順位は、他の債権者に劣後する可能性があります。

「トリガー事由」とは予め定められた措置を発動させる条件のことです。

ハイブリッド証券には、偶発転換社債が含まれます。偶発転換社債は、発行体の自己資本が一定のレベルを下回った場合に損失を吸収する目的で、金融機関によりハイブリッド証券として発行されます。偶発転換社債には、事前に定められた一定のトリガー事由（発行体の自己資本比率が下限を下回った場合、または規制当局による裁量的な判断があった場合等）が生じた場合に、強制的に普通株式に転換されたり、または元本が減額されるリスクがあります。偶発転換社債の投資者は、同じ発行体の他の投資者が損失を被る前に上記の損失を被る可能性があります。また、偶発転換社債の価格は、上記のようなトリガー事由の発生が予期される場合に著しく下落することがあります。偶発転換社債が強制的に普通株式に転換された場合、その時点で損失が一旦確定する可能性があり、また、株価変動リスクにさらされることおよび普通株式は実務上可能な限り早く売却

する方針であることから、損失が回復できなくなることがあります。また、元本が減額された場合には、多くの場合に損失が確定し、回復できなくなることがあります。

外国為替市場のリスク

円投資型受益証券は円建てであり、その1口当たり純資産価格も円で表示されます。また、米ドル投資型受益証券は米ドル建てであり、その1口当たり純資産価格も米ドルで表示されます。また、投資対象資産は米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建ての資産です。

< 円投資型受益証券に係る為替ヘッジ >

円投資型受益証券については米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクを軽減しますが、当該投資対象資産の価格が今後変動することなどにより、当該為替リスクを100%回避できるわけではありません。また、為替ヘッジを利用した場合、米ドルが円に対して上昇しても、円投資型受益証券の純資産価格は上昇するものではありません。また、円の金利が米ドルの金利を下回る場合、これらの金利の差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジコストとなります。円の金利が米ドルの金利を上回る場合、これらの金利の差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジ差益となることが期待されます。

< 投資対象資産に係る為替取引 >

管理会社および/またはその委託先は、米ドルと米ドル以外の通貨の間の変動に対する米ドル以外の通貨建て資産の通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指しますが、米ドル以外の通貨建ての資産の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限りません。

外国為替取引市場は、変動性が極めて高く、高度な専門的技術を要します。これらの市場では、流動性や価格の激変等が極めて短時間に発生することがあります（数分の間に発生することも少なくありません。）。外国為替取引リスクには、為替リスク、金利リスク、および為替市場、外国資本による投資または特定の外貨取引の規制を通じた外国政府の介入の可能性などがあります。

管理会社および/またはその委託先は、かかる為替リスクを回避するために、先渡契約、オプション、先物およびスワップ等の金融商品を利用することができます。ポートフォリオのポジションの価値が下落した場合、その価値の下落に対して為替取引を行うことは、ポジションの価値の変動を排除したり、損失を回避するものではなく、市場と同じ動きで収益を得るように設計された別のポジションを建てることで為替取引を行ったポートフォリオのポジションの価値の下落を緩和することです。ただし、為替取引により、ポートフォリオのポジションの価値が上昇しても収益の機会が制限されることがあります。

ヘッジ戦略の効果は、為替や金利の動向により変化することがあります。ヘッジ戦略に使用される先渡契約等とヘッジ対象となる米ドル建てポートフォリオの値動きにおいて、その相関性に変化が生じることがあり、管理会社またはその委託先は、そうした相関性を完全に保つことができない場合があります。こうした不完全な相関性によって、管理会社またはその委託先が意図するヘッジを達成できない、またはファンドが損失を被る可能性があります。

流通市場の欠如

ファンド証券に関して流通市場は予定されていません。その結果、保有するファンド証券の売却を希望する受益者は、多くの場合、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」記載の手続および制限に従った買戻しによらざるをえません。買戻しを請求した日から買戻日までの期間に買戻しを請求したファンド証券の純資産総額が下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負うものとします。

投資目的未達成のリスク

どのような投資期間であっても（短い期間の場合は特に）、ファンドのポートフォリオが投資元本の成長を達成する保証はありません。投資者は、ファンド証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要があります。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴います。副投資運用会社は、損失のリスクを最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定ですが、その戦略が成功する保証はありません。

買戻しの影響

受益者によって大量のファンド証券の買戻しが行われる場合、副投資運用会社は買戻しに必要な資金を調達するために早急にファンドの投資対象を清算し、その結果小さくなったファンド資産に見合ったマーケット・ポジションを構築せざるを得ない可能性があります。

買戻しの制限

受託会社は、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産総額の計算の停止」記載の一定の状況の下においては、純資産総額の決定およびファンド証券の買戻しを停止し、ならびに／または買戻しを請求している受益者に対する買戻代金の支払期限を延期することができます。かかる状況には、ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されており（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間の全部または一部が含まれます。さらに、管理会社は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等 買戻しの繰越し」に記載されるように、受託会社と協議の上で、特定の買戻日に買い戻すことができるファンド証券の口数を決定、または管理会社が決定した方法で制限することができます。

短期的な運用実績

ファンドは、円投資型1508および米ドル投資型1508の運用を2015年8月28日に、円投資型1511および米ドル投資型1511の運用を2015年11月25日に、円投資型1512および米ドル投資型1512の運用を2015年12月22日に、円投資型1603および米ドル投資型1603の運用を2016年3月24日に、円投資型1607および米ドル投資型1607の運用を2016年7月28日に開始しておりますが、その運用履歴および運用実績は短期的です。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が運用する他の投資ファンドの過去の運用実績は、必ずしもファンドの将来の実績を示唆するものではありません。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、海外投資および通貨の本国送金の制限、為替変動、ならびに投資先の国における法規制の変更などの不確定要因によって影響を受ける可能性があります。

ソブリン債のリスク

ファンドは、対外債務の返済が困難になる可能性のある政府または政府機関が発行する債券（ソブリン債）に投資する可能性があります。

このような国は債務に対する元利金の返済期限の変更および負債の再編を余儀なくされることがあります。これは、新たなもしくは修正された融資契約を取り決めるか、または残存投資元本および未払利息を「ブレイディ債」等の証券に転換した上で、利息の支払いのための新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことなどを意味します。

集団的投資スキーム

副投資運用会社は、集団的投資スキームに投資することができます。ある集団的投資スキームのマネジャーが採用した戦略または当該ファンドの特性（流動性およびリスクプロファイルを含みます。）は、時間の経過とともに変化することがあり、これによって当該ファンドの投資対象の収益または商品性が悪影響を受けることがあります。副投資運用会社が投資する集団的投資スキームについてパフォーマンスが低い、または副投資運用会社が予期したようなパフォーマンスが上らない可能性があります。

先物取引

先物の価格は、変動します。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引には極めて大きなレバレッジがかかっています。その結果として、先物市場における比較的小規模な値動きによって投資者が直ちに大きな損失を被ることがあります。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがあります。例えば、取引開始時点で、証拠金として先物契約の10%が預託される場合、先物契約で10%の価格下落が生じ、その時点で先物契約が手仕舞われた場合、仲介手数料が控除される前に証拠金全額に相当する損失を被ることになります。

先物取引は、流動性に欠けることがあります。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがあります。また一部の法域の取引所および規制当局は、特定の先物において一個人またはグループが保有し、または支配することのできる先物ポジションの数に対し投機的ポジションの制限を課しています。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドの先物ポジションを副投資運用会社もしくはその委託先が所有し、または支配するすべての先物ポジションまたは副投資運用会社もしくはその委託先の投資元本と合計することが求められることがあります。その結果、副投資運用会社またはその委託先は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドのポートフォリオで特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性があります。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、副投資運用会社がファンドのポートフォリオで適時に投資対象を売却できるかどうか、を左右します。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が激しい傾向があります。比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、副投資運用会社は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を売却できないことがあります。上記のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値動きの幅を制限しているため、流動性を欠く場合があります。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることすら清算することもできません。このような場合、副投資運用会社は、不利なポジションを迅速に清算できない場合があり、ファンドが多額の損失を被ることがあります。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算目的に限定する可能性があります。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生します。店頭取引のための規制された市場はなく、買呼値と売呼値を設定するのは店頭取引の相手方の業者のみです。市場取引ができない証券への

投資には流動性リスクが伴います。さらに、そのような証券は評価が困難であり、また投資者保護のための規制市場の規則が、発行体に適用されません。

デリバティブのリスク

管理会社および/またはその委託先は、ファンドの投資戦略を実現するために、先物などの広範囲なデリバティブ商品を利用することができます。

デリバティブには、価値が一つまたは複数の原証券、金融ベンチマークまたはインデックスにリンクした商品および契約が含まれます。デリバティブによって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、当該ベンチマークまたは当該インデックスの値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができます。デリバティブの価値は、原資産の価格変動に大幅に依存しています。したがって、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合デリバティブ取引にも当てはまりますが、その他にもデリバティブ取引には数多くのリスクがあります。一例として、デリバティブでは取引を実行する際に支払う、または預託する金額に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、不利な市場変動が比較的小規模であっても、投資元本全額を失うばかりでなく、当初の投資額を上回る損失を被ることがあります。さらに、管理会社および/またはその委託先がファンドの勘定で取得を希望するデリバティブを、満足のいく条件で特定の時点において入手できるという保証はなく、そもそも入手できるか否かも保証されていません。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追加証拠金が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがあります。ファンドの資産価値が急落した場合、管理会社および/またはその委託先は、ファンドの追加証拠金の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性があります。

さらに、管理会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で上場先物契約、店頭外国為替先渡契約およびオプションを売ることができます。これによってファンドは、追加的なリスクにさらされることがあります。

当ファンドにおいて、デリバティブ取引は、ヘッジ目的のためにのみ行う予定です。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、副投資運用会社は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負いません。副投資運用会社は、リサーチまたはサービスを提供するブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払う場合があります。

決済ブローカーの支払不能リスク

ファンドの勘定において、上場先物取引および上場証券取引の決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができます。適用される規則および規制により顧客資産に保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーのうち一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。

保管リスク

ファンドは、直接的または間接的に、保管制度および/または決済制度が十分に整備されていない市場に投資する場合があります。かかる市場で取引され、かつ、当該副保管業者の利用が必要となる状況下では副保管業者に委託されたファンドの資産は、一定のリスクにさらされることがあります。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないうこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律・財務に関する適切な制度の欠如、および中央預託機関の補償制度/賠償基金が存在しないことなどが含まれます。

経済環境

経済環境（例えば、インフレ率、景気、企業間競争、技術開発、政治および外交上の事象および今後の動向、税法およびその他のさまざまな要因を含みます。）の変化は、ファンドのリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの変化は、副投資運用会社には制御不能です。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する副投資運用会社の運用に支障をきたし、ファンドが損失のリスクにさらされることがあります。

為替先渡契約および為替取引のリスク

管理会社および/またはその委託先は、為替リスクを軽減する目的で、様々な国の通貨および多国通貨の間で店頭為替先渡契約および通貨オプション取引または通貨先物オプションを取引することができます。店頭為替先渡契約は、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で購入または売却して別の通貨と交換するという契約上の合意に基づいて実行されます。

管理会社および/またはその委託先が店頭為替先渡契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡す、または引渡しを受ける取引相手に依存することになります。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の日々の値動きに制限はなく、取引相手は、こうした取引のマーケット・メイクを継続する義務を負いません。これまでも店頭為替先渡契約の取引相手が取引の値付けを拒絶したり、買呼値と売呼値の間に異常に広いスプレッドがある値付けをした時期があります。取引相手方は、こうした取引の値付けをいつでも拒絶することができます。

管理会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭為替先渡契約をする際に、取引相手の信用破綻または取引の不履行のリスクにさらされます。取引が不履行となった場合、取引から期待された利益が得られない結果となります。

店頭為替先渡契約は、（例えば、ISDAマスター・アグリーメント等の）取引条件を規定するネットィング契約を活用せずに行われることがあります。取引相手が債務不履行に陥った場合、店頭為替先渡契約に関連する債務は相殺されません。さらに、取引相手の信用リスクを軽減するための証拠金や担保の差入れは行われません。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

管理会社および/またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭取引を行います。一般論として、店頭市場は、組織化された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていません。さらに、組織化された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられていません。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する解釈の相違を理由に取引相手が

取引を決済しないリスクにさらされます。管理会社および/またはその委託先が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、管理会社および/またはその委託先がファンドの取引を規制取引所だけで行う場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることとなります。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性があります。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する解釈の相違（正当な主張であるとは限りません。）を理由として、または信用もしくは流動性の問題から取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、その結果、ファンドが損失を被ることになる場合があります。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大します。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および/またはこれらの委託先は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を特定の取引相手に集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能がない場合もあります。内部評価制度が利用される場合でもその評価は参考情報にとどまり、かかる制度が実際の信用度の変化を適時かつ正確に反映するものではありません。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社が一もしくは複数の取引相手と取引することができ、利用される内部評価制度に限界があり、かつ、その取引相手の財務力についての外部の評価が欠如していることで、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合があります。

ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合がありますが、これは、取引所決済機関の履行保証等組織化された取引所におけるデリバティブの取引参加者に適用されるのと同様の保護が、それらの非上場デリバティブの取引には与えられないことによります。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および/またはこれらの委託先がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手が破綻または債務不履行となった場合、ファンドに多額の損失が発生する可能性があります。受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社またはこれらの委託先は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない場合、うまく機能しない可能性があります。

近年、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含みます。）が契約上の義務を期日に履行することが不可能、または不履行寸前の状態になり、金融市場における不確実性が高まりました。そのため、前例のない規模の政府の介入、信用および流動性の収縮、取引および融資取決めの早期解約、ならびに支払い・引渡しの停止および不履行が起りました。かかる混乱の結果、支払能力のあるプライムブローカーおよびレンダーさえ、新たな投資への融資を希望せずもしくは消極的な態度を示し、または従前の取引に比べて借り手に著しく不利な条件で融資を行いました。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もありません。

ポートフォリオ構築に要する期間

ファンドには、募集による購入資金でポートフォリオを構築する期間に、一定のリスクが伴う可能性があります。さらにこの期間には、ファンドの一つまたは複数のポートフォリオの分散投資のレベルが、すでにポートフォリオの構築が完成したファンドと比べて低くなるという一定のリスクもあります。副投資運用会社は、様々な方法でポートフォリオを構築する場合があります。これは、市況に対する判断によるものでもあり、これらの手法が成功するという保証はありません。

金融業への集中リスク

ファンドは、主に世界的な金融機関が発行するシニア債およびハイブリッド証券に投資することから、金融規制当局の方針、規制上の要件および金融システムの安定性といった金融業への投資に特有のリスクにさらされます。

将来の規制の変更が予測不能であること

証券市場およびデリバティブ市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用されます。さらに、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有します。証券およびデリバティブの規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測不能ですが、重大な悪影響となる可能性があります。

F A T C A

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」といいます。）により、ファンドがF A T C Aに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはF A T C Aに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があります。これにより、ファンドの純資産価額が減少することになります。

販売会社においてF A T C Aに関連する法令、規制又はガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性があります。

クラス間債務

あるクラスの受益証券保有者は、他のクラスの資産に関していかなる権利も有しません。しかし、特定のクラス受益証券の債務が当該クラスに帰属する資産を超過した場合、ファンドの債権者は他のクラス受益証券に帰属する資産に遡求することができます。

ボルカー・ルール

ボルカー・ルールは、一般に、B N Yメロンおよびその関連会社と、B N Yメロンおよび/またはその関連会社により運営される一定の合同運用ピークル（ファンドを含みます。）との間における信用供与を伴う一定の取引を禁止しています。B N Yメロン関連会社は、世界各国において証券清算・決済サービスをブローカー・ディーラーに提供しています。証券清算・決済プロセスの運用構造上、証券清算機関とファンドとの間に意図しない日中信用供与が生じる可能性があります。その結果、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、B N Yメロン関連会社を証券清算機関として利用するブローカー・ディーラーを通じてファンドのために取引を遂行する際に制限を受けます。当該制限を受けた場合、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、当該制限を受けなければ最良執行義務を履行する際に利用したであろうブローカー・ディーラーを通じて取引を遂行することを妨げられる可能性があります。

リスクに対する管理体制

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、定期的に報告します。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は、副投資運用会社が適切に評価します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

ファンド証券は現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

日本国内における申込手数料

ファンド証券は現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

購入後6年未満で買い戻すファンド証券（任意の買戻し、または後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し手続等 強制買戻し」記載の規定に従い行われる強制的な買戻しかを問いません。）については、管理会社に支払われる以下の買戻し手数料が課せられます。

< 円投資型1508 / 米ドル投資型1508 >

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2015年8月28日から2016年8月27日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2016年8月28日から2017年8月27日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2017年8月28日から2018年8月27日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2018年8月28日から2019年8月27日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2019年8月28日から2020年8月27日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2020年8月28日から2021年8月27日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2021年8月28日以降	かかりません	かかりません

< 円投資型1511 / 米ドル投資型1511 >

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2015年11月25日から2016年11月24日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2016年11月25日から2017年11月24日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2017年11月25日から2018年11月24日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2018年11月25日から2019年11月24日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2019年11月25日から2020年11月24日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2020年11月25日から2021年11月24日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2021年11月25日以降	かかりません	かかりません

< 円投資型1512 / 米ドル投資型1512 >

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2015年12月22日から2016年12月21日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2016年12月22日から2017年12月21日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2017年12月22日から2018年12月21日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2018年12月22日から2019年12月21日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2019年12月22日から2020年12月21日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2020年12月22日から2021年12月21日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2021年12月22日以降	かかりません	かかりません

< 円投資型1603 / 米ドル投資型1603 >

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2016年3月24日から2017年3月23日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル

2017年3月24日から2018年3月23日まで	同	175円	同	1.75米ドル
2018年3月24日から2019年3月23日まで	同	150円	同	1.50米ドル
2019年3月24日から2020年3月23日まで	同	125円	同	1.25米ドル
2020年3月24日から2021年3月23日まで	同	100円	同	1.00米ドル
2021年3月24日から2022年3月23日まで	同	50円	同	0.50米ドル
2022年3月24日以降		かかりません		かかりません

< 円投資型1607 / 米ドル投資型1607 >

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2016年7月28日から2017年7月27日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2017年7月28日から2018年7月27日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2018年7月28日から2019年7月27日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2019年7月28日から2020年7月27日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2020年7月28日から2021年7月27日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2021年7月28日から2022年7月27日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2022年7月28日以降	かかりません	かかりません

(注) シリーズ・トラスト受益者決議によりファンドが償還する場合についても、管理会社はその裁量において異なる決定を行わない限り、残存するすべてのファンド証券（ファンドの償還について反対した受益者が保有するものを含みます。）についてファンドの償還時に買戻しが行われたものとみなされて、買戻手数料が課されます。

日本国内における買戻手数料

上記「 海外における買戻手数料」に記載の通りです。ご負担いただく買戻手数料は、ファンド証券の保有期間が長期に及ぶほど、次第に減っていきます。買戻手数料は、換金（買戻し）時に頂戴するもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。）の対価となります。

なお、買戻手数料には消費税は課せられません。

(3) 【管理報酬等】

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.45パーセントの管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。また、管理会社は、ファンドの資産から、円投資型受益証券については円投資型受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.32パーセント、米ドル投資型受益証券については米ドル投資型受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.34パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

更に、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

管理会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払います。投資運用会社は、副投資運用会社の報酬を支払う責任を負います。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含みます。）の対価として管理会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

管理事務代行会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

保管会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として、保管会社に支払われます。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、ファンド全体で最低年間報酬額を10,000米ドルとします。）を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われます。

販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.52パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

販売会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われます。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われます。

代行協会員は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受けます。

代行協会員報酬は、運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供業務、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、（a）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（b）（ ）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ ）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、（ ）副保管会社の報酬および費用、（ ）政府および政府機関に支払うすべての税金および手数料、（ ）借入利息、（ ）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷、配付および翻訳にかかる費用、（ ）保険料（もしあれば）、（ ）訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、（ ）登録業務の提供、（x）財務書類の作成および純資産総額の計算、（xi）ファンドの構築に関連するコーポレート・ファイナンスまたはコンサルティング費用、通知、小切手、ステートメントの送付を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用、（x）管理会社、受託会社その他の業務提供者に対して、またはこれらの者により提供される業務に関して支払われる公租公課、物品・売上税、登録手数料、（x）基本信託証書に基づき、受託会社、会計監査人、管理会社（およびそれらにより適法に選任された委託先）に対する補償に必要な費用、（x）基本信託証書に基づく義務の適正な履行の結果、管理会社もしくは受託会社またはこれらの委託先が適切かつ合理的に負担したその他のすべての費用、手数料および報酬、ならびに（x）基本信託証書にファンドの資産から支払われることが明記されているその他の報酬、費用および手数料を含め、ファンドの管理に係るすべての原価および費用を負担します。当該原価および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該原価および費用を負担します。

ファンドの設立ならびに円投資型1505および米ドル投資型1505のクラスの募集に関連する費用は57,861.96米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1508および米ドル投資型1508の各クラスの設定および募集に関連する費用は17,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1511および米ドル投資型1511の各クラス設定および募集に関連する費用は13,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1512および米ドル投資型1512の各クラス設定および募集に関連する費用は13,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1603および米ドル投資型1603の各クラス設定および募集に関連する費用は14,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

円投資型1607および米ドル投資型1607の各クラス設定および募集に関連する費用は15,000米ドルとなりました。かかる費用は、管理会社がその他の方法を適用することを決定しない限り、ファンドの最初の5会計年度以内に償却されます。

（注）弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

（A）日本

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
 (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
 (3) 日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315% (注)	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

(注) 復興特別所得税を含みます。以下同じです。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
 (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課せられません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督に保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されています。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

本表は、ファンドの2022年5月末日時点で運用している全クラスの資産を合計したシリーズ・トラストの資産を表示したものです。

(2022年5月末日現在)

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
固定利付債	アメリカ合衆国	6,171,987	62.03
	イギリス	780,732	7.85
	スペイン	322,078	3.24
	小計	7,274,796	73.11
変動利付債	アメリカ合衆国	6,278,887	63.10
	イギリス	442,458	4.45
	ドイツ	326,942	3.29
	アイルランド	185,504	1.86
	小計	7,233,790	72.70
小計		14,508,586	145.81
現金、預金およびその他の資産 (負債控除後)		-4,558,169	-45.81
合計 (純資産総額)		9,950,417 (約1,276百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

本表は、ファンドの2022年5月末日時点で運用している全クラスの投資有価証券の銘柄を合計したシリーズ・トラストの主要銘柄を表示したものです。

(2022年5月末日現在)

順位	銘柄	国名 (発行地)	種類	通貨	額面価額	利率 (%)	償還日	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	CREDIT AGRICOLE 4.375% 17/03/25	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	750,000.00	4.375	2025/3/17	765,067.50	751,673.25	7.55
2	PRUDENTIAL FIN FRN 15/06/43	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	550,000.00	5.625	2043/6/15	580,197.44	544,942.20	5.48
3	JPMORGAN CHASE FRN 05/12/29	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	505,000.00	4.452	2029/12/5	505,000.00	508,011.82	5.11
4	AQUARIUS & INV ZUR FRN 02/10/43	イギリス	変動利 付債	ユーロ	400,000.00	4.25	2043/10/2	492,450.02	442,457.57	4.45
5	CREDIT SUISSE GP 6.5% 08/08/23	イギリス	固定利 付債	米ドル	350,000.00	6.5	2023/8/8	392,092.11	357,000.00	3.59
6	HSBC HDGS PLC 3.9% 25/05/26	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	350,000.00	3.9	2026/5/25	348,764.50	347,256.35	3.49
7	NORDEA BANK AB FRN 13/09/33	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	350,000.00	4.625	2033/9/13	350,000.00	344,214.85	3.46

順位	銘柄	国名 (発行地)	種類	通貨	額面価額	利率 (%)	償還日	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
8	BNP PARIBAS FRN 12/08/35	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	410,000.00	2.588	2035/8/12	410,000.00	333,798.22	3.35
9	ING GROEP NV 3.5500% 09/04/24	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	330,000.00	3.55	2024/4/9	329,505.00	330,289.74	3.32
10	ALLIANZ SE FRN 29/09/49	ドイツ	変動利 付債	ユーロ	300,000.00	3.375	2169/9/18	325,509.67	326,941.95	3.29
11	BANCO SANTAND 2.5000% 18/03/25	スペイン	固定利 付債	ユーロ	300,000.00	2.5	2025/3/18	318,846.58	322,078.08	3.24
12	RBS FRN 29/12/49	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	300,000.00	8	2169/9/30	300,000.00	313,125.00	3.15
13	LLOYDS BANK 4.65% 24/03/26	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	300,000.00	4.65	2026/3/24	289,998.00	300,346.20	3.02
14	CREDIT SUISSE GP 3.75% 26/03/25	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	300,000.00	3.75	2025/3/26	293,469.00	295,811.10	2.97
15	SOCIETE GENERALE 4.25% 19/08/26	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	295,000.00	4.25	2026/8/19	293,312.60	288,247.16	2.90
16	BANK OF AMERICA FRN 29/12/49	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	250,000.00	6.3	2169/9/10	273,700.00	254,686.75	2.56
17	BNP PARIBAS 4.25% 15/10/24	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	250,000.00	4.25	2024/10/15	260,730.00	253,701.00	2.55
18	CITIGROUP INC FRN 10/01/28	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	255,000.00	3.887	2028/1/10	247,525.95	251,417.76	2.53
19	TORONTO DOM BK FRN 15/09/31	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	235,000.00	3.625	2031/9/15	234,588.75	230,603.39	2.32
20	CITIGROUP INC FRN 10/03/70	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	250,000.00	4	2170/3/10	250,000.00	225,216.00	2.26
21	AERCAP IRELAND 1.7500% 30/01/26	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	250,000.00	1.75	2026/1/30	247,190.00	222,843.00	2.24
22	WESTPAC BANKING FRN 23/11/31	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	225,000.00	4.322	2031/11/23	225,000.00	220,217.85	2.21
23	DISCOVER BANK 2.7000% 06/02/30	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	250,000.00	2.7	2030/2/6	249,477.50	217,447.00	2.19
24	BNP PARIBAS 2.75% 27/01/26	イギリス	固定利 付債	ユーロ	200,000.00	2.75	2026/1/27	213,478.19	214,265.62	2.15
25	ING GROEP NV FRN 01/04/32	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	250,000.00	2.727	2032/4/1	250,000.00	213,645.75	2.15
26	MORGAN STANLEY 1.75% 30/01/25	イギリス	固定利 付債	ユーロ	195,000.00	1.75	2025/1/30	208,633.26	209,465.91	2.11
27	UBS GROUP 4.125% 24/09/25	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	200,000.00	4.125	2025/9/24	208,154.50	201,075.40	2.02
28	BARCLAYS PLC 5.25% 17/08/45	アメリカ 合衆国	固定利 付債	米ドル	200,000.00	5.25	2045/8/17	199,520.00	200,814.40	2.02
29	WELLS FARGO & CO FRN 31/12/49	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	200,000.00	5.875	2170/6/15	211,100.00	200,786.00	2.02
30	LLOYDS BK GR PLC FRN 09/07/25	アメリカ 合衆国	変動利 付債	米ドル	200,000.00	3.87	2025/7/9	200,000.00	200,122.20	2.01

【投資不動産物件】

該当事項ありません(2022年5月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません(2022年5月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2021年6月1日から2022年5月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

(円投資型1508)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2016年1月末日)	329,972,866	9,970
第2会計年度末 (2017年1月末日)	295,062,470	10,002
第3会計年度末 (2018年1月末日)	301,291,177	10,213
第4会計年度末 (2019年1月末日)	187,081,283	9,924
第5会計年度末 (2020年1月末日)	184,557,911	10,576
第6会計年度末 (2021年1月末日)	185,533,535	10,818
第7会計年度末 (2022年1月末日)	155,184,821	10,311
2021年6月末日	165,662,414	10,722
7月末日	166,844,948	10,799
8月末日	166,596,499	10,783
9月末日	163,806,996	10,671
10月末日	160,070,116	10,601
11月末日	159,586,489	10,604
12月末日	158,642,092	10,541
2022年1月末日	155,184,821	10,311
2月末日	51,021,638	10,103
3月末日	49,752,454	9,852
4月末日	48,154,525	9,536
5月末日	48,150,905	9,535

(米ドル投資型1508)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2016年1月末日)	2,319,302.17	297,357,731	100.06	12,829
第2会計年度末 (2017年1月末日)	2,349,915.14	301,282,620	101.38	12,998
第3会計年度末 (2018年1月末日)	2,324,132.25	297,976,996	104.04	13,339
第4会計年度末 (2019年1月末日)	2,067,523.68	265,077,211	102.36	13,124
第5会計年度末 (2020年1月末日)	2,106,828.51	270,116,483	110.88	14,216
第6会計年度末 (2021年1月末日)	646,915.51	82,941,038	113.49	14,551
第7会計年度末 (2022年1月末日)	478,871.39	61,396,101	107.61	13,797
2021年6月末日	639,274.98	81,961,445	112.15	14,379
7月末日	644,116.13	82,582,129	113.00	14,488
8月末日	641,613.86	82,261,313	112.56	14,431
9月末日	495,913.27	63,581,040	111.44	14,288
10月末日	492,695.87	63,168,537	110.72	14,195
11月末日	491,558.51	63,022,717	110.46	14,162
12月末日	489,226.45	62,723,723	109.94	14,095
2022年1月末日	478,871.39	61,396,101	107.61	13,797
2月末日	467,778.39	59,973,867	105.12	13,477
3月末日	456,780.44	58,563,820	102.65	13,161
4月末日	438,211.60	56,183,109	99.59	12,768
5月末日	442,984.10	56,794,991	100.68	12,908

(円投資型1511)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2016年1月末日)	591,176,028	9,892
第2会計年度末 (2017年1月末日)	587,909,936	9,922
第3会計年度末 (2018年1月末日)	245,690,822	10,131
第4会計年度末 (2019年1月末日)	205,876,676	9,826
第5会計年度末 (2020年1月末日)	189,020,269	10,471
第6会計年度末 (2021年1月末日)	158,003,371	10,711
第7会計年度末 (2022年1月末日)	48,510,913	10,209
2021年6月末日	50,446,395	10,616
7月末日	50,806,492	10,692
8月末日	50,730,365	10,676
9月末日	50,205,893	10,565
10月末日	49,872,846	10,495
11月末日	49,886,878	10,498
12月末日	49,591,659	10,436
2022年1月末日	48,510,913	10,209
2月末日	47,530,423	10,002
3月末日	46,348,084	9,753
4月末日	44,859,495	9,440
5月末日	44,855,645	9,439

（米ドル投資型1511）

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2016年1月末日)	3,170,897.06	406,540,712	99.09	12,704
第2会計年度末 (2017年1月末日)	3,208,104.18	411,311,037	100.38	12,870
第3会計年度末 (2018年1月末日)	3,243,601.14	415,862,102	102.99	13,204
第4会計年度末 (2019年1月末日)	3,142,254.67	402,868,471	101.31	12,989
第5会計年度末 (2020年1月末日)	2,753,294.46	352,999,883	109.73	14,068
第6会計年度末 (2021年1月末日)	2,519,969.35	323,085,270	112.31	14,399
第7会計年度末 (2022年1月末日)	1,675,650.50	214,835,151	106.47	13,651
2021年6月末日	2,456,725.20	314,976,738	110.97	14,227
7月末日	2,475,329.67	317,362,017	111.81	14,335
8月末日	2,465,620.45	316,117,198	111.38	14,280
9月末日	2,441,030.39	312,964,506	110.26	14,136
10月末日	2,425,193.43	310,934,050	109.55	14,045
11月末日	1,720,044.84	220,526,949	109.29	14,012
12月末日	1,711,884.55	219,480,718	108.77	13,945
2022年1月末日	1,675,650.50	214,835,151	106.47	13,651
2月末日	1,636,768.32	209,850,066	104.00	13,334
3月末日	1,598,286.24	204,916,279	101.56	13,021
4月末日	1,550,737.86	198,820,101	98.53	12,633
5月末日	1,567,558.36	200,976,657	99.60	12,770

(円投資型1512)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2016年1月末日)	1,924,242,104	9,939
第2会計年度末 (2017年1月末日)	1,924,437,205	9,968
第3会計年度末 (2018年1月末日)	1,949,786,077	10,178
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,879,825,398	9,873
第5会計年度末 (2020年1月末日)	1,954,858,635	10,521
第6会計年度末 (2021年1月末日)	1,890,997,913	10,762
第7会計年度末 (2022年1月末日)	1,342,265,832	10,257
2021年6月末日	1,824,066,833	10,666
7月末日	1,837,087,412	10,743
8月末日	1,836,047,901	10,736
9月末日	1,815,368,572	10,616
10月末日	1,381,535,648	10,545
11月末日	1,383,235,282	10,558
12月末日	1,373,742,321	10,486
2022年1月末日	1,342,265,832	10,257
2月末日	1,316,436,094	10,060
3月末日	1,282,413,086	9,800
4月末日	1,238,379,492	9,485
5月末日	290,203,763	9,496

(米ドル投資型1512)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2016年1月末日)	2,686,561.92	344,444,104	99.49	12,756
第2会計年度末 (2017年1月末日)	1,894,219.60	242,857,895	100.79	12,922
第3会計年度末 (2018年1月末日)	1,738,529.68	222,896,890	103.43	13,261
第4会計年度末 (2019年1月末日)	1,656,878.08	212,428,339	101.75	13,045
第5会計年度末 (2020年1月末日)	1,324,857.19	169,859,940	110.22	14,131
第6会計年度末 (2021年1月末日)	1,284,845.62	164,730,057	112.83	14,466
第7会計年度末 (2022年1月末日)	1,201,997.65	154,108,119	106.97	13,715
2021年6月末日	1,269,559.21	162,770,186	111.49	14,294
7月末日	1,279,173.42	164,002,824	112.34	14,403
8月末日	1,267,495.92	162,505,652	112.30	14,398
9月末日	1,250,377.28	160,310,871	110.78	14,203
10月末日	1,242,265.06	159,270,803	110.06	14,111
11月末日	1,243,855.51	159,474,715	110.20	14,129
12月末日	1,233,453.41	158,141,062	109.28	14,011
2022年1月末日	1,201,997.65	154,108,119	106.97	13,715
2月末日	1,178,569.83	151,104,438	104.88	13,447
3月末日	1,082,211.91	138,750,389	102.03	13,081
4月末日	1,050,016.53	134,622,619	98.99	12,692
5月末日	1,065,759.72	136,641,054	100.48	12,883

(円投資型1603)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	542,330,269	10,033
第3会計年度末 (2018年1月末日)	551,741,791	10,245
第4会計年度末 (2019年1月末日)	228,862,344	9,938
第5会計年度末 (2020年1月末日)	221,656,098	10,590
第6会計年度末 (2021年1月末日)	214,287,447	10,834
第7会計年度末 (2022年1月末日)	188,234,937	10,326
2021年6月末日	195,743,478	10,737
7月末日	197,140,737	10,814
8月末日	197,029,185	10,808
9月末日	194,811,259	10,686
10月末日	193,518,954	10,615
11月末日	193,757,031	10,628
12月末日	192,428,512	10,556
2022年1月末日	188,234,937	10,326
2月末日	184,612,659	10,127
3月末日	179,842,568	9,865
4月末日	174,066,456	9,548
5月末日	174,236,724	9,558

(米ドル投資型1603)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	3,431,183.80	439,912,075	101.30	12,988
第3会計年度末 (2018年1月末日)	402,574.40	51,614,064	104.00	13,334
第4会計年度末 (2019年1月末日)	393,489.62	50,449,304	102.31	13,117
第5会計年度末 (2020年1月末日)	226,779.64	29,075,418	110.84	14,211
第6会計年度末 (2021年1月末日)	232,175.23	29,767,186	113.48	14,549
第7会計年度末 (2022年1月末日)	220,121.80	28,221,816	107.59	13,794
2021年6月末日	229,422.35	29,414,239	112.13	14,376
7月末日	231,159.73	29,636,989	112.98	14,485
8月末日	231,078.72	29,626,603	112.94	14,480
9月末日	227,962.46	29,227,067	111.42	14,285
10月末日	226,483.48	29,037,447	110.70	14,193
11月末日	226,773.45	29,074,624	110.84	14,211
12月末日	224,881.69	28,832,081	109.91	14,092
2022年1月末日	220,121.80	28,221,816	107.59	13,794
2月末日	215,831.47	27,671,753	105.49	13,525
3月末日	204,830.02	26,261,257	102.62	13,157
4月末日	198,736.40	25,479,994	99.57	12,766
5月末日	201,716.11	25,862,022	101.06	12,957

(円投資型1607)

	純資産総額	1口当たりの純資産価格
	円	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	1,965,250,794	9,821
第3会計年度末 (2018年1月末日)	1,900,355,693	10,028
第4会計年度末 (2019年1月末日)	655,760,826	9,727
第5会計年度末 (2020年1月末日)	689,977,837	10,365
第6会計年度末 (2021年1月末日)	414,731,512	10,602
第7会計年度末 (2022年1月末日)	387,064,261	10,104
2021年6月末日	405,013,420	10,517
7月末日	407,514,044	10,582
8月末日	407,283,454	10,576
9月末日	400,979,379	10,467
10月末日	397,940,791	10,388
11月末日	398,430,357	10,400
12月末日	396,072,537	10,339
2022年1月末日	387,064,261	10,104
2月末日	270,614,090	9,909
3月末日	263,882,455	9,663
4月末日	254,443,900	9,343
5月末日	254,692,792	9,352

(米ドル投資型1607)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第2会計年度末 (2017年1月末日)	739,871.87	94,858,972	98.56	12,636
第3会計年度末 (2018年1月末日)	699,341.65	89,662,593	101.10	12,962
第4会計年度末 (2019年1月末日)	489,224.34	62,723,453	99.42	12,747
第5会計年度末 (2020年1月末日)	529,848.20	67,931,838	107.67	13,804
第6会計年度末 (2021年1月末日)	353,277.93	45,293,763	110.16	14,124
第7会計年度末 (2022年1月末日)	334,778.83	42,921,994	104.39	13,384
2021年6月末日	350,302.01	44,912,221	109.23	14,004
7月末日	351,662.95	45,086,707	109.65	14,058
8月末日	351,539.71	45,070,906	109.62	14,054
9月末日	348,033.75	44,621,407	108.52	13,913
10月末日	344,500.99	44,168,472	107.42	13,772
11月末日	344,942.05	44,225,020	107.56	13,790
12月末日	343,305.56	44,015,206	107.05	13,725
2022年1月末日	334,778.83	42,921,994	104.39	13,384
2月末日	328,253.74	42,085,412	102.36	13,124
3月末日	320,536.16	41,095,941	99.95	12,815
4月末日	309,754.29	39,713,598	96.59	12,384
5月末日	314,398.52	40,309,034	98.04	12,570

【分配の推移】

(円投資型1508)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第1会計年度(2015年8月28日 - 2016年1月末日)	60	
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	140	
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	40	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	40	
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	40	
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	40	
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	40	

(米ドル投資型1508)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第1会計年度(2015年8月28日 - 2016年1月末日)	0.6	77
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	2.0	256
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	1.6	205
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	1.6	205
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	1.6	205
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	1.6	205
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	1.6	205

(円投資型1511)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第1会計年度(2015年11月25日 - 2016年1月末日)	0	
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	140	
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	40	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	40	
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	40	
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	40	
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	40	

(米ドル投資型1511)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第1会計年度(2015年11月25日 - 2016年1月末日)	0.0	0
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	2.0	256
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	1.6	205
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	1.6	205
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	1.6	205
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	1.6	205
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	1.6	205

(円投資型1512)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第1会計年度(2015年12月22日 - 2016年1月末日)	0	
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	140	
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	40	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	40	
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	40	
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	40	
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	40	

(米ドル投資型1512)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第1会計年度(2015年12月22日 - 2016年1月末日)	0.0	0
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	2.0	256
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	1.6	205
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	1.6	205
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	1.6	205
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	1.6	205
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	1.6	205

(円投資型1603)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第2会計年度(2016年3月24日 - 2017年1月末日)	80	
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	40	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	40	
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	40	
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	40	
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	40	

(米ドル投資型1603)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第2会計年度(2016年3月24日 - 2017年1月末日)	1.4	179
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	1.6	205
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	1.6	205
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	1.6	205
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	1.6	205
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	1.6	205

(円投資型1607)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	円	
第2会計年度(2016年7月28日 - 2017年1月末日)	20	
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	40	
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	40	
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	40	
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	40	
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	40	

(米ドル投資型1607)

会計年度	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第2会計年度(2016年7月28日 - 2017年1月末日)	0.8	103
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	1.6	205
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	1.6	205
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	1.6	205
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	1.6	205
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	1.6	205

【収益率の推移】

(円投資型1508)

会計年度	収益率(注)
第1会計年度(2015年8月28日 - 2016年1月末日)	0.30%
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	1.73%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.51%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.44%
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	6.97%
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	2.67%
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	- 4.32%

(米ドル投資型1508)

会計年度	収益率(注)
第1会計年度(2015年8月28日 - 2016年1月末日)	0.66%
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	3.32%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	4.20%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 0.08%
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	9.89%
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	3.80%
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	- 3.77%

(円投資型1511)

会計年度	収益率(注)
第1会計年度(2015年11月25日 - 2016年1月末日)	- 1.08%
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	1.72%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.51%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.62%
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	6.97%
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	2.67%
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	- 4.31%

(米ドル投資型1511)

会計年度	収益率(注)
第1会計年度(2015年11月25日 - 2016年1月末日)	- 0.91%
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	3.32%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	4.19%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 0.08%
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	9.89%
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	3.81%
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	- 3.78%

(円投資型1512)

会計年度	収益率(注)
第1会計年度(2015年12月22日 - 2016年1月末日)	- 0.61%
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	1.70%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.51%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.60%
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	6.97%
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	2.67%
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	- 4.32%

(米ドル投資型1512)

会計年度	収益率(注)
第1会計年度(2015年12月22日 - 2016年1月末日)	- 0.51%
第2会計年度(2016年2月1日 - 2017年1月末日)	3.32%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	4.21%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 0.08%
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	9.90%
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	3.82%
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	- 3.78%

(円投資型1603)

会計年度	収益率(注)
第2会計年度(2016年3月24日 - 2017年1月末日)	1.13%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.51%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.61%
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	6.96%
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	2.68%
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	- 4.32%

(米ドル投資型1603)

会計年度	収益率(注)
第2会計年度(2016年3月24日 - 2017年1月末日)	2.70%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	4.24%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 0.09%
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	9.90%
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	3.83%
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	- 3.78%

(円投資型1607)

会計年度	収益率(注)
第2会計年度(2016年7月28日 - 2017年1月末日)	- 1.59%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	2.52%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 2.60%
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	6.97%
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	2.67%
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	- 4.32%

(米ドル投資型1607)

会計年度	収益率(注)
第2会計年度(2016年7月28日 - 2017年1月末日)	- 0.64%
第3会計年度(2017年2月1日 - 2018年1月末日)	4.20%
第4会計年度(2018年2月1日 - 2019年1月末日)	- 0.08%
第5会計年度(2019年2月1日 - 2020年1月末日)	9.91%
第6会計年度(2020年2月1日 - 2021年1月末日)	3.80%
第7会計年度(2021年2月1日 - 2022年1月末日)	- 3.79%

(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

ただし、設定日の属する会計年度については、b = 当初発行価格(円投資型受益証券の場合は10,000円、米ドル投資型受益証券の場合は100米ドル)

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

(円投資型1508)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年8月28日 - 2016年1月末日)	33,095 (33,095)	0 (0)	33,095 (33,095)
第2会計年度 (2016年2月1日 - 2017年1月末日)	0 (0)	3,594 (3,594)	29,501 (29,501)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	0 (0)	29,501 (29,501)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	10,650 (10,650)	18,851 (18,851)
第5会計年度 (2019年2月1日 - 2020年1月末日)	0 (0)	1,400 (1,400)	17,451 (17,451)
第6会計年度 (2020年2月1日 - 2021年1月末日)	0 (0)	301 (301)	17,150 (17,150)
第7会計年度 (2021年2月1日 - 2022年1月末日)	0 (0)	2,100 (2,100)	15,050 (15,050)

(米ドル投資型1508)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年8月28日 - 2016年1月末日)	23,179 (23,179)	0 (0)	23,179 (23,179)
第2会計年度 (2016年2月1日 - 2017年1月末日)	0 (0)	0 (0)	23,179 (23,179)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	840 (840)	22,339 (22,339)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	2,140 (2,140)	20,199 (20,199)
第5会計年度 (2019年2月1日 - 2020年1月末日)	0 (0)	1,198 (1,198)	19,001 (19,001)
第6会計年度 (2020年2月1日 - 2021年1月末日)	0 (0)	13,301 (13,301)	5,700 (5,700)
第7会計年度 (2021年2月1日 - 2022年1月末日)	0 (0)	1,250 (1,250)	4,450 (4,450)

(円投資型1511)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年11月25日 - 2016年1月末日)	59,767 (59,767)	5 (5)	59,762 (59,762)
第2会計年度 (2016年2月1日 - 2017年1月末日)	0 (0)	510 (510)	59,252 (59,252)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	35,000 (35,000)	24,252 (24,252)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	3,300 (3,300)	20,952 (20,952)
第5会計年度 (2019年2月1日 - 2020年1月末日)	0 (0)	2,900 (2,900)	18,052 (18,052)
第6会計年度 (2020年2月1日 - 2021年1月末日)	0 (0)	3,300 (3,300)	14,752 (14,752)
第7会計年度 (2021年2月1日 - 2022年1月末日)	0 (0)	10,000 (10,000)	4,752 (4,752)

(米ドル投資型1511)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年11月25日 - 2016年1月末日)	32,001 (32,001)	0 (0)	32,001 (32,001)
第2会計年度 (2016年2月1日 - 2017年1月末日)	0 (0)	40 (40)	31,961 (31,961)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	467 (467)	31,494 (31,494)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	478 (478)	31,016 (31,016)
第5会計年度 (2019年2月1日 - 2020年1月末日)	0 (0)	5,924 (5,924)	25,092 (25,092)
第6会計年度 (2020年2月1日 - 2021年1月末日)	0 (0)	2,654 (2,654)	22,438 (22,438)
第7会計年度 (2021年2月1日 - 2022年1月末日)	0 (0)	6,700 (6,700)	15,738 (15,738)

(円投資型1512)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年12月22日 - 2016年1月末日)	193,610 (193,610)	0 (0)	193,610 (193,610)
第2会計年度 (2016年2月1日 - 2017年1月末日)	0 (0)	550 (550)	193,060 (193,060)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	1,500 (1,500)	191,560 (191,560)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	1,150 (1,150)	190,410 (190,410)
第5会計年度 (2019年2月1日 - 2020年1月末日)	0 (0)	4,600 (4,600)	185,810 (185,810)
第6会計年度 (2020年2月1日 - 2021年1月末日)	0 (0)	10,100 (10,100)	175,710 (175,710)
第7会計年度 (2021年2月1日 - 2022年1月末日)	0 (0)	44,850 (44,850)	130,860 (130,860)

(米ドル投資型1512)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2015年12月22日 - 2016年1月末日)	27,003 (27,003)	0 (0)	27,003 (27,003)
第2会計年度 (2016年2月1日 - 2017年1月末日)	0 (0)	8,210 (8,210)	18,793 (18,793)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	1,985 (1,985)	16,808 (16,808)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	524 (524)	16,284 (16,284)
第5会計年度 (2019年2月1日 - 2020年1月末日)	0 (0)	4,264 (4,264)	12,020 (12,020)
第6会計年度 (2020年2月1日 - 2021年1月末日)	0 (0)	633 (633)	11,387 (11,387)
第7会計年度 (2021年2月1日 - 2022年1月末日)	0 (0)	150 (150)	11,237 (11,237)

(円投資型1603)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年3月24日 - 2017年1月末日)	55,055 (55,055)	1,000 (1,000)	54,055 (54,055)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	200 (200)	53,855 (53,855)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	30,825 (30,825)	23,030 (23,030)
第5会計年度 (2019年2月1日 - 2020年1月末日)	0 (0)	2,100 (2,100)	20,930 (20,930)
第6会計年度 (2020年2月1日 - 2021年1月末日)	0 (0)	1,150 (1,150)	19,780 (19,780)
第7会計年度 (2021年2月1日 - 2022年1月末日)	0 (0)	1,550 (1,550)	18,230 (18,230)

(米ドル投資型1603)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年3月24日 - 2017年1月末日)	33,871 (33,871)	0 (0)	33,871 (33,871)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	30,000 (30,000)	3,871 (3,871)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	25 (25)	3,846 (3,846)
第5会計年度 (2019年2月1日 - 2020年1月末日)	0 (0)	1,800 (1,800)	2,046 (2,046)
第6会計年度 (2020年2月1日 - 2021年1月末日)	0 (0)	0 (0)	2,046 (2,046)
第7会計年度 (2021年2月1日 - 2022年1月末日)	0 (0)	0 (0)	2,046 (2,046)

(円投資型1607)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年7月28日 - 2017年1月末日)	200,598 (200,598)	500 (500)	200,098 (200,098)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	10,600 (10,600)	189,498 (189,498)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	122,080 (122,080)	67,418 (67,418)
第5会計年度 (2019年2月1日 - 2020年1月末日)	0 (0)	850 (850)	66,568 (66,568)
第6会計年度 (2020年2月1日 - 2021年1月末日)	0 (0)	27,449 (27,449)	39,119 (39,119)
第7会計年度 (2021年2月1日 - 2022年1月末日)	0 (0)	810 (810)	38,309 (38,309)

(米ドル投資型1607)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第2会計年度 (2016年7月28日 - 2017年1月末日)	7,507 (7,507)	0 (0)	7,507 (7,507)
第3会計年度 (2017年2月1日 - 2018年1月末日)	0 (0)	590 (590)	6,917 (6,917)
第4会計年度 (2018年2月1日 - 2019年1月末日)	0 (0)	1,996 (1,996)	4,921 (4,921)
第5会計年度 (2019年2月1日 - 2020年1月末日)	0 (0)	0 (0)	4,921 (4,921)
第6会計年度 (2020年2月1日 - 2021年1月末日)	0 (0)	1,714 (1,714)	3,207 (3,207)
第7会計年度 (2021年2月1日 - 2022年1月末日)	0 (0)	0 (0)	3,207 (3,207)

(注1) ()内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数です。

(注2) 設定日の属する会計年度の販売口数は、当初募集期間に販売された販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンド証券は現在、受益証券購入の申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

各受益者の最低買戻口数は、1口です。

ファンド証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報と共に、買戻日の午後5時（東京時間）、または管理会社が受託会社と協議の上、一定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社へ送付しなければなりません。期限を過ぎてから到着した買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、ファンド証券は、当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻されます。

管理会社が、受託会社と協議の上、別段の定めを行った場合を除き、買戻請求は撤回することができません。

適用ある法域におけるマネー・ロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を処理するために必要と考える情報を請求することができます。管理事務代行会社は、買戻しを申し込んでいる受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞する、もしくは提出しない場合、または受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社がいずれかの法域においてマネー・ロンダリング対策のための法令を遵守するために必要である場合には、買戻請求の処理を拒絶し、または買戻代金の支払いを延期することができます。

買戻価格

ファンド証券1口当たり買戻価格は、当該買戻日の評価時点における純資産総額を、当該評価日における発行済受益証券口数で除して得られた金額を円投資型受益証券は1円、米ドル投資型受益証券は0.01米ドル単位まで四捨五入することにより算出されます。ファンド証券の買戻価格を計算する目的上、管理会社は、受託会社と協議の上、ファンド証券1口当たり純資産価格から、買戻請求を充足する資金を調達するために資産を売却したりポジションを手仕舞いする際にファンドの勘定で負担することが予想される会計上の負担額および売却手数料を反映するのに適切と判断する引当金に相当する金額を控除することができます。買戻請求を行った受益者に支払われる買戻代金は、円投資型受益証券は1円、米ドル投資型受益証券は0.01米ドル単位まで四捨五入されます。四捨五入により生じた端数額はファンドに帰属します。

買戻手数料

購入後6年未満で買い戻すファンド証券（任意の買戻し、または後記「強制買戻し」記載の規定に従い行われる強制的な買戻しかを問いません。）については、管理会社に支払われる以下の買戻手数料が課せられます。

< 円投資型1508 / 米ドル投資型1508 >

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2015年8月28日から2016年8月27日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2016年8月28日から2017年8月27日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2017年8月28日から2018年8月27日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2018年8月28日から2019年8月27日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2019年8月28日から2020年8月27日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2020年8月28日から2021年8月27日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2021年8月28日以降	かかりません	かかりません

< 円投資型1511 / 米ドル投資型1511 >

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2015年11月25日から2016年11月24日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2016年11月25日から2017年11月24日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2017年11月25日から2018年11月24日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2018年11月25日から2019年11月24日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2019年11月25日から2020年11月24日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2020年11月25日から2021年11月24日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2021年11月25日以降	かかりません	かかりません

< 円投資型1512 / 米ドル投資型1512 >

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2015年12月22日から2016年12月21日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2016年12月22日から2017年12月21日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2017年12月22日から2018年12月21日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2018年12月22日から2019年12月21日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2019年12月22日から2020年12月21日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2020年12月22日から2021年12月21日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2021年12月22日以降	かかりません	かかりません

< 円投資型1603 / 米ドル投資型1603 >

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2016年3月24日から2017年3月23日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2017年3月24日から2018年3月23日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2018年3月24日から2019年3月23日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2019年3月24日から2020年3月23日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2020年3月24日から2021年3月23日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2021年3月24日から2022年3月23日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2022年3月24日以降	かかりません	かかりません

< 円投資型1607 / 米ドル投資型1607 >

買戻日	買戻手数料	買戻手数料
2016年7月28日から2017年7月27日まで	1口当たり200円	1口当たり2.00米ドル
2017年7月28日から2018年7月27日まで	同 175円	同 1.75米ドル
2018年7月28日から2019年7月27日まで	同 150円	同 1.50米ドル
2019年7月28日から2020年7月27日まで	同 125円	同 1.25米ドル
2020年7月28日から2021年7月27日まで	同 100円	同 1.00米ドル
2021年7月28日から2022年7月27日まで	同 50円	同 0.50米ドル
2022年7月28日以降	かかりません	かかりません

(注) シリーズ・トラスト受益者決議によりファンドが償還する場合についても、管理会社はその裁量において異なる決定を行わない限り、残存するすべてのファンド証券（ファンドの償還について反対した受益者が保有するものを含まず。）についてファンドの償還時に買戻しが行われたものとみなされて、買戻手数料が課されます。

決済

英文目論見書の記載に従い、また、記入済みの買戻請求および上記の必要な情報が管理事務代行会社に受領されることを前提として、買戻代金は、原則として、当該買戻日の後4営業日以内に支払われます。買戻代金は、該当するファンド証券の買戻しを請求している登録済みの受益者の銀行口座宛てに直接、円投資型受益証券は円、米ドル投資型受益証券は米ドルで支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、買戻しを執行する前に、後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産総額の計算の停止」記載の特定の状況において、ファンド証券の買戻しの停止を宣言することができます。当該期間中は、ファンド証券の買戻しは行われません。

買戻しの繰越し

受益者の利益を保護するために、管理会社は、受託会社と協議の上、各買戻日に買い戻すことができるファンド証券の口数を決定、または管理会社が決定した方法で制限することができます。買い戻すことができるファンド証券の数を制限するか否かを決定する際、管理会社は、純資産総額および/またはクラスに関する純資産総額ならびにファンドまたは特定のクラスに帰属する投資対象に関する市場流動性等の事項を考慮することができます。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンド証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者のために保有されている、またはかかる保有によりトラストもしくはファンドが登録を要求され、税金の負担に服し、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断し、受託会社もしくは管理会社がかかるファンド証券の申込みもしくは購入のための資金源の適法性に疑義を有する場合、または受託会社もしくは管理会社が単独の裁量により、当該クラスの受益者もしくはファンドの受益者全体の利益を考慮して適切であると判断する何らかの理由（受託会社または管理会社は受益者に開示しないことがあります。）がある場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対し、受託会社または管理会社が決定する期限内にかかるファンド証券を（後記「(3) 受益証券の譲渡」記載の規定に従い）売却し、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提出することを指示することができ、これに従わない場合には、かかるファンド証券は強制買戻しされます。かかる強制買戻しに関して支払われる1口当たりの買戻価格は、かかる強制買戻しの日（当該日が評価日でない場合、直前の評価日）の評価時点現在で決定された当該クラス受益証券の1口当たり純資産価格です。クラス受益証券の買戻価格を計算する目的において、管理会社は、受託会社と協議の上、当該クラス受益証券の1口当

たり純資産価格から、当該クラス受益証券の買戻しに必要な資金を調達するために資産を換価し、またはポジションを手仕舞いする際にファンドの勘定で負担することが予想される会計上の負担額および売却手数料を反映するのに適切と判断する引当金に相当する金額を控除することができます。

（２）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、買戻日に、販売会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻日の午後３時までに買戻しの請求が行われ、かつ、販売会社所定の事務手続が完了したものを当該買戻日の請求として取扱います。買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領した日に計算されるファンド証券の１口当たり純資産価格とし、買戻代金は口座約款の定めるところにしたがって販売会社を通じて支払われます。

買戻代金の支払いは、原則として、約定日（販売会社が注文の成立を確認した日）から起算して４国内営業日目から行われます。通常、約定日は、受益証券の買戻請求が行われた翌国内営業日となります。受益証券の買戻しは１口単位とします。米ドル投資型受益証券の買戻代金が円貨で支払われる場合、米ドルとの換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、米ドルでお受け取りいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

購入後６年未満で買い戻されるファンド証券については、上記「（１）海外における買戻し手続等 買戻手数料」記載の買戻手数料が課せられます。ご負担いただく買戻手数料は、ファンド証券の保有期間が長期に及ぶほど、次第に減っていきます。

なお、買戻手数料には消費税は課せられません。

（３）受益証券の譲渡

海外においては、各受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意に従い、自らの保有するファンド証券を、受託会社が随時承認する様式の書面による証書をもって譲渡することができます。ただし、譲受人は、最初に、当該時点で有効なもしくは受託会社が別途要求する関連するまたは適用ある法域の法規または政府もしくはその他の要件もしくは規制、または受託会社の方針に従うため、受託会社もしくはその適法な代理人により要求される情報を提供しなければなりません。また、譲受人は、受託会社に対して、（a）ファンド証券の譲渡が関連する適格投資家に対するものであること、（b）譲受人が投資目的で自らの勘定でファンド証券を取得すること、また（c）受託会社または管理会社はその裁量で要求するその他の事項に関することを書面により表明しなければなりません。

譲渡に関するすべての証書は、受託会社または管理会社が自らまたは譲渡人および譲受人に代わり署名することを要求されることがあります。譲渡人は、当該譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益者としてトラストの関係する受益者名簿に記載されるまでは引続き受益者であるものとみなされ、また、当該譲渡対象のファンド証券に対する権利を有するものとみなされます。譲渡の登録は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受領するまで行われません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、各評価日の評価時点におけるファンドの通貨建てで、かつ、基本信託証書に記載されている原則に従い管理事務代行会社により計算されます。ファンドの純資産総額は、ファンドの全資産の価額を確定し、そこからファンドの全負債を控除することにより計算されます。ファンド証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を発行済みのファンド証券の口数で除することにより計算されます。ファンド証券の1口当たり純資産価格は、管理会社が受託会社と協議した上で決定した方法で四捨五入されます。

ファンドの資産は、特に、以下の規定に従い、計算されます。

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言されまたは発生済みかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、管理会社が合理的とみなす価額となります。
- (b) 以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該投資対象についての主な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の営業終了時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資対象の価格の計算は、マーケット・メイクを行う個人または法人（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資対象の価額を参照して行われます。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができます。
- (c) 以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最新の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とします。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドによりもしくはそのために関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算され、マネージド・ファンドが関係する評価日現在で価格が算定されていない場合は、最新の公表もしくは報告価格とします。管理会社の単独の裁量により、価格が事後的に調整されることがあります。計算を実施する際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問その他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告書ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告書の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負いません。
- (d) 純資産総額、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるところに入手できない場合、該当する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定されます。
- (e) 上記(b)項に基づく投資対象の値付けされ、上場され、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社は、価格データおよび/または価格を送信する機械的もしくは

は電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記（b）項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされます。

（f）上記にかかわらず、管理会社は、別の方法が投資対象の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができます。

（g）ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問いません。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社（または管理会社のために行為する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問いません。）により、ファンドの表示通貨に換算されます。

ファンドのアンニュアル・レポートおよび財務書類はルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成されます。

受託会社および管理事務代行会社は、ファンドの純資産総額を計算する際、独自の調査を行うことなく上記に従って提供された価格および評価に依拠することができ、かかる依拠について、ファンド、受益者またはその他の者に対して責任を負わないものとします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、管理会社と協議の上、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産価格の決定の停止、購入および買戻し申込受付の停止、ならびにファンド証券の買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払期限の延期をすることができます。

（a）ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖（通例の週末および休日の休場を除きます。）、またはこれらの取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、

（b）ファンドがその投資対象を売却することが合理的に実行可能でなくなるか、その売却がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると受託会社または管理会社が判断する期間、

（c）投資対象の価値もしくはファンドの純資産価格を確認するために通常用いられる手段に故障が発生した場合か、またはその他の理由からファンドの投資対象もしくはその他の資産の価値または純資産価格を合理的にもしくは公正に確認することができないと受託会社または管理会社が判断した場合、

（d）ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはその償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または為替レートで行うことができないと管理会社が判断する期間、

（e）管理会社が、その単独の裁量に基づき、純資産価格の決定の停止、ファンド証券の購入および買戻し申込受付の停止、ならびに買戻代金の支払期限の延期をするのが賢明であると判断した期間

ファンドの受益者名簿に記載されているすべての受益者は、純資産総額の計算が停止された場合、速やかに書面で通知を受け、また、かかる停止措置が終了した場合、速やかに通知されます。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、トラスト設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2010年6月22日）から150年間存続しますが、後記「(5) その他 ファンドの解散」記載の事由が発生した場合は、それ以前に償還することがあります。

ただし、ファンド証券の存続期間は7年間であり、発行日から7年目の日または当該日が営業日でない場合には直前の営業日に、当該日の評価時点で決定される1口当たり純資産価格で償還されます。

各クラスの発行日ならびに発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）以下のとおりです。

クラス	発行日	発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）
円投資型1508、米ドル投資型1508	2015年8月28日	2022年8月26日
円投資型1511、米ドル投資型1511	2015年11月25日	2022年11月25日
円投資型1512、米ドル投資型1512	2015年12月22日	2022年12月22日
円投資型1603、米ドル投資型1603	2016年3月24日	2023年3月24日
円投資型1607、米ドル投資型1607	2016年7月28日	2023年7月28日

（注）ファンドは、2022年8月26日付で繰上償還されます。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年1月31日に終了します。

(5) 【その他】

発行限度額

ファンドが発行することができる受益証券の口数に上限はありません。

ファンドの解散

ファンドは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、信託期間の満了前に償還します。

- (a) ファンドを継続すること、または別の法域に移転することが違法となるか、または実行不可能であるかもしくは得策ではなく、またはファンドの受益者の利益に反すると受託会社が判断した場合、
- (b) ファンドの受益者が、シリーズ・トラスト受益者決議により当該ファンドの償還を決定した場合、
- (c) 受託会社が辞任の意図を書面により通知したか、または受託会社について強制清算または任意清算が開始された場合で、管理会社が、当該通知または当該清算開始から90暦日以内に、受託会社の後任の受託者の地位を承継する意思がある他の法人を選任する、または選任させることができなかった場合、
- (d) 管理会社が辞任の意図を書面により通知したか、または管理会社について強制清算または任意清算が開始された場合で、受託会社が、当該通知または当該清算開始後90暦日以内に、管理会社の後任の管理会社の地位を承継する意思がある他の法人を選任する、または選任させることができなかった場合、
- (e) 適用される法律により償還が要求される場合、

(f) いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンドの償還を決定した旨を書面により受託者に対して通知した場合。

ファンドが償還した場合、受託会社は、ファンドの受益者名簿に記載されている全受益者に対しかかる償還を通知するものとします。

受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

信託証書の変更等

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日以上前の書面による通知(場合によって、トラスト受益者決議またはシリーズ・トラスト受益者決議のいずれかにより放棄することができます。)により、場合によって、受益者または影響を受けるすべてのシリーズ・トラストの受益者のいずれかの最善の利益になると受託会社および管理会社が、誠実に、かつ、商業上合理的に判断する方法および範囲において、信託証書の補足証書に基づき、信託証書の条項または規定を修正、変更、改訂または追加することができます。ただし、かかる修正、変更、改訂または追加が、

(a) その時点の受益者の利益を著しく侵害せず、かつ、実質的な範囲において受託会社および管理会社の、場合によって、受益者もしくは影響を受けるすべてのシリーズ・トラストの受益者のいずれかに対する責任を免除することとならないこと

(b) 財務上、法的な、もしくは公的な要件(法的拘束力を有するか否かを問いません。)を遵守するために必要であること

(c) 明白な誤りを修正するために必要であること

のいずれかに該当すると受託会社が判断する旨を書面により証明する場合を除いて、かかる修正、変更、改訂または追加は、まず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために、場合によって、トラスト受益者決議またはシリーズ・トラスト受益者決議のいずれかを取得しなければ行うことができないものとし、また当該修正、変更、改訂または追加により受益者がファンド証券に関する追加支払義務またはファンド証券に関して責任を引き受ける義務を負わないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、受託会社または管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して30日以上前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して90日以上前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して30日以上前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して90日以上前の書面による通知をすることにより、終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

マネー・ロンダリング防止オフィサー

投資者は、受託会社にEメール(Maylyn.Phillips@cibcfcib.com(本書の日付現在))で照会することにより、ファンドの現在のマネー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーおよび副マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーの詳細(連絡先を含みます。)を取得することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したトラストの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

() 残余財産分配請求権

ファンドの償還日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドのファンド証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

基本信託証書の規定に基づき、受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、またはトラスト受益者決議の場合1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券の保有者として登録された受益者により、もしくはシリーズ・トラスト受益者決議の場合は特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の10分の1以上の保有者として登録された受益者により書面で要請された場合、招集通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に対し、15暦日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21暦日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授権された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合は、定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、トラスト受益者決議の場合1口当たり純資産価格の総額が全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により、またはシリーズ・トラスト受益者決議の場合特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の過半数を保有する受益者により承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされます。トラスト受益者決議に関する純資産総額の計算は、当該集会の直前の評価日における評価時点で行われます。投票の際、議決権は本人または代理人により行使することができます。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関する業務提供者を任命する契約、ファンド証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除きます。）の通常の営業時間に受託会社の事務所において無料で閲覧可能であり、合理的な料金を支払った上でその写しを入手することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書提出日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は原則として米ドルで表示され、一部について日本円で表示されています。日本語の財務書類には、米ドル表示のうち主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2022年5月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=128.21円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1【財務諸表】

(1)【2022年1月31日終了年度】

【貸借対照表】

N M世界金融債券ファンド

純資産計算書

2022年1月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 33,411,189米ドル)	2	34,301,322	4,397,772
銀行預金		230,862	29,599
先渡為替予約にかかる未実現利益	13	176,054	22,572
デリバティブにかかる未収証拠金		298,489	38,269
未収収益		348,883	44,730
資産合計		35,355,610	4,532,943
負債			
先物契約にかかる未実現損失	14	73,412	9,412
未払費用	9	71,633	9,184
未払利息		3	0
負債合計		145,048	18,597
純資産		35,210,562	4,514,346

添付の注記は当財務書類の一部である。

受益証券は以下のとおり表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
円投資型1505受益証券（日本円で表示）	9,985	119,450	1,192,660,047
米ドル投資型1505受益証券（米ドルで表示）	104.29	24,916	2,598,498
円投資型1508受益証券（日本円で表示）	10,311	15,050	155,184,821
米ドル投資型1508受益証券（米ドルで表示）	107.61	4,450	478,871
円投資型1511受益証券（日本円で表示）	10,209	4,752	48,510,913
米ドル投資型1511受益証券（米ドルで表示）	106.47	15,738	1,675,651
円投資型1512受益証券（日本円で表示）	10,257	130,860	1,342,265,832
米ドル投資型1512受益証券（米ドルで表示）	106.97	11,237	1,201,998
円投資型1603受益証券（日本円で表示）	10,326	18,230	188,234,937
米ドル投資型1603受益証券（米ドルで表示）	107.59	2,046	220,122
円投資型1607受益証券（日本円で表示）	10,104	38,309	387,064,261
米ドル投資型1607受益証券（米ドルで表示）	104.39	3,207	334,779

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

N M世界金融債券ファンド
運用計算書
2022年1月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
収益			
債券利息（源泉税控除後）		1,493,332	191,460
収益合計		1,493,332	191,460
費用			
管理報酬	4	334,947	42,944
販売報酬および代行協会員報酬	7, 8	246,676	31,626
管理事務代行報酬	5	43,112	5,527
保管報酬	6	21,861	2,803
銀行預金にかかる支払利息		338	43
コルレス銀行報酬		1,884	242
銀行手数料		10,785	1,383
受託報酬	3	9,999	1,282
弁護士報酬		1,420	182
海外登録費用		41,343	5,301
立替費用		4,309	552
専門家報酬		24,347	3,122
印刷および公告費用		3,600	462
その他の費用		91	12
費用合計		744,712	95,480
純投資収益		748,620	95,981
投資有価証券にかかる実現純利益		513,605	65,849
先物契約にかかる実現純利益		123,386	15,819
外貨取引および先渡為替予約にかかる実現純損失		(3,968,060)	(508,745)
当期実現純損失		(3,331,069)	(427,076)
投資有価証券にかかる未実現純損益の変動		(3,328,427)	(426,738)
先物契約にかかる未実現純損益の変動		(63,553)	(8,148)
先渡為替予約にかかる未実現純損益の変動		690,392	88,515
当期末実現純損失		(2,701,588)	(346,371)
運用の結果による純資産の純減少		(5,284,037)	(677,466)

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M世界金融債券ファンド
純資産変動計算書
2022年1月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
期首現在純資産		49,322,004	6,323,574
純投資収益		748,620	95,981
当期実現純損失		(3,331,069)	(427,076)
当期末実現純損失		(2,701,588)	(346,371)
運用の結果による純資産の純減少		(5,284,037)	(677,466)
受益証券の買戻支払額	12	(8,577,410)	(1,099,710)
		(8,577,410)	(1,099,710)
受益者への支払分配金	10	(249,995)	(32,052)
期末現在純資産		35,210,562	4,514,346

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M世界金融債券ファンド
発行済受益証券変動計算書
2022年1月31日に終了した年度
（無監査）

円投資型1505受益証券

期首現在発行済受益証券口数	140,451
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(21,001)
期末現在発行済受益証券口数	119,450

米ドル投資型1505受益証券

期首現在発行済受益証券口数	25,941
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,025)
期末現在発行済受益証券口数	24,916

円投資型1508受益証券

期首現在発行済受益証券口数	17,150
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(2,100)
期末現在発行済受益証券口数	15,050

米ドル投資型1508受益証券

期首現在発行済受益証券口数	5,700
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,250)
期末現在発行済受益証券口数	4,450

円投資型1511受益証券

期首現在発行済受益証券口数	14,752
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(10,000)
期末現在発行済受益証券口数	4,752

米ドル投資型1511受益証券

期首現在発行済受益証券口数	22,438
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(6,700)
期末現在発行済受益証券口数	15,738

N M世界金融債券ファンド
発行済受益証券変動計算書（続き）
2022年1月31日に終了した年度
（無監査）

円投資型1512受益証券

期首現在発行済受益証券口数	175,710
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(44,850)
期末現在発行済受益証券口数	130,860

米ドル投資型1512受益証券

期首現在発行済受益証券口数	11,387
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(150)
期末現在発行済受益証券口数	11,237

円投資型1603受益証券

期首現在発行済受益証券口数	19,780
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,550)
期末現在発行済受益証券口数	18,230

米ドル投資型1603受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,046
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	2,046

円投資型1607受益証券

期首現在発行済受益証券口数	39,119
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(810)
期末現在発行済受益証券口数	38,309

米ドル投資型1607受益証券

期首現在発行済受益証券口数	3,207
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	3,207

N M世界金融債券ファンド

統計情報

2022年1月31日現在

（無監査）

	2022年	2021年	2020年
期末現在純資産（米ドルで表示）	35,210,562	49,322,004	56,113,992
円投資型1505受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	1,192,660,047	1,471,500,883	1,772,098,167
期末現在1口当たり純資産価格	9,985	10,477	10,243
米ドル投資型1505受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	2,598,498	2,854,567	3,199,767
期末現在1口当たり純資産価格	104.29	110.04	107.54
円投資型1508受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	155,184,821	185,533,535	184,557,911
期末現在1口当たり純資産価格	10,311	10,818	10,576
米ドル投資型1508受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	478,871	646,916	2,106,829
期末現在1口当たり純資産価格	107.61	113.49	110.88
円投資型1511受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	48,510,913	158,003,371	189,020,269
期末現在1口当たり純資産価格	10,209	10,711	10,471
米ドル投資型1511受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	1,675,651	2,519,969	2,753,294
期末現在1口当たり純資産価格	106.47	112.31	109.73
円投資型1512受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	1,342,265,832	1,890,997,913	1,954,858,635
期末現在1口当たり純資産価格	10,257	10,762	10,521
米ドル投資型1512受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	1,201,998	1,284,846	1,324,857
期末現在1口当たり純資産価格	106.97	112.83	110.22
円投資型1603受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	188,234,937	214,287,447	221,656,098
期末現在1口当たり純資産価格	10,326	10,834	10,590

N M世界金融債券ファンド

統計情報

2022年1月31日現在

（無監査）

	2022年	2021年	2020年
米ドル投資型1603受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	220,122	232,175	226,780
期末現在1口当たり純資産価格	107.59	113.48	110.84
円投資型1607受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	387,064,261	414,731,512	689,977,837
期末現在1口当たり純資産価格	10,104	10,602	10,365
米ドル投資型1607受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	334,779	353,278	529,848
期末現在1口当たり純資産価格	104.39	110.16	107.67

[次へ](#)

N M世界金融債券ファンド

財務書類に対する注記

2022年1月31日現在

注1．組織

ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストであるN M世界金融債券ファンド（以下「ファンド」という。）は、ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とファンドの管理会社であるB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの間で締結された2010年6月22日付の基本信託証書（修正および補足済）（以下「基本信託証書」という。）および2015年4月8日付の補足信託証書に基づいて設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済み）に基づき運営されるユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済み）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。また、ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）に登録され、目論見書および監査済み年次財務書類をC I M Aに提出する必要がある。

受託会社は、補足信託証書により、シリーズ・トラストの追加設定を承認することができる。本財務書類日現在、トラストは、N M世界金融債券ファンドを含めて、それぞれの有価証券、現金およびその他の資産からなる、4つのシリーズ・トラストにより構成される。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済み）に基づき適法に設立され、存続しており、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社である。

財務書類日現在、円投資型1505受益証券、米ドル投資型1505受益証券、円投資型1508受益証券、米ドル投資型1508受益証券、円投資型1511受益証券、米ドル投資型1511受益証券、円投資型1512受益証券、米ドル投資型1512受益証券、円投資型1603受益証券、米ドル投資型1603受益証券、円投資型1607受益証券および米ドル投資型1607受益証券の12のクラスが設定されている。

ファンドの投資目的は、主に、グローバルなシステム上重要な金融機関を含む世界的な金融機関が発行する米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建てのシニア債およびハイブリッド証券（偶発転換社債を含むが、これに限られない。）への投資を通じて、安定したインカムの獲得と中長期的な投資元本の成長を追求することである。管理会社および/またはその委託先は、安定したインカムを提供しつつ、中長期的な投資元本の成長を図ることを目指す。

管理会社および/またはその委託先は、（ファンドの表示通貨である）米ドルとファンドが投資している米ドル以外の通貨建て資産との間における為替変動に対するエクスポージャーをヘッジするため、為替取引を行う予定である。管理会社および/またはその委託先は、その通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。米ドル以外の通貨建て資産の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限らない。

管理会社および/またはその委託先は、米ドルと円との間における為替変動に対する円投資型受益証券の保有者のエクスポージャーをヘッジする目的で、為替ヘッジ取引を用いることができる。管理会社および/またはその委託先は、円投資型受益証券の米ドルと円との間における変動による通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。当該投資対象証券の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限らない。投資者は、かかる為替ヘッジ取引により、米ドルが円に対して上昇しても円投資型受益証券の1口当たり純資産価格が上昇するものではない点に留意する必要がある。また、円の金利が米ドルの金利を下回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジコストとなる。円の金利が米ドルの金利を上回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジ差益となることが期待される。

英文目論見書に定められた条項に従う早期終了を除いて、適用される法律により要求された場合、または、いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンドの償還を決定した旨を書面により受託会社に対して通知した場合、ファンドは償還する。

注2．重要な会計方針

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

証券およびその他の資産への投資

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言または発生済みでかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とみなす価額とみなされる。
- (b) 以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該投資対象についての主要な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の営業終了時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資対象の価格の計算は、マーケット・メイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資対象の価額を参照して行われる。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができる。
- (c) 以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付現在で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付現在で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分の最終の公表償還価格もしくは買呼値とする。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドによりもしくはそのために関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算され、マネージド・ファンドが関係する評価日現在で価格が計算されていない場合は、最終の公表もしくは報告価格とする。管理会社の単独の裁量により、価格が事後的に調整されることがある。計算を行う際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問またはその他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告書ならびに評価の見積もりを依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告書の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負わない。
- (d) 純資産価額、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるところに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定される。
- (e) 上記(b)項に基づく投資対象の上場され、値付けされ、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社は、価格データおよび/または価格を送信する機械的もしくは電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされる。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、別の方法が投資対象の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができる。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問わない。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況において管理会社（または管理会社のために行為する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日において計上される。利息収入は、発生主義ベースで認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引にかかる実現利益または損失は、売却された証券の平均原価を基準に決定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨建てで表示される。米ドル以外の通貨建てで表示される資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日現在適用される実勢為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資対象にかかる為替レートの変動による運用実績の部分と、保有証券の市場価格の値動きにより生じる変動を分離しない。これらの変動は、投資対象証券にかかる実現および未実現純損益に含まれる。

2022年1月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル = 1.27255カナダ・ドル

1米ドル = 0.89518ユーロ

1米ドル = 0.74446英ポンド

1米ドル = 115.46503日本円

先渡為替予約

先渡為替予約は、満期日までの残存期間に関して、年度末現在で適用される先渡為替レートで評価される。先渡為替予約により生じる損益は、運用計算書において認識される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

先物契約の締結時において、当初証拠金の預託が現金または証券のいずれかで行われる。当該先物契約の締結期間中の価格変動は、当該先物契約を各評価日の終了時の価格で値洗いすることにより、未実現損益として認識される。

未実現損益の有無により、変動証拠金が授受される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。当該契約の終了時に、ファンドは契約開始時における価格と契約終了時における価格の差額を実現損益として計上する。

注3．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注4．管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1505受益証券および米ドル投資型1505受益証券 円投資型1508受益証券および米ドル投資型1508受益証券 円投資型1511受益証券および米ドル投資型1511受益証券 円投資型1512受益証券および米ドル投資型1512受益証券 円投資型1603受益証券および米ドル投資型1603受益証券 円投資型1607受益証券および米ドル投資型1607受益証券	0.45%
--	-------

また、管理会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1505受益証券 円投資型1508受益証券 円投資型1511受益証券 円投資型1512受益証券 円投資型1603受益証券 円投資型1607受益証券	0.32%
米ドル投資型1505受益証券 米ドル投資型1508受益証券 米ドル投資型1511受益証券 米ドル投資型1512受益証券 米ドル投資型1603受益証券 米ドル投資型1607受益証券	0.34%

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理事務代行会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注6．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

保管会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注7．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1505受益証券および米ドル投資型1505受益証券 円投資型1508受益証券および米ドル投資型1508受益証券 円投資型1511受益証券および米ドル投資型1511受益証券 円投資型1512受益証券および米ドル投資型1512受益証券 円投資型1603受益証券および米ドル投資型1603受益証券 円投資型1607受益証券および米ドル投資型1607受益証券	0.52%
--	-------

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

販売会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

代行協会員は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注9．未払費用

	(米ドル)
管理報酬	24,680
販売報酬および代行協会員報酬	18,138
管理事務代行報酬	3,098
保管報酬	1,549
受託報酬	851
立替費用	310
専門家報酬	23,007
未払費用	<u>71,633</u>

注10．分配方針

管理会社は、受託会社（または受託会社の代理としての管理事務代行会社）に対して、受益証券の保有者に、各分配期間に関して、管理会社が決定した金額を分配するよう指図することができる。かかる分配金は、ファンドのインカム、実現/未実現キャピタル・ゲインおよび/または各クラスに帰属する分配可能な資金の中から支払われる。分配期間に関する分配は、分配期間の終了日である分配基準日においてファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して、該当する通貨の最小単位未満の端数を切り捨てて行われる。

2022年1月31日に終了した年度において、ファンドは、合計249,995米ドルを分配した。

分配金は、それぞれ、以下のとおり各クラスの受益者に支払われた。

円投資型1505受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2021年2月8日	2021年2月16日	10	1,404,510
2021年5月6日	2021年5月12日	10	1,404,510
2021年8月6日	2021年8月13日	10	1,396,010
2021年11月8日	2021年11月12日	10	1,344,500
			<u>5,549,530</u>

米ドル投資型1505受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2021年2月8日	2021年2月16日	0.40	10,376
2021年5月6日	2021年5月12日	0.40	10,376
2021年8月6日	2021年8月13日	0.40	10,296
2021年11月8日	2021年11月12日	0.40	10,286
			<u>41,334</u>

円投資型1508受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2021年2月8日	2021年2月16日	10	154,500
2021年5月6日	2021年5月12日	10	154,500
2021年8月6日	2021年8月13日	10	154,500
2021年11月8日	2021年11月12日	10	151,000
			614,500

米ドル投資型1508受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2021年2月8日	2021年2月16日	0.40	2,280
2021年5月6日	2021年5月12日	0.40	2,280
2021年8月6日	2021年8月13日	0.40	2,280
2021年11月8日	2021年11月12日	0.40	1,780
			8,620

円投資型1511受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2021年2月8日	2021年2月16日	10	147,520
2021年5月6日	2021年5月12日	10	47,520
2021年8月6日	2021年8月13日	10	47,520
2021年11月8日	2021年11月12日	10	47,520
			290,080

米ドル投資型1511受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2021年2月8日	2021年2月16日	0.40	8,975
2021年5月6日	2021年5月12日	0.40	8,855
2021年8月6日	2021年8月13日	0.40	8,855
2021年11月8日	2021年11月12日	0.40	8,855
			35,540

円投資型1512受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2021年3月8日	2021年3月12日	10	1,710,100
2021年6月7日	2021年6月11日	10	1,710,100
2021年9月7日	2021年9月10日	10	1,710,100
2021年12月6日	2021年12月10日	10	1,310,100
			6,440,400

米ドル投資型1512受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2021年3月8日	2021年3月12日	0.40	4,555
2021年6月7日	2021年6月11日	0.40	4,555
2021年9月7日	2021年9月10日	0.40	4,515
2021年12月6日	2021年12月10日	0.40	4,515
			18,140

円投資型1603受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2021年3月8日	2021年3月12日	10	185,800
2021年6月7日	2021年6月11日	10	182,300
2021年9月7日	2021年9月10日	10	182,300
2021年12月6日	2021年12月10日	10	182,300
			732,700

米ドル投資型1603受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2021年3月8日	2021年3月12日	0.40	818
2021年6月7日	2021年6月11日	0.40	818
2021年9月7日	2021年9月10日	0.40	818
2021年12月6日	2021年12月10日	0.40	818
			3,272

円投資型1607受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2021年4月6日	2021年4月8日	10	389,190
2021年7月6日	2021年7月9日	10	385,090
2021年10月6日	2021年10月12日	10	383,090
2022年1月6日	2022年1月13日	10	383,090
			1,540,460

米ドル投資型1607受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2021年4月6日	2021年4月8日	0.40	1,283
2021年7月6日	2021年7月9日	0.40	1,283
2021年10月6日	2021年10月12日	0.40	1,283
2022年1月6日	2022年1月13日	0.40	1,283
			5,132

注11．税金

ケイマン諸島の現在の法律において、ファンドが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者に対する支払もしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払に対して適用される源泉税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注12．申込みおよび買戻し

申込み

適格投資家は、申込期間中に、日本円で表示されるすべてのクラスについては1口当たり10,000円の発行価格で、および米ドルで表示されるすべてのクラスについては1口当たり100米ドルの発行価格で各受益証券の取得の申込みをすることができた。

円投資型1505受益証券および米ドル投資型1505受益証券

申込期間は、2015年5月7日に開始し、2015年5月28日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年5月28日に発行された。

円投資型1508受益証券および米ドル投資型1508受益証券

申込期間は、2015年8月3日に開始し、2015年8月28日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年8月28日に発行された。

円投資型1511受益証券および米ドル投資型1511受益証券

申込期間は、2015年11月2日に開始し、2015年11月25日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年11月25日に発行された。

円投資型1512受益証券および米ドル投資型1512受益証券

申込期間は、2015年12月1日に開始し、2015年12月22日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年12月22日に発行された。

円投資型1603受益証券および米ドル投資型1603受益証券

申込期間は、2016年3月2日に開始し、2016年3月24日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年3月24日に発行された。

円投資型1607受益証券および米ドル投資型1607受益証券

申込期間は、2016年7月1日に開始し、2016年7月28日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年7月28日に発行された。

受益証券の買戻し

各受益者の最低買戻口数は、1口である。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報と共に、買戻日の午後5時（東京時間）、または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付しなければならない。期限を過ぎてから到着した買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、受益証券は、当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻される。

管理会社が、受託会社と協議の上、一般的または特定の場合について別途定めた場合を除き、買戻請求は撤回することができない。

適用ある法域におけるマネー・ロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を実行するために必要と考える情報を請求することができる。管理事務代行会社は、買戻しのために受益証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは提出しない場合、または受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社がいずれかの法域においてマネー・

ロングリング対策のための法令を遵守するために必要である場合には、買戻請求の実行を拒絶、または買戻代金の支払を延期することができる。

買戻手数料

各クラスの存続期間は7年間であり、発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）に当該強制買戻日の評価時点（当該日が評価日でない場合、直前の評価日）で決定される1口当たり純資産価格で強制買戻しされる。

発行日から6年未満で買い戻されるクラス（任意の買戻し、または強制買戻しかを問わない。）については、申込み時の購入価格に対する割合で計算され、以下の基準で管理会社に支払われる買戻手数料が課せられる。

買戻日	買戻手数料	
	円投資型1505受益証券	米ドル投資型1505受益証券
2020年5月28日から2021年5月27日まで 2021年5月28日以降	1口当たり50円 該当なし	1口当たり0.50米ドル 該当なし
	円投資型1508受益証券	米ドル投資型1508受益証券
2020年8月28日から2021年8月27日まで 2021年8月28日以降	1口当たり50円 該当なし	1口当たり0.50米ドル 該当なし
	円投資型1511受益証券	米ドル投資型1511受益証券
2020年11月25日から2021年11月24日まで 2021年11月25日以降	1口当たり50円 該当なし	1口当たり0.50米ドル 該当なし
	円投資型1512受益証券	米ドル投資型1512受益証券
2020年12月22日から2021年12月21日まで 2021年12月22日以降	1口当たり50円 該当なし	1口当たり0.50米ドル 該当なし
	円投資型1603受益証券	米ドル投資型1603受益証券
2020年3月24日から2021年3月23日まで 2021年3月24日から2022年3月23日まで 2022年3月24日以降	1口当たり100円 1口当たり50円 該当なし	1口当たり1.00米ドル 1口当たり0.50米ドル 該当なし
	円投資型1607受益証券	米ドル投資型1607受益証券
2020年7月28日から2021年7月27日まで 2021年7月28日から2022年7月27日まで 2022年7月28日以降	1口当たり100円 1口当たり50円 該当なし	1口当たり1.00米ドル 1口当たり0.50米ドル 該当なし

注13．先渡為替予約

2022年1月31日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替予約を有していた。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドル)
日本円	3,556,627,601	米ドル	30,718,939	2022年4月14日	110,634
米ドル	817,558	日本円	94,665,102	2022年4月14日	(3,018)
米ドル	4,524,177	ユーロ	3,995,000	2022年2月16日	60,027
米ドル	858,249	英ポンド	640,000	2022年2月16日	(1,341)
英ポンド	50,000	米ドル	68,557	2022年2月16日	(1,402)
ユーロ	176,855	米ドル	200,000	2022年2月16日	(2,376)
米ドル	886,711	日本円	100,750,000	2022年4月14日	13,390
米ドル	9,088	日本円	1,035,100	2022年4月14日	116
米ドル	4,538	日本円	519,450	2022年4月14日	36
米ドル	3,308	日本円	383,090	2022年4月14日	(12)
					176,054

注14．先物契約

2022年1月31日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドル)	未実現利益 / (損失) (米ドル)
ショート・ポジション					
米ドル	(16)	FUT US 10YR NOTE (CBT)	2022年3月	(2,045,000)	34,734
米ドル	(21)	FUT US 10YR ULTRA	2022年3月	(2,994,141)	34,906
米ドル	(43)	FUT US 5YR NOTE (CBT)	2022年3月	(5,121,031)	60,030
				(10,160,172)	129,670
ロング・ポジション					
カナダ・ドル	7	FUT CAN 10YR BOND	2022年3月	764,221	(275)
ユーロ	17	FUT EURO-BOBL	2022年3月	2,511,330	(37,791)
ユーロ	11	FUT EURO-BUND	2022年3月	2,077,058	(65,864)
英ポンド	9	FUT LONG GILT	2022年3月	1,476,338	(40,982)
米ドル	6	FUT US ULTRA BOND CBT	2022年3月	1,130,813	(42,031)
米ドル	13	FUT US 2YR NOTE (CBT)	2022年3月	2,814,602	(16,139)
				10,774,362	(203,082)
					(73,412)

注15．取引費用

取引費用は、ブローカーへの支払手数料、地方税、譲渡税および証券取引所税ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接控除される取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2022年1月31日に終了した年度に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

【投資有価証券明細表等】

N M世界金融債券ファンド

投資有価証券明細表

2022年1月31日現在

（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
オーストラリア					
変動利付債					
米ドル	225,000	WESTPAC BANKING FRN 23/11/31	225,000	238,593	0.68
			225,000	238,593	0.68
		オーストラリア合計	225,000	238,593	0.68
カナダ					
変動利付債					
米ドル	435,000	TORONTO DOM BK FRN 15/09/31	434,239	457,324	1.30
			434,239	457,324	1.30
		カナダ合計	434,239	457,324	1.30
フランス					
変動利付債					
米ドル	410,000	BNP PARIBAS FRN 12/08/35	410,000	377,960	1.07
			410,000	377,960	1.07
固定利付債					
米ドル	750,000	CREDIT AGRICOLE 4.375% 17/03/25	765,067	792,060	2.25
米ドル	500,000	BNP PARIBAS 4.25% 15/10/24	521,460	530,326	1.51
ユーロ	400,000	BNP PARIBAS 2.75% 27/01/26	426,956	477,816	1.36
米ドル	295,000	SOCIETE GENERALE 4.25% 19/08/26	293,313	309,949	0.88
			2,006,796	2,110,151	6.00
		フランス合計	2,416,796	2,488,111	7.07
ドイツ					
変動利付債					
ユーロ	500,000	ALLIANZ FRN 06/07/47	658,214	609,825	1.73
ユーロ	300,000	ALLIANZ SE FRN 29/09/49	325,510	356,074	1.01
			983,724	965,899	2.74
		ドイツ合計	983,724	965,899	2.74
アイルランド					
変動利付債					
米ドル	400,000	WILLOW NO.2 FRN 01/10/45	393,500	415,434	1.18
米ドル	210,000	BANK OF IRELAND FRN 30/09/27	210,000	201,141	0.57
			603,500	616,575	1.75

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2022年1月31日現在
(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アイルランド(続き)					
固定利付債					
米ドル	250,000	AERCAP IRELAND 1.7500% 30/01/26	247,190	240,041	0.68
			247,190	240,041	0.68
		アイルランド合計	850,690	856,616	2.43
日本					
固定利付債					
米ドル	200,000	MITSUB UFJ FIN 3.7410% 07/03/29	200,000	212,481	0.60
			200,000	212,481	0.60
		日本合計	200,000	212,481	0.60
ジャージー					
固定利付債					
米ドル	700,000	UBS GROUP 4.125% 24/09/25	709,524	744,501	2.12
米ドル	550,000	CREDIT SUISSE GP 3.75% 26/03/25	538,027	572,003	1.62
			1,247,551	1,316,504	3.74
		ジャージー合計	1,247,551	1,316,504	3.74
ルクセンブルグ					
変動利付債					
英ポンド	500,000	AXA SA FRN 16/01/54	828,947	783,853	2.23
			828,947	783,853	2.23
		ルクセンブルグ合計	828,947	783,853	2.23
オランダ					
変動利付債					
ユーロ	400,000	ELM BV FRN 29/12/49	419,643	466,381	1.33
ユーロ	300,000	ING GROEP NV FRN 15/02/29	319,918	346,984	0.99
米ドル	250,000	ING GROEP NV FRN 01/04/32	250,000	244,580	0.69
			989,561	1,057,945	3.01
固定利付債					
米ドル	350,000	RABOBANK NEDER 5.75% 01/12/43	406,889	458,257	1.30
米ドル	330,000	ING GROEP NV 3.5500% 09/04/24	329,505	341,580	0.97
			736,394	799,837	2.27
		オランダ合計	1,725,955	1,857,782	5.28

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

NM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2022年1月31日現在
(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
スペイン					
固定利付債					
ユーロ	600,000	BANCO SANTAND 2.5000% 18/03/25	637,693	704,820	2.00
			637,693	704,820	2.00
		スペイン合計	637,693	704,820	2.00
スウェーデン					
変動利付債					
米ドル	350,000	NORDEA BANK AB FRN 13/09/33	350,000	377,256	1.07
			350,000	377,256	1.07
		スウェーデン合計	350,000	377,256	1.07
スイス					
変動利付債					
米ドル	650,000	CREDIT SUISSE FRN 11/09/25	646,607	652,506	1.85
ユーロ	400,000	AQUARIUS & INV ZUR FRN 02/10/43	492,450	475,094	1.35
米ドル	200,000	UBS GROUP FRN 10/08/27	200,000	190,187	0.54
米ドル	200,000	UBS GROUP FRN 11/02/32	200,000	185,029	0.53
			1,539,057	1,502,816	4.27
		スイス合計	1,539,057	1,502,816	4.27
イギリス					
変動利付債					
米ドル	450,000	NATWEST GROUP FRN 18/05/29	450,000	498,566	1.42
米ドル	395,000	HSBC HOLDINGS FRN 19/06/29	395,000	430,295	1.22
米ドル	400,000	HSBC HOLDINGS FRN 22/05/30	400,000	420,875	1.20
米ドル	375,000	HSBC HOLDINGS FRN 23/09/69	375,000	386,719	1.10
米ドル	300,000	RBS FRN 29/12/49	300,000	337,875	0.96
米ドル	200,000	LLOYDS BK GR PLC FRN 09/07/25	200,000	208,594	0.59
米ドル	200,000	NATWEST GROUP FRN 22/05/24	200,000	201,641	0.57
			2,320,000	2,484,565	7.06

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2022年1月31日現在
(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
イギリス(続き)					
固定利付債					
米ドル	350,000	CREDIT SUISSE GP 6.5% 08/08/23	392,092	373,395	1.06
米ドル	350,000	HSBC HDGS PLC 3.9% 25/05/26	348,765	370,449	1.05
米ドル	350,000	BARCLAYS PLC 3.65% 16/03/25	337,999	363,755	1.03
米ドル	300,000	BARCLAYS PLC 5.2% 12/05/26	308,367	327,951	0.93
米ドル	310,000	LLOYDS BK GR PLC 3.9000% 12/03/24	309,541	323,106	0.92
米ドル	300,000	LLOYDS BANK 4.65% 24/03/26	289,998	322,563	0.92
米ドル	200,000	BARCLAYS PLC 5.25% 17/08/45	199,520	243,654	0.69
米ドル	245,000	NATIONWIDE BL 1.5000% 13/10/26	244,108	236,082	0.67
米ドル	100,000	TRINITY ACQUISITION 4.4% 15/03/26	99,578	107,376	0.30
			2,529,968	2,668,331	7.57
		イギリス合計	4,849,968	5,152,896	14.63
アメリカ合衆国					
変動利付債					
米ドル	1,150,000	PRUDENTIAL FIN FRN 15/06/43	1,213,139	1,190,194	3.37
米ドル	675,000	CITIGROUP INC FRN 29/01/31	681,844	659,843	1.86
米ドル	505,000	JPMORGAN CHASE FRN 05/12/29	505,000	554,688	1.57
米ドル	500,000	WELLS FARGO & CO FRN 31/12/49	527,750	537,445	1.53
米ドル	505,000	GOLDMAN SACHS GP FRN 05/06/28	511,319	530,129	1.51
米ドル	455,000	CITIGROUP INC FRN 10/01/28	441,664	481,192	1.37
米ドル	500,000	JPMORGAN CHASE FRN 04/02/32	500,000	461,659	1.31
米ドル	300,000	BANK OF AMER CRP FRN 07/02/30	300,000	320,396	0.91
米ドル	300,000	WELLS FARGO CO FRN 17/06/27	300,000	309,565	0.88
米ドル	310,000	WELLS FARGO CO FRN 02/06/28	310,000	306,829	0.87
米ドル	300,000	JPMORGAN CHASE FRN 01/01/70	297,375	300,003	0.85
米ドル	250,000	BANK OF AMERICA FRN 29/12/49	273,700	273,750	0.78
米ドル	250,000	GOLDMAN SACHS FRN 29/12/49	256,250	268,125	0.76
米ドル	250,000	CITIGROUP INC FRN 10/03/70	250,000	246,875	0.70
米ドル	250,000	CAPITAL ONE FINL FRN 29/07/32	250,000	228,894	0.65
米ドル	195,000	MORGAN STANLEY FRN 22/07/28	191,790	204,125	0.58
米ドル	150,000	GOLDMAN SACHS GP FRN 01/05/29	161,465	161,383	0.46
米ドル	150,000	WELLS FARGO CO FRN 30/10/25	150,000	150,981	0.43

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2022年1月31日現在
（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アメリカ合衆国（続き）					
変動利付債（続き）					
米ドル	150,000	WELLS FARGO CO FRN 30/10/30	150,000	150,695	0.43
米ドル	160,000	GOLDMAN SACHS GP FRN 21/07/42	160,000	148,195	0.42
米ドル	155,000	MORGAN STANLEY FRN 16/09/36	155,000	143,783	0.41
米ドル	150,000	MORGAN STANLEY FRN 21/07/32	150,000	140,931	0.40
米ドル	145,000	MORGAN STANLEY FRN 20/10/32	145,000	139,261	0.40
米ドル	140,000	WELLS FARGO CO FRN 11/02/31	140,000	137,523	0.39
米ドル	135,000	BANK OF AMER CRP FRN 21/09/36	135,000	125,123	0.36
米ドル	83,000	JPMORGAN CHASE FRN 30/10/69	88,686	82,896	0.24
			8,244,982	8,254,483	23.44
固定利付債					
米ドル	405,000	METLIFE INC 10.7500% 01/08/39	660,149	661,743	1.88
米ドル	525,000	PRINCIPAL FIN GRP 3.1% 15/11/26	524,233	543,311	1.54
米ドル	500,000	BRANCH BANKING&TR 3.8% 30/10/26	518,503	532,097	1.51
米ドル	350,000	WILLIS NORTH AME 2.9500% 15/09/29	344,488	347,204	0.99
ユーロ	295,000	MORGAN STANLEY 1.75% 30/01/25	315,625	343,654	0.98
米ドル	325,000	GOLDMAN SACHS 3.75% 25/02/26	328,840	342,600	0.97
米ドル	300,000	MORGAN STANLEY 5% 24/11/25	334,479	329,121	0.93
米ドル	225,000	AMERICAN INTL GP 6.25% 01/05/36	265,514	296,129	0.84
米ドル	195,000	BANK OF AMERICA CORP 7.75% 14/05/38	285,179	291,028	0.83
ユーロ	250,000	AMERICAN INTL GRP 1.5% 08/06/23	276,160	283,670	0.81
米ドル	260,000	NUVEEN LLC 4.0000% 01/11/28	258,448	283,455	0.81
米ドル	195,000	BK OF AMERICA CORP 5.875% 7/02/42	230,722	261,745	0.74
米ドル	250,000	DISCOVER BANK 2.7000% 06/02/30	249,478	245,886	0.70
米ドル	225,000	ANTHEM INC 2.5500% 15/03/31	227,552	219,822	0.62
米ドル	200,000	LINCOLN NATL CRP 3.8000% 01/03/28	194,420	214,494	0.61
米ドル	200,000	BANK OF AMERICA 4.183% 25/11/27	200,000	214,278	0.61
米ドル	175,000	BERKSHIRE HATHAWAY 4.5% 11/02/43	193,072	205,768	0.58
米ドル	190,000	AIR LEASE CORP 2.8750% 15/01/26	189,597	190,983	0.54
米ドル	200,000	SYNCHRONY FINANC 2.8750% 28/10/31	199,776	190,290	0.54
米ドル	165,000	US BANCORP 3.9500% 17/11/25	164,850	176,750	0.50
米ドル	180,000	AON CORP/AON GLO 2.0500% 23/08/31	179,482	168,734	0.48
米ドル	150,000	MARSH & MCLENNAN 4.3750% 15/03/29	149,948	167,022	0.47
米ドル	175,000	INTERCONTINENT 1.8500% 15/09/32	161,620	158,855	0.45
米ドル	140,000	LINCOLN NATL CRP 4.3500% 01/03/48	139,950	158,469	0.45

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2022年1月31日現在
（米ドルで表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める割合 (%)
アメリカ合衆国（続き）					
固定利付債（続き）					
米ドル	145,000	UNITEDHEALTH GRP 3.8500% 15/06/28	144,424	156,616	0.44
米ドル	150,000	HARTFORD FINL 2.8000% 19/08/29	149,817	151,304	0.43
米ドル	150,000	PACIFIC LIFE 1.4500% 20/01/28	149,940	142,607	0.41
米ドル	140,000	KEYCORP 2.2500% 06/04/27	139,831	139,089	0.40
米ドル	120,000	MORGAN STANLEY 4.3% 27/01/45	115,571	136,936	0.39
米ドル	135,000	PACIFIC LIFE 2.4500% 11/01/32	134,785	133,394	0.38
米ドル	135,000	JACKSON FIN I 4.0000% 23/11/51	133,626	127,993	0.36
米ドル	125,000	GOLDMAN SACHS GP 2.6000% 07/02/30	124,956	122,261	0.35
米ドル	125,000	UNITEDHEALTH GRP 2.9000% 15/05/50	121,476	117,832	0.33
米ドル	115,000	TRAVELERS COS 3.0500% 08/06/51	114,663	111,391	0.32
米ドル	100,000	BANK OF AMERICA 4.25% 22/10/26	100,272	107,833	0.31
米ドル	100,000	JPMORGAN CHASE& CO 3.875% 10/09/24	101,635	104,913	0.30
米ドル	105,000	CENTENE CORP 3.0000% 15/10/30	105,000	101,456	0.29
米ドル	80,000	CITIGROUP INC 5.5% 13/09/25	89,454	88,748	0.25
米ドル	80,000	ALLSTATE CORP 3.8500% 10/08/49	79,442	88,726	0.25
米ドル	90,000	FS KKR CAPITAL 3.2500% 15/07/27	89,431	88,538	0.25
米ドル	85,000	CENTENE CORP 4.6250% 15/12/29	85,000	88,462	0.25
米ドル	75,000	CIT GROUP INC 6.1250% 09/03/28	91,208	86,978	0.25
米ドル	55,000	ALLY FINANCIAL 8% 01/11/31	75,900	74,424	0.21
米ドル	75,000	AIR LEASE CORP 0.7000% 15/02/24	74,502	72,885	0.21
米ドル	60,000	ALLY FINANCIAL 3.8750% 21/05/24	63,569	62,394	0.18
			8,876,587	9,131,888	25.94
		アメリカ合衆国合計	17,121,569	17,386,371	49.38
投資有価証券合計			33,411,189	34,301,322	97.42

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Net Assets
as at January 31, 2022
(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: USD 33,411,189)	2	34,301,322
Cash at bank		230,862
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	13	176,054
Margin receivable on derivatives		298,489
Accrued income		348,883
Total Assets		<u>35,355,610</u>
LIABILITIES		
Unrealised loss on future contracts	14	73,412
Accrued expenses	9	71,633
Interest payable		3
Total Liabilities		<u>145,048</u>
NET ASSETS		<u><u>35,210,562</u></u>

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Yen Hedged Units 1505 (in JPY)	9,985	119,450	1,192,660,047
USD Units 1505 (in USD)	104.29	24,916	2,598,498
Yen Hedged Units 1508 (in JPY)	10,311	15,050	155,184,821
USD Units 1508 (in USD)	107.61	4,450	478,871
Yen Hedged Units 1511 (in JPY)	10,209	4,752	48,510,913
USD Units 1511 (in USD)	106.47	15,738	1,675,651
Yen Hedged Units 1512 (in JPY)	10,257	130,860	1,342,265,832
USD Units 1512 (in USD)	106.97	11,237	1,201,998
Yen Hedged Units 1603 (in JPY)	10,326	18,230	188,234,937
USD Units 1603 (in USD)	107.59	2,046	220,122
Yen Hedged Units 1607 (in JPY)	10,104	38,309	387,064,261
USD Units 1607 (in USD)	104.39	3,207	334,779

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2022
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bonds (net of withholding tax)		1,493,332
Total Income		<u>1,493,332</u>
EXPENSES		
Manager fees	4	334,947
Distributor and Agent Company fees	7, 8	246,676
Administrator fees	5	43,112
Custodian fees	6	21,861
Interest paid on bank accounts		338
Correspondent bank fees		1,884
Bank charges		10,785
Trustee fees	3	9,999
Legal fees		1,420
Overseas registration fees		41,343
Out-of-pocket expenses		4,309
Professional fees		24,347
Printing and publication fees		3,600
Other expenses		91
Total Expenses		<u>744,712</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>748,620</u>
Net realised profit on investments		513,605
Net realised profit on future contracts		123,386
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(3,968,060)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(3,331,069)</u>
Change in net unrealised result on investments		(3,328,427)
Change in net unrealised result on future contracts		(63,553)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		690,392
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(2,701,588)</u>
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>(5,284,037)</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2022
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		49,322,004
NET INVESTMENT INCOME		748,620
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(3,331,069)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(2,701,588)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(5,284,037)
Payments for repurchase of units	12	(8,577,410)
		(8,577,410)
Dividend paid to unitholders	10	(249,995)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		35,210,562

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended January 31, 2022
(Unaudited)

Yen Hedged Units 1505

Number of units outstanding at the beginning of the year	140,451
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(21,001)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	119,450
	<hr/> <hr/>

USD Units 1505

Number of units outstanding at the beginning of the year	25,941
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(1,025)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	24,916
	<hr/> <hr/>

Yen Hedged Units 1508

Number of units outstanding at the beginning of the year	17,150
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(2,100)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	15,050
	<hr/> <hr/>

USD Units 1508

Number of units outstanding at the beginning of the year	5,700
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(1,250)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	4,450
	<hr/> <hr/>

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended January 31, 2022
(Unaudited)

Yen Hedged Units 1511

Number of units outstanding at the beginning of the year	14,752
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(10,000)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	4,752
	<hr/> <hr/>

USD Units 1511

Number of units outstanding at the beginning of the year	22,438
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(6,700)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	15,738
	<hr/> <hr/>

Yen Hedged Units 1512

Number of units outstanding at the beginning of the year	175,710
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(44,850)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	130,860
	<hr/> <hr/>

USD Units 1512

Number of units outstanding at the beginning of the year	11,387
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(150)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	11,237
	<hr/> <hr/>

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended January 31, 2022
(Unaudited)

Yen Hedged Units 1603

Number of units outstanding at the beginning of the year	19,780
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(1,550)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	18,230
	<hr/> <hr/>

USD Units 1603

Number of units outstanding at the beginning of the year	2,046
Number of units issued	0
Number of units repurchased	0
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	2,046
	<hr/> <hr/>

Yen Hedged Units 1607

Number of units outstanding at the beginning of the year	39,119
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(810)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	38,309
	<hr/> <hr/>

USD Units 1607

Number of units outstanding at the beginning of the year	3,207
Number of units issued	0
Number of units repurchased	0
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	3,207
	<hr/> <hr/>

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statistical Information
as at January 31, 2022
(Unaudited)

	2022	2021	2020
Net Assets at the end of the year (in USD)	35,210,562	49,322,004	56,113,992
Yen Hedged Units 1505 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	1,192,660,047	1,471,500,883	1,772,098,167
Net Asset Value per unit at the end of the year	9,985	10,477	10,243
USD Units 1505 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	2,598,498	2,854,567	3,199,767
Net Asset Value per unit at the end of the year	104.29	110.04	107.54
Yen Hedged Units 1508 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	155,184,821	185,533,535	184,557,911
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,311	10,818	10,576
USD Units 1508 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	478,871	646,916	2,106,829
Net Asset Value per unit at the end of the year	107.61	113.49	110.88
Yen Hedged Units 1511 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	48,510,913	158,003,371	189,020,269
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,209	10,711	10,471
USD Units 1511 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,675,651	2,519,969	2,753,294
Net Asset Value per unit at the end of the year	106.47	112.31	109.73

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statistical Information (continued)

as at January 31, 2022

(Unaudited)

	2022	2021	2020
Yen Hedged Units 1512 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	1,342,265,832	1,890,997,913	1,954,858,635
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,257	10,762	10,521
USD Units 1512 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,201,998	1,284,846	1,324,857
Net Asset Value per unit at the end of the year	106.97	112.83	110.22
Yen Hedged Units 1603 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	188,234,937	214,287,447	221,656,098
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,326	10,834	10,590
USD Units 1603 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	220,122	232,175	226,780
Net Asset Value per unit at the end of the year	107.59	113.48	110.84
Yen Hedged Units 1607 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	387,064,261	414,731,512	689,977,837
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,104	10,602	10,365
USD Units 1607 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	334,779	353,278	529,848
Net Asset Value per unit at the end of the year	104.39	110.16	107.67

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022

Note 1 - Organisation

NM Global Financial Corporate Bond Fund (the "Series Trust"), a series trust of Japan Offshore Fund Series (the "Trust"), was established by a Master Trust Deed dated June 22, 2010, as amended and supplemented (the "Master Trust Deed") and the Supplement Trust Deed dated April 8, 2015 respectively entered by FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and BNY Mellon International Management Limited as the Series Trust's Manager. The Trust is a unit trust governed under the Trusts Act (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Act (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee may authorise the establishment of additional Series Trust by Supplemental Trust Deed. At the date of these financial statements, the Trust comprises four Series Trusts including NM Global Financial Corporate Bond Fund, each relating to a separate investment portfolio of securities, cash and other assets.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Act (Revised) of the Cayman Islands.

At the date of this financial statements, twelve classes of Units, Yen Hedged Units 1505, USD Units 1505, Yen Hedged Units 1508, USD Units 1508, Yen Hedged Units 1511, USD Units 1511, Yen Hedged Units 1512, USD Units 1512, Yen Hedged Units 1603, USD Units 1603, Yen Hedged Units 1607 and USD Units 1607 were created.

The investment objective of the Series Trust is to seek to provide stable income and medium- to long-term asset appreciation through investing primarily in US dollar, Euro, British pound, Australian dollars and other currencies denominated senior bonds and hybrid securities, including, without limitation, contingent convertible capital bonds, issued by global financial institutions including global systemically important financial institutions. The Manager and/or its delegates will seek to balance the objectives of providing stable income while attempting to provide medium- to long-term asset appreciation.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

The Manager and/or its delegates intend to enter into currency hedging transactions to hedge the Series Trust's exposure to fluctuations in the currency exchange rate between US dollars (the currency in which the Series Trust is denominated) and the relevant non-US dollar currency in relation to the Series Trust's investment in non-US dollar denominated assets. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge the currency exposure of the non-US dollar denominated assets to fluctuations between the non-US dollar and US dollar fully, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the non-US dollar denominated assets will change.

The Manager and/or its delegates may use currency hedging transactions to hedge the exposure holders of Yen Hedged Units will have to fluctuations in the currency exchange rate between the US dollar and Yen. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge the currency exposure of the Yen Hedged Units to fluctuations between the US dollar and Yen fully, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the relevant Investments will change. Investors should note that by virtue of such currency hedging transactions, an appreciation of the US dollar against Yen will not provide a corresponding increase in the Net Asset Value per Unit of the Yen Hedged Units. Also, if the interest rate in Yen is lower than the interest rate in US dollars, the difference between those interest rates will be hedging costs for the Unitholders of Yen Hedged Units. If the interest rate in Yen is higher than the interest rate in US dollars, the difference between those interest rates is expected to be hedging income for the Unitholders of Yen Hedged Units.

Unless previously terminated in accordance with the provisions described in the section of the Offering Memorandum, the Series Trust will terminate if required by applicable law or in the event that on any Valuation Day the Net Asset Value is USD 10 million or less and the Manager by written notice to the Trustee determines that the Series Trust should be terminated.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS

(a) the value of any cash on hand or on deposit, bills, demand notes, accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received is deemed to be the full amount thereof unless the Manager determines that any such deposit, bill, demand note or account receivable is not worth the full amount thereof in which event the value thereof is deemed to be such value as the Manager deems to be the reasonable value thereof;

(b) except in the case of an interest in a Managed Fund to which paragraph (c) below applies, and subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, all calculations based on the value of investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market is made by reference to the last traded price or official closing price according with its local rules and customs on the principal exchange or market for such investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market for a particular investment, the value of such investment is calculated by reference to the price of such investment quoted by any person, firm or institution making a market in that investment (and if there shall be more than one such market maker then such particular market maker as the Manager may designate); provided always that if the Manager in its discretion considers that the prices on an exchange or market other than the principal exchange or market provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such investment, it may adopt such prices;

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS (continued)

(c) subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, the value of each interest in any Managed Fund which is valued as at the same day as the relevant Series Trust is the net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund calculated as at that day or, if the Manager so determines or if such Managed Fund is not valued as at the same day as such Series Trust, the last published net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund (where available) or (if the same is not available) the last published redemption or bid price for such unit, share or other interest. In particular if there are no price quotations available for the valuation of the Managed Fund, it shall be calculated in accordance with the values published, or reported in writing to the Series Trust as at the relevant Valuation Day, by or on behalf of the Managed Fund, or if the Managed Fund is not valued as at the relevant Valuation Day, shall be the latest published or reported value. Valuations may in the absolute discretion of the Manager be subject to later adjustment. In performing the calculations, the Manager shall be entitled to rely on the unaudited valuations and reports and estimated valuations received from third parties, including the Managed Fund and its administrator, agents, investment manager or advisor, or other dealing subsidiary and the Manager shall not be responsible for verifying nor shall they be required to verify either the contents or veracity of such valuations and reports;

(d) if no net asset value, redemption, bid, traded or closing prices or price quotations are available as provided in paragraphs (b) or (c) above, the value of the relevant asset is determined from time to time in such manner as the Manager determines;

(e) for the purpose of ascertaining the listed, quoted, traded or market dealing prices of any investment pursuant to paragraph (b) above, the Trustee is entitled to use and rely upon price data and/or information provided by any mechanised and/or electronic systems of price dissemination and the prices provided by any such system will be deemed to be the last traded prices or official closing price for the purpose of paragraph (b) above;

(f) notwithstanding the foregoing, the Manager may, at its absolute discretion, permit some other method of valuation to be used if it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant investment; and

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS (continued)

(g) the value of any investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which such Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of such Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Manager (or the Administrator on its behalf) deems appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2022:

1 USD = 1.27255 CAD

1 USD = 0.89518 EUR

1 USD = 0.74446 GBP

1 USD = 115.46503 JPY

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Series Trust records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear, subject to a minimum annual fee of USD 10,000.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1505 and USD Units 1505	0.45%
Yen Hedged Units 1508 and USD Units 1508	
Yen Hedged Units 1511 and USD Units 1511	
Yen Hedged Units 1512 and USD Units 1512	
Yen Hedged Units 1603 and USD Units 1603	
Yen Hedged Units 1607 and USD Units 1607	

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1505	0.32%
Yen Hedged Units 1508	
Yen Hedged Units 1511	
Yen Hedged Units 1512	
Yen Hedged Units 1603	
Yen Hedged Units 1607	
USD Units 1505	0.34%
USD Units 1508	
USD Units 1511	
USD Units 1512	
USD Units 1603	
USD Units 1607	

In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 4 - Manager fees (continued)

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Manager out of the assets of the Series Trust.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager.

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear plus transaction fees and expenses.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 7 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1505 and USD Units 1505	0.52%
Yen Hedged Units 1508 and USD Units 1508	
Yen Hedged Units 1511 and USD Units 1511	
Yen Hedged Units 1512 and USD Units 1512	
Yen Hedged Units 1603 and USD Units 1603	
Yen Hedged Units 1607 and USD Units 1607	

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Distributor out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Agent Company out of the assets of the Series Trust.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 9 - Accrued expenses

	USD
Manager fees	24,680
Distributor and Agent Company fees	18,138
Administrator fees	3,098
Custodian fees	1,549
Trustee fees	851
Out-of-pocket expenses	310
Professional fees	<u>23,007</u>
Accrued expenses	<u><u>71,633</u></u>

Note 10 - Distributions

The Manager may direct the Trustee (or the Administrator on its behalf) to make distributions to holders of any class of Units in respect of each Distribution Period (the "Current Distribution Period") of such amount as determined by the Manager, which are paid out of the income, realised and unrealised capital gains and/or any distributable funds of the Series Trust attributable to the relevant class of Units. Any distributions in respect of the Current Distribution Period are made to the person in whose name Units of the relevant class of Units are registered on the Register on the Distribution Record Date on which the Current Distribution Period ends and all such distributions are rounded down to the nearest whole smallest unit of denomination of the relevant currency.

For the year ended January 31, 2022, the Series Trust distributed a total amount of USD 249,995.

Distributions were done to relevant class Unitholders in the following respective manner:

Yen Hedged Units 1505

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 08, 2021	February 16, 2021	10	1,404,510
May 06, 2021	May 12, 2021	10	1,404,510
August 06, 2021	August 13, 2021	10	1,396,010
November 08, 2021	November 12, 2021	10	<u>1,344,500</u>
			<u><u>5,549,530</u></u>

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1505

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 08, 2021	February 16, 2021	0.40	10,376
May 06, 2021	May 12, 2021	0.40	10,376
August 06, 2021	August 13, 2021	0.40	10,296
November 08, 2021	November 12, 2021	0.40	10,286
			41,334
			41,334

Yen Hedged Units 1508

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 08, 2021	February 16, 2021	10	154,500
May 06, 2021	May 12, 2021	10	154,500
August 06, 2021	August 13, 2021	10	154,500
November 08, 2021	November 12, 2021	10	151,000
			614,500
			614,500

USD Units 1508

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 08, 2021	February 16, 2021	0.40	2,280
May 06, 2021	May 12, 2021	0.40	2,280
August 06, 2021	August 13, 2021	0.40	2,280
November 08, 2021	November 12, 2021	0.40	1,780
			8,620
			8,620

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

Yen Hedged Units 1511

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 08, 2021	February 16, 2021	10	147,520
May 06, 2021	May 12, 2021	10	47,520
August 06, 2021	August 13, 2021	10	47,520
November 08, 2021	November 12, 2021	10	47,520
			290,080

USD Units 1511

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 08, 2021	February 16, 2021	0.40	8,975
May 06, 2021	May 12, 2021	0.40	8,855
August 06, 2021	August 13, 2021	0.40	8,855
November 08, 2021	November 12, 2021	0.40	8,855
			35,540

Yen Hedged Units 1512

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
March 08, 2021	March 12, 2021	10	1,710,100
June 07, 2021	June 11, 2021	10	1,710,100
September 07, 2021	September 10, 2021	10	1,710,100
December 06, 2021	December 10, 2021	10	1,310,100
			6,440,400

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1512

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
March 08, 2021	March 12, 2021	0.40	4,555
June 07, 2021	June 11, 2021	0.40	4,555
September 07, 2021	September 10, 2021	0.40	4,515
December 06, 2021	December 10, 2021	0.40	4,515
			18,140

Yen Hedged Units 1603

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
March 08, 2021	March 12, 2021	10	185,800
June 07, 2021	June 11, 2021	10	182,300
September 07, 2021	September 10, 2021	10	182,300
December 06, 2021	December 10, 2021	10	182,300
			732,700

USD Units 1603

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
March 08, 2021	March 12, 2021	0.40	818
June 07, 2021	June 11, 2021	0.40	818
September 07, 2021	September 10, 2021	0.40	818
December 06, 2021	December 10, 2021	0.40	818
			3,272

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

Yen Hedged Units 1607

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 06, 2021	April 08, 2021	10	389,190
July 06, 2021	July 09, 2021	10	385,090
October 06, 2021	October 12, 2021	10	383,090
January 06, 2022	January 13, 2022	10	383,090
			1,540,460

USD Units 1607

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
April 06, 2021	April 08, 2021	0.40	1,283
July 06, 2021	July 09, 2021	0.40	1,283
October 06, 2021	October 12, 2021	0.40	1,283
January 06, 2022	January 13, 2022	0.40	1,283
			5,132

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases

Subscriptions

Each class of units was subscribed for by Eligible Investors during the Initial Offer Period at the purchase prices of JPY 10,000 per Unit for all classes expressed in JPY and USD 100 per Unit for all classes expressed in USD.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Subscriptions (continued)

Yen Hedged Units 1505 and USD Units 1505

The Initial Offer Period commenced on May 7, 2015 and closed on May 28, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on May 28, 2015.

Yen Hedged Units 1508 and USD Units 1508

The Initial Offer Period commenced on August 3, 2015 and closed on August 28, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on August 28, 2015.

Yen Hedged Units 1511 and USD Units 1511

The Initial Offer Period commenced on November 2, 2015 and closed on November 25, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on November 25, 2015.

Yen Hedged Units 1512 and USD Units 1512

The Initial Offer Period commenced on December 1, 2015 and closed on December 22, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on December 22, 2015.

Yen Hedged Units 1603 and USD Units 1603

The Initial Offer Period commenced on March 2, 2016 and closed on March 24, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on March 24, 2016.

Yen Hedged Units 1607 and USD Units 1607

The Initial Offer Period commenced on July 1, 2016 and closed on July 28, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on July 28, 2016.

Repurchase of Units

The minimum repurchase for each Unitholder is 1 Unit.

Unitholders wishing to have Units repurchased should send a completed Repurchase Notice, together with such other information as may be required by the Administrator, to be received by the Administrator no later than 5.00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Repurchase Day or such other time as the Manager, after consultation with the Trustee, may in any particular case determine, failing which the Repurchase Notice will be held over until the next following Repurchase Day and Units will be repurchased at the repurchase price applicable on that Repurchase Day.

A Repurchase Notice, once given, is irrevocable unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise generally or in any particular case or cases.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase of Units (continued)

In order to comply with regulations aimed at the prevention of money laundering in any applicable jurisdiction, the Administrator reserves the right to request such information as it considers necessary in order to process any Repurchase Notice. The Administrator may refuse to process any Repurchase Notice or delay payment of repurchase proceeds if a Unitholder submitting Units for repurchase delays in producing or fails to produce any information required by the Administrator or if such refusal is necessary to ensure the compliance by the Trustee, the Administrator or the Manager with any anti-money laundering law in any jurisdiction.

Repurchase fee

The each class has a fixed seven year life and will be compulsory repurchased on the seventh anniversary of the date of their issue (or if such day is not a Business Day the immediately preceding Business Day) at a price per Unit equal to the Net Asset Value per Unit of such class of Units determined as at the Valuation Point on the date of such compulsory repurchase (or if that day is not also a Valuation Day on the immediately preceding Valuation Day).

If a class is repurchased (either voluntarily or by way of compulsory repurchase) prior to the sixth anniversary of the date of their issue a repurchase fee, calculated as a percentage of the purchase price at the time of subscription, will be charged in accordance with the following scale and paid to the Manager:

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1505	USD Units 1505
from May 28, 2020 to May 27, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from May 28, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1508	USD Units 1508
from August 28, 2020 to August 27, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from August 28, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1511	USD Units 1511
from November 25, 2020 to November 24, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from November 25, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1512	USD Units 1512
from December 22, 2020 to December 21, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from December 22, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1603	USD Units 1603
from March 24, 2020 to March 23, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from March 24, 2021 to March 23, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from March 24, 2022	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1607	USD Units 1607
from July 28, 2020 to July 27, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from July 28, 2021 to July 27, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from July 28, 2022	Nil	Nil

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at January 31, 2022, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
JPY	3,556,627,601	USD	30,718,939	April 14, 2022	110,634
USD	817,558	JPY	94,665,102	April 14, 2022	(3,018)
USD	4,524,177	EUR	3,995,000	February 16, 2022	60,027
USD	858,249	GBP	640,000	February 16, 2022	(1,341)
GBP	50,000	USD	68,557	February 16, 2022	(1,402)
EUR	176,855	USD	200,000	February 16, 2022	(2,376)
USD	886,711	JPY	100,750,000	April 14, 2022	13,390
USD	9,088	JPY	1,035,100	April 14, 2022	116
USD	4,538	JPY	519,450	April 14, 2022	36
USD	3,308	JPY	383,090	April 14, 2022	(12)
					176,054

Note 14 - Future contracts

As at January 31, 2022, the Series Trust had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
Short Positions					
USD	(16)	FUT US 10YR NOTE (CBT)	Mar 2022	(2,045,000)	34,734
USD	(21)	FUT US 10YR ULTRA	Mar 2022	(2,994,141)	34,906
USD	(43)	FUT US 5YR NOTE (CBT)	Mar 2022	(5,121,031)	60,030
				(10,160,172)	129,670
Long Positions					
CAD	7	FUT CAN 10YR BOND	Mar 2022	764,221	(275)
EUR	17	FUT EURO-BOBL	Mar 2022	2,511,330	(37,791)
EUR	11	FUT EURO-BUND	Mar 2022	2,077,058	(65,864)
GBP	9	FUT LONG GILT	Mar 2022	1,476,338	(40,982)
USD	6	FUT US ULTRA BOND CBT	Mar 2022	1,130,813	(42,031)
USD	13	FUT US 2YR NOTE (CBT)	Mar 2022	2,814,602	(16,139)
				10,774,362	(203,082)
					(73,412)

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2022 (continued)

Note 15 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transactions costs calculation.

The Series Trust did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended January 31, 2022, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Investments
as at January 31, 2022
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	225,000	WESTPAC BANKING FRN 23/11/31	225,000	238,593	0.68
			<u>225,000</u>	<u>238,593</u>	<u>0.68</u>
		Total AUSTRALIA	<u>225,000</u>	<u>238,593</u>	<u>0.68</u>
CANADA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	435,000	TORONTO DOM BK FRN 15/09/31	434,239	457,324	1.30
			<u>434,239</u>	<u>457,324</u>	<u>1.30</u>
		Total CANADA	<u>434,239</u>	<u>457,324</u>	<u>1.30</u>
FRANCE					
FLOATING RATE NOTE					
USD	410,000	BNP PARIBAS FRN 12/08/35	410,000	377,960	1.07
			<u>410,000</u>	<u>377,960</u>	<u>1.07</u>
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	750,000	CREDIT AGRICOLE 4.375% 17/03/25	765,067	792,060	2.25
USD	500,000	BNP PARIBAS 4.25% 15/10/24	521,460	530,326	1.51
EUR	400,000	BNP PARIBAS 2.75% 27/01/26	426,956	477,816	1.36
USD	295,000	SOCIETE GENERALE 4.25% 19/08/26	293,313	309,949	0.88
			<u>2,006,796</u>	<u>2,110,151</u>	<u>6.00</u>
		Total FRANCE	<u>2,416,796</u>	<u>2,488,111</u>	<u>7.07</u>
GERMANY					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	500,000	ALLIANZ FRN 06/07/47	658,214	609,825	1.73
EUR	300,000	ALLIANZ SE FRN 29/09/49	325,510	356,074	1.01
			<u>983,724</u>	<u>965,899</u>	<u>2.74</u>
		Total GERMANY	<u>983,724</u>	<u>965,899</u>	<u>2.74</u>
IRELAND					
FLOATING RATE NOTE					
USD	400,000	WILLOW NO.2 FRN 01/10/45	393,500	415,434	1.18
USD	210,000	BANK OF IRELAND FRN 30/09/27	210,000	201,141	0.57
			<u>603,500</u>	<u>616,575</u>	<u>1.75</u>

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Investments (continued)

as at January 31, 2022

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
IRELAND (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	250,000	AERCAP IRELAND 1.7500% 30/01/26	247,190	240,041	0.68
			247,190	240,041	0.68
		Total IRELAND	850,690	856,616	2.43
JAPAN					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	MITSUB UFJ FIN 3.7410% 07/03/29	200,000	212,481	0.60
			200,000	212,481	0.60
		Total JAPAN	200,000	212,481	0.60
JERSEY					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	700,000	UBS GROUP 4.125% 24/09/25	709,524	744,501	2.12
USD	550,000	CREDIT SUISSE GP 3.75% 26/03/25	538,027	572,003	1.62
			1,247,551	1,316,504	3.74
		Total JERSEY	1,247,551	1,316,504	3.74
LUXEMBOURG					
FLOATING RATE NOTE					
GBP	500,000	AXA SA FRN 16/01/54	828,947	783,853	2.23
			828,947	783,853	2.23
		Total LUXEMBOURG	828,947	783,853	2.23
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	400,000	ELM BV FRN 29/12/49	419,643	466,381	1.33
EUR	300,000	ING GROEP NV FRN 15/02/29	319,918	346,984	0.99
USD	250,000	ING GROEP NV FRN 01/04/32	250,000	244,580	0.69
			989,561	1,057,945	3.01

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at January 31, 2022
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
NETHERLANDS (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	350,000	RABOBANK NEDER 5.75% 01/12/43	406,889	458,257	1.30
USD	330,000	ING GROEP NV 3.5500% 09/04/24	329,505	341,580	0.97
			736,394	799,837	2.27
		Total NETHERLANDS	1,725,955	1,857,782	5.28
SPAIN					
STRAIGHT FIXED BOND					
EUR	600,000	BANCO SANTAND 2.5000% 18/03/25	637,693	704,820	2.00
			637,693	704,820	2.00
		Total SPAIN	637,693	704,820	2.00
SWEDEN					
FLOATING RATE NOTE					
USD	350,000	NORDEA BANK AB FRN 13/09/33	350,000	377,256	1.07
			350,000	377,256	1.07
		Total SWEDEN	350,000	377,256	1.07
SWITZERLAND					
FLOATING RATE NOTE					
USD	650,000	CREDIT SUISSE FRN 11/09/25	646,607	652,506	1.85
EUR	400,000	AQUARIUS & INV ZUR FRN 02/10/43	492,450	475,094	1.35
USD	200,000	UBS GROUP FRN 10/08/27	200,000	190,187	0.54
USD	200,000	UBS GROUP FRN 11/02/32	200,000	185,029	0.53
			1,539,057	1,502,816	4.27
		Total SWITZERLAND	1,539,057	1,502,816	4.27
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
USD	450,000	NATWEST GROUP FRN 18/05/29	450,000	498,566	1.42
USD	395,000	HSBC HOLDINGS FRN 19/06/29	395,000	430,295	1.22
USD	400,000	HSBC HOLDINGS FRN 22/05/30	400,000	420,875	1.20
USD	375,000	HSBC HOLDINGS FRN 23/09/69	375,000	386,719	1.10
USD	300,000	RBS FRN 29/12/49	300,000	337,875	0.96

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at January 31, 2022
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED KINGDOM (CONTINUED)					
FLOATING RATE NOTE (CONTINUED)					
USD	200,000	LLOYDS BK GR PLC FRN 09/07/25	200,000	208,594	0.59
USD	200,000	NATWEST GROUP FRN 22/05/24	200,000	201,641	0.57
			2,320,000	2,484,565	7.06
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	350,000	CREDIT SUISSE GP 6.5% 08/08/23	392,092	373,395	1.06
USD	350,000	HSBC HDGS PLC 3.9% 25/05/26	348,765	370,449	1.05
USD	350,000	BARCLAYS PLC 3.65% 16/03/25	337,999	363,755	1.03
USD	300,000	BARCLAYS PLC 5.2% 12/05/26	308,367	327,951	0.93
USD	310,000	LLOYDS BK GR PLC 3.9000% 12/03/24	309,541	323,106	0.92
USD	300,000	LLOYDS BANK 4.65% 24/03/26	289,998	322,563	0.92
USD	200,000	BARCLAYS PLC 5.25% 17/08/45	199,520	243,654	0.69
USD	245,000	NATIONWIDE BL 1.5000% 13/10/26	244,108	236,082	0.67
USD	100,000	TRINITY ACQUISITION 4.4% 15/03/26	99,578	107,376	0.30
			2,529,968	2,668,331	7.57
		Total UNITED KINGDOM	4,849,968	5,152,896	14.63
UNITED STATES OF AMERICA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	1,150,000	PRUDENTIAL FIN FRN 15/06/43	1,213,139	1,190,194	3.37
USD	675,000	CITIGROUP INC FRN 29/01/31	681,844	659,843	1.86
USD	505,000	JPMORGAN CHASE FRN 05/12/29	505,000	554,688	1.57
USD	500,000	WELLS FARGO & CO FRN 31/12/49	527,750	537,445	1.53
USD	505,000	GOLDMAN SACHS GP FRN 05/06/28	511,319	530,129	1.51
USD	455,000	CITIGROUP INC FRN 10/01/28	441,664	481,192	1.37
USD	500,000	JPMORGAN CHASE FRN 04/02/32	500,000	461,659	1.31
USD	300,000	BANK OF AMER CRP FRN 07/02/30	300,000	320,396	0.91
USD	300,000	WELLS FARGO CO FRN 17/06/27	300,000	309,565	0.88
USD	310,000	WELLS FARGO CO FRN 02/06/28	310,000	306,829	0.87
USD	300,000	JPMORGAN CHASE FRN 01/01/70	297,375	300,003	0.85
USD	250,000	BANK OF AMERICA FRN 29/12/49	273,700	273,750	0.78
USD	250,000	GOLDMAN SACHS FRN 29/12/49	256,250	268,125	0.76
USD	250,000	CITIGROUP INC FRN 10/03/70	250,000	246,875	0.70
USD	250,000	CAPITAL ONE FINL FRN 29/07/32	250,000	228,894	0.65

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at January 31, 2022
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
FLOATING RATE NOTE (CONTINUED)					
USD	195,000	MORGAN STANLEY FRN 22/07/28	191,790	204,125	0.58
USD	150,000	GOLDMAN SACHS GP FRN 01/05/29	161,465	161,383	0.46
USD	150,000	WELLS FARGO CO FRN 30/10/25	150,000	150,981	0.43
USD	150,000	WELLS FARGO CO FRN 30/10/30	150,000	150,695	0.43
USD	160,000	GOLDMAN SACHS GP FRN 21/07/42	160,000	148,195	0.42
USD	155,000	MORGAN STANLEY FRN 16/09/36	155,000	143,783	0.41
USD	150,000	MORGAN STANLEY FRN 21/07/32	150,000	140,931	0.40
USD	145,000	MORGAN STANLEY FRN 20/10/32	145,000	139,261	0.40
USD	140,000	WELLS FARGO CO FRN 11/02/31	140,000	137,523	0.39
USD	135,000	BANK OF AMER CRP FRN 21/09/36	135,000	125,123	0.36
USD	83,000	JPMORGAN CHASE FRN 30/10/69	88,686	82,896	0.24
			8,244,982	8,254,483	23.44
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	405,000	METLIFE INC 10.7500% 01/08/39	660,149	661,743	1.88
USD	525,000	PRINCIPAL FIN GRP 3.1% 15/11/26	524,233	543,311	1.54
USD	500,000	BRANCH BANKING&TR 3.8% 30/10/26	518,503	532,097	1.51
USD	350,000	WILLIS NORTH AME 2.9500% 15/09/29	344,488	347,204	0.99
EUR	295,000	MORGAN STANLEY 1.75% 30/01/25	315,625	343,654	0.98
USD	325,000	GOLDMAN SACHS 3.75% 25/02/26	328,840	342,600	0.97
USD	300,000	MORGAN STANLEY 5% 24/11/25	334,479	329,121	0.93
USD	225,000	AMERICAN INTL GP 6.25% 01/05/36	265,514	296,129	0.84
USD	195,000	BANK OF AMERICA CORP 7.75% 14/05/38	285,179	291,028	0.83
EUR	250,000	AMERICAN INTL GRP 1.5% 08/06/23	276,160	283,670	0.81
USD	260,000	NUVEEN LLC 4.0000% 01/11/28	258,448	283,455	0.81
USD	195,000	BK OF AMERICA CORP 5.875% 7/02/42	230,722	261,745	0.74
USD	250,000	DISCOVER BANK 2.7000% 06/02/30	249,478	245,886	0.70
USD	225,000	ANTHEM INC 2.5500% 15/03/31	227,552	219,822	0.62
USD	200,000	LINCOLN NATL CRP 3.8000% 01/03/28	194,420	214,494	0.61
USD	200,000	BANK OF AMERICA 4.183% 25/11/27	200,000	214,278	0.61
USD	175,000	BERKSHIRE HATHAWAY 4.5% 11/02/43	193,072	205,768	0.58
USD	190,000	AIR LEASE CORP 2.8750% 15/01/26	189,597	190,983	0.54
USD	200,000	SYNCHRONY FINANC 2.8750% 28/10/31	199,776	190,290	0.54
USD	165,000	US BANCORP 3.9500% 17/11/25	164,850	176,750	0.50

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at January 31, 2022
(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	180,000	AON CORP/AON GLO 2.0500% 23/08/31	179,482	168,734	0.48
USD	150,000	MARSH & MCLENNAN 4.3750% 15/03/29	149,948	167,022	0.47
USD	175,000	INTERCONTINENT 1.8500% 15/09/32	161,620	158,855	0.45
USD	140,000	LINCOLN NATL CRP 4.3500% 01/03/48	139,950	158,469	0.45
USD	145,000	UNITEDHEALTH GRP 3.8500% 15/06/28	144,424	156,616	0.44
USD	150,000	HARTFORD FINL 2.8000% 19/08/29	149,817	151,304	0.43
USD	150,000	PACIFIC LIFE 1.4500% 20/01/28	149,940	142,607	0.41
USD	140,000	KEYCORP 2.2500% 06/04/27	139,831	139,089	0.40
USD	120,000	MORGAN STANLEY 4.3% 27/01/45	115,571	136,936	0.39
USD	135,000	PACIFIC LIFE 2.4500% 11/01/32	134,785	133,394	0.38
USD	135,000	JACKSON FIN I 4.0000% 23/11/51	133,626	127,993	0.36
USD	125,000	GOLDMAN SACHS GP 2.6000% 07/02/30	124,956	122,261	0.35
USD	125,000	UNITEDHEALTH GRP 2.9000% 15/05/50	121,476	117,832	0.33
USD	115,000	TRAVELERS COS 3.0500% 08/06/51	114,663	111,391	0.32
USD	100,000	BANK OF AMERICA 4.25% 22/10/26	100,272	107,833	0.31
USD	100,000	JPMORGAN CHASE& CO 3.875% 10/09/24	101,635	104,913	0.30
USD	105,000	CENTENE CORP 3.0000% 15/10/30	105,000	101,456	0.29
USD	80,000	CITIGROUP INC 5.5% 13/09/25	89,454	88,748	0.25
USD	80,000	ALLSTATE CORP 3.8500% 10/08/49	79,442	88,726	0.25
USD	90,000	FS KKR CAPITAL 3.2500% 15/07/27	89,431	88,538	0.25
USD	85,000	CENTENE CORP 4.6250% 15/12/29	85,000	88,462	0.25
USD	75,000	CIT GROUP INC 6.1250% 09/03/28	91,208	86,978	0.25
USD	55,000	ALLY FINANCIAL 8% 01/11/31	75,900	74,424	0.21
USD	75,000	AIR LEASE CORP 0.7000% 15/02/24	74,502	72,885	0.21
USD	60,000	ALLY FINANCIAL 3.8750% 21/05/24	63,569	62,394	0.18
			8,876,587	9,131,888	25.94
		Total UNITED STATES OF AMERICA	17,121,569	17,386,371	49.38
Total Investments			33,411,189	34,301,322	97.42

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

（ 2 ） 【2021年1月31日終了年度】

【貸借対照表】

N M世界金融債券ファンド

純資産計算書

2021年1月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 時価 （取得価額：44,166,542米ドル）	2	48,385,102	6,203,454
銀行預金		1,005,311	128,891
デリバティブにかかる未収証拠金		248,118	31,811
ブローカーからの未収金		366,648	47,008
未収収益		450,414	57,748
資産合計		50,455,593	6,468,912
負債			
先物契約にかかる未実現損失	14	9,858	1,264
先渡為替予約にかかる未実現損失	13	514,338	65,943
ブローカーへの未払金		522,886	67,039
未払費用	9	86,507	11,091
負債合計		1,133,589	145,337
純資産		49,322,004	6,323,574

添付の注記は当財務書類の一部である。

受益証券は以下のとおり表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
円投資型1505受益証券（日本円で表示）	10,477	140,451	1,471,500,883
米ドル投資型1505受益証券（米ドルで表示）	110.04	25,941	2,854,567
円投資型1508受益証券（日本円で表示）	10,818	17,150	185,533,535
米ドル投資型1508受益証券（米ドルで表示）	113.49	5,700	646,916
円投資型1511受益証券（日本円で表示）	10,711	14,752	158,003,371
米ドル投資型1511受益証券（米ドルで表示）	112.31	22,438	2,519,969
円投資型1512受益証券（日本円で表示）	10,762	175,710	1,890,997,913
米ドル投資型1512受益証券（米ドルで表示）	112.83	11,387	1,284,846
円投資型1603受益証券（日本円で表示）	10,834	19,780	214,287,447
米ドル投資型1603受益証券（米ドルで表示）	113.48	2,046	232,175
円投資型1607受益証券（日本円で表示）	10,602	39,119	414,731,512
米ドル投資型1607受益証券（米ドルで表示）	110.16	3,207	353,278

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

N M世界金融債券ファンド
運用計算書
2021年1月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
収益			
債券利息（源泉税控除後）		1,895,015	242,960
その他の収益		3,628	465
収益合計		1,898,643	243,425
費用			
管理報酬	4	394,835	50,622
販売報酬および代行協会員報酬	7, 8	291,144	37,328
管理事務代行報酬	5	51,221	6,567
保管報酬	6	25,887	3,319
銀行預金にかかる支払利息		1,200	154
コルレス銀行報酬		2,240	287
銀行手数料		12,345	1,583
受託報酬	3	9,999	1,282
弁護士報酬		1,456	187
海外登録費用		44,900	5,757
立替費用		5,120	656
専門家報酬		24,487	3,139
その他の費用		5,096	653
費用合計		869,930	111,534
純投資収益		1,028,713	131,891
投資有価証券にかかる実現純利益		423,921	54,351
先物契約にかかる実現純損失		(459,056)	(58,856)
外貨取引および先渡為替予約にかかる実現純利益		1,375,381	176,338
当期実現純利益		1,340,246	171,833
投資有価証券にかかる未実現純損益の変動		1,162,977	149,105
先物契約にかかる未実現純損益の変動		13,973	1,791
先渡為替予約にかかる未実現純損益の変動		(599,126)	(76,814)
当期末実現純利益		577,824	74,083
運用の結果による純資産の純増加		2,946,783	377,807

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M世界金融債券ファンド
純資産変動計算書
2021年1月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	注記	米ドル	千円
期首現在純資産		56,113,992	7,194,375
純投資収益		1,028,713	131,891
当期実現純利益		1,340,246	171,833
当期末実現純利益		577,824	74,083
運用の結果による純資産の純増加		2,946,783	377,807
受益証券の買戻支払額	12	(9,448,238)	(1,211,359)
		(9,448,238)	(1,211,359)
受益者への支払分配金	10	(290,533)	(37,249)
期末現在純資産		49,322,004	6,323,574

添付の注記は当財務書類の一部である。

N M世界金融債券ファンド
発行済受益証券変動計算書
2021年1月31日に終了した年度
(無監査)

円投資型1505受益証券

期首現在発行済受益証券口数	173,001
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(32,550)
期末現在発行済受益証券口数	140,451

米ドル投資型1505受益証券

期首現在発行済受益証券口数	29,753
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(3,812)
期末現在発行済受益証券口数	25,941

円投資型1508受益証券

期首現在発行済受益証券口数	17,451
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(301)
期末現在発行済受益証券口数	17,150

米ドル投資型1508受益証券

期首現在発行済受益証券口数	19,001
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(13,301)
期末現在発行済受益証券口数	5,700

円投資型1511受益証券

期首現在発行済受益証券口数	18,052
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(3,300)
期末現在発行済受益証券口数	14,752

米ドル投資型1511受益証券

期首現在発行済受益証券口数	25,092
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(2,654)
期末現在発行済受益証券口数	22,438

N M世界金融債券ファンド
発行済受益証券変動計算書（続き）
2021年1月31日に終了した年度
（無監査）

円投資型1512受益証券

期首現在発行済受益証券口数	185,810
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(10,100)
期末現在発行済受益証券口数	175,710

米ドル投資型1512受益証券

期首現在発行済受益証券口数	12,020
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(633)
期末現在発行済受益証券口数	11,387

円投資型1603受益証券

期首現在発行済受益証券口数	20,930
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,150)
期末現在発行済受益証券口数	19,780

米ドル投資型1603受益証券

期首現在発行済受益証券口数	2,046
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	0
期末現在発行済受益証券口数	2,046

円投資型1607受益証券

期首現在発行済受益証券口数	66,568
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(27,449)
期末現在発行済受益証券口数	39,119

米ドル投資型1607受益証券

期首現在発行済受益証券口数	4,921
受益証券発行口数	0
受益証券買戻口数	(1,714)
期末現在発行済受益証券口数	3,207

N M世界金融債券ファンド

統計情報

2021年1月31日現在

（無監査）

	2021年	2020年	2019年
期末現在純資産（米ドルで表示）	49,322,004	56,113,992	57,179,408
円投資型1505受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	1,471,500,883	1,772,098,167	1,860,161,058
期末現在1口当たり純資産価格	10,477	10,243	9,613
米ドル投資型1505受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	2,854,567	3,199,767	3,282,996
期末現在1口当たり純資産価格	110.04	107.54	99.33
円投資型1508受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	185,533,535	184,557,911	187,081,283
期末現在1口当たり純資産価格	10,818	10,576	9,924
米ドル投資型1508受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	646,916	2,106,829	2,067,524
期末現在1口当たり純資産価格	113.49	110.88	102.36
円投資型1511受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	158,003,371	189,020,269	205,876,676
期末現在1口当たり純資産価格	10,711	10,471	9,826
米ドル投資型1511受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	2,519,969	2,753,294	3,142,255
期末現在1口当たり純資産価格	112.31	109.73	101.31
円投資型1512受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	1,890,997,913	1,954,858,635	1,879,825,398
期末現在1口当たり純資産価格	10,762	10,521	9,873
米ドル投資型1512受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	1,284,846	1,324,857	1,656,878
期末現在1口当たり純資産価格	112.83	110.22	101.75
円投資型1603受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	214,287,447	221,656,098	228,862,344
期末現在1口当たり純資産価格	10,834	10,590	9,938

N M世界金融債券ファンド

統計情報

2021年1月31日現在

（無監査）

	2021年	2020年	2019年
米ドル投資型1603受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	232,175	226,780	393,490
期末現在1口当たり純資産価格	113.48	110.84	102.31
円投資型1607受益証券（日本円で表示）			
期末現在純資産	414,731,512	689,977,837	655,760,826
期末現在1口当たり純資産価格	10,602	10,365	9,727
米ドル投資型1607受益証券（米ドルで表示）			
期末現在純資産	353,278	529,848	489,224
期末現在1口当たり純資産価格	110.16	107.67	99.42

[次へ](#)

N M世界金融債券ファンド

財務書類に対する注記

2021年1月31日現在

注1．組織

ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストであるN M世界金融債券ファンド（以下「ファンド」という。）は、ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧名称：C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）とファンドの管理会社であるB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの間で締結された2010年6月22日付の基本信託証書（修正および補足済）（以下「基本信託証書」という。）および2015年4月8日付の補足信託証書に基づいて設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済み）に基づき運営されるユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済み）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。また、ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）に登録され、目論見書および監査済み年次財務書類をC I M Aに提出する必要がある。

受託会社は、補足信託証書により、シリーズ・トラストの追加設定を承認することができる。本財務書類日現在、トラストは、N M世界金融債券ファンドを含めて、それぞれの有価証券、現金およびその他の資産からなる、4つのシリーズ・トラストにより構成される。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済み）に基づき適法に設立され、存続しており、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社である。

財務書類日現在、円投資型1505受益証券、米ドル投資型1505受益証券、円投資型1508受益証券、米ドル投資型1508受益証券、円投資型1511受益証券、米ドル投資型1511受益証券、円投資型1512受益証券、米ドル投資型1512受益証券、円投資型1603受益証券、米ドル投資型1603受益証券、円投資型1607受益証券および米ドル投資型1607受益証券の12のクラスが設定されている。

ファンドの投資目的は、主に、グローバルなシステム上重要な金融機関を含む世界的な金融機関が発行する米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルその他の通貨建てのシニア債およびハイブリッド証券（偶発転換社債を含むが、これに限られない。）への投資を通じて、安定したインカムの獲得と中長期的な投資元本の成長を追求することである。管理会社および/またはその委託先は、安定したインカムを提供しつつ、中長期的な投資元本の成長を図ることを目指す。

管理会社および/またはその委託先は、（ファンドの表示通貨である）米ドルとファンドが投資している米ドル以外の通貨建て資産との間における為替変動に対するエクスポージャーをヘッジするため、為替取引を行う予定である。管理会社および/またはその委託先は、その通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。米ドル以外の通貨建て資産の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限らない。

管理会社および/またはその委託先は、米ドルと円との間における為替変動に対する円投資型受益証券の保有者のエクスポージャーをヘッジする目的で、為替ヘッジ取引を用いることができる。管理会社および/またはその委託先は、円投資型受益証券の米ドルと円との間における変動による通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。当該投資対象証券の価格が今後変動することなどにより、当該エクスポージャーを常に100%ヘッジできるとは限らない。投資者は、かかる為替ヘッジ取引により、米ドルが円に対して上昇しても円投資型受益証券の1口当たり純資産価格が上昇するものではない点に留意する必要がある。また、円の金利が米ドルの金利を下回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジコストとなる。円の金利が米ドルの金利を上回る場合、これらの金利差は、円投資型受益証券の受益者のヘッジ差益となることが期待される。

英文目論見書に定められた条項に従う早期終了を除いて、適用される法律により要求された場合、または、いずれかの評価日においてファンドの純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンドの償還を決定した旨を書面により受託会社に対して通知した場合、ファンドは償還する。

注2．重要な会計方針

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

証券およびその他の資産への投資

- (a) 手元現金または預金、為替手形、一覧払約束手形、債権、前払費用、宣言または発生済みでかつ未受領の現金配当および利息は、管理会社が、当該預金、為替手形、一覧払約束手形または債権がその全額の価値がないと決定する場合を除いて、その全額とみなされ、全額の価値がないと決定する場合には、その価額は、管理会社が合理的な価額とみなす価額とみなされる。
- (b) 以下の(c)項が適用されるマネージド・ファンドの持分の場合を除き、かつ、以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、値付けされ、取引されまたは取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、当該投資対象についての主要な取引所もしくは市場における当該計算を行う日の営業終了時点における規則および慣習に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われ、金融商品取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合は、当該投資対象の価格の計算は、マーケット・メイクを行う個人、法人または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が指定することのできる特定のマーケット・メーカー）により値付けされた投資対象の価額を参照して行われる。ただし、常に、管理会社がその裁量により、主要な取引所または市場以外の取引所または市場における価格がすべての状況において当該投資対象に関する価額のより公正な基準を示すと考える場合には、管理会社は、当該価格を採用することができる。
- (c) 以下の(d)項、(e)項および(f)項に規定されるところに従い、ファンドと同じ日付で評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、当該日付現在で計算される当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの純資産価格であり、または管理会社がそのように決定しもしくは当該マネージド・ファンドがファンドと同じ日付現在で評価されない場合、当該マネージド・ファンドの受益証券1口当たり、1株当たり、もしくはその他の持分当たりの最終の公表純資産価格（入手可能である場合）、または（入手できない場合）当該受益証券、株式もしくはその他の持分最終の公表償還価格もしくは買呼値とする。特に、マネージド・ファンドの価格の呼値が入手できない場合は、当該マネージド・ファンドによりもしくはそのために関係する評価日現在で公表され、もしくは文書でファンドに報告された価格に基づいて計算され、マネージド・ファンドが関係する評価日現在で価格が計算されていない場合は、最終の公表もしくは報告価格とする。管理会社の単独の裁量により、価格が事後的に調整されることがある。計算を行う際、管理会社は、マネージド・ファンド、その管理事務代行者、代理人、投資運用者、投資顧問またはその他の取引を行う子会社を含む第三者から受領した未監査の評価および報告書ならびに評価の見積もりに依拠することができるものとし、管理会社は、かかる評価および報告書の内容または正確性について検証を行う責任・義務を負わない。
- (d) 純資産価額、償還価格、買呼値、取引値および終値または建値が、上記(b)項または(c)項に規定されるところに入手できない場合、関連する資産の価額は、管理会社が決定する方法により随時決定される。
- (e) 上記(b)項に基づく投資対象の上場され、値付けされ、取引され、または市場で取り扱われている価格を確認する目的において、受託会社は、価格データおよび/または価格を送信する機械的もしくは電子的システムを使用し、かつ、これに依拠することができ、当該システムにより提供された価格は、上記(b)項の目的において最終取引価格または公式終値であるとみなされる。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、別の方法が投資対象の公正価格をより反映すると考える場合には、その単独の裁量により、当該方法の使用を許可することができる。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨建ての投資対象（証券であるか現金であるかを問わない。）の価額は、関連する可能性のあるプレミアム分またはディスカウント分および為替の費用を考慮する状況に

において管理会社（または管理会社のために行為する管理事務代行会社）が適切とみなすレート（公式のものか否かを問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日において計上される。利息収入は、発生主義ベースで認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引にかかる実現利益または損失は、売却された証券の平均原価を基準に決定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨建てで表示される。米ドル以外の通貨建てで表示される資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資取引は、取引日現在適用される実勢為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資対象にかかる為替レートの変動による運用実績の部分と、保有証券の市場価格の値動きにより生じる変動を分離しない。これらの変動は、投資対象証券にかかる実現および未実現純損益に含まれる。

2021年1月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル =	1.30608豪ドル
1米ドル =	1.28450カナダ・ドル
1米ドル =	0.82522ユーロ
1米ドル =	0.73043英ポンド
1米ドル =	104.63500日本円

先渡為替予約

先渡為替予約は、満期日までの残存期間に関して、年度末現在で適用される先渡為替レートで評価される。先渡為替予約により生じる損益は、運用計算書において認識される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

先物契約の締結時において、当初証拠金の預託は現金または証券のいずれかで行われる。当該先物契約の締結期間中の価格変動は、当該先物契約を各評価日の終了時の価格で値洗いすることにより、未実現損益として認識される。

未実現損益の有無により、先物取引値洗差金が支払われるかまたは受領される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として、未実現純損失は負債として計上される。当該契約の終了時に、ファンドは契約開始時における価格と契約終了時における価格との間の差額を実現損益として計上する。

注3．受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から純資産総額に対して年率0.01パーセントの報酬（ただし、最低年間報酬額を10,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

受託会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注4．管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1505受益証券および米ドル投資型1505受益証券 円投資型1508受益証券および米ドル投資型1508受益証券 円投資型1511受益証券および米ドル投資型1511受益証券 円投資型1512受益証券および米ドル投資型1512受益証券 円投資型1603受益証券および米ドル投資型1603受益証券 円投資型1607受益証券および米ドル投資型1607受益証券	0.45%
--	-------

また、管理会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1505受益証券 円投資型1508受益証券 円投資型1511受益証券 円投資型1512受益証券 円投資型1603受益証券 円投資型1607受益証券	0.32%
米ドル投資型1505受益証券 米ドル投資型1508受益証券 米ドル投資型1511受益証券 米ドル投資型1512受益証券 米ドル投資型1603受益証券 米ドル投資型1607受益証券	0.34%

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

管理事務代行会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注6．保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

保管会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注7．販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、該当するクラス受益証券に帰属する純資産総額に対して、下記の表に記載される年率の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

円投資型1505受益証券および米ドル投資型1505受益証券 円投資型1508受益証券および米ドル投資型1508受益証券 円投資型1511受益証券および米ドル投資型1511受益証券 円投資型1512受益証券および米ドル投資型1512受益証券 円投資型1603受益証券および米ドル投資型1603受益証券 円投資型1607受益証券および米ドル投資型1607受益証券	0.52%
--	-------

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

販売会社は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.05パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

毎月の報酬は、各月の最終営業日から60暦日以内に支払われる。

代行協会員は、ファンドのために負担したすべての経費および費用について、ファンドの資産から払戻しを受ける。

注9．未払費用

	(米ドル)
管理報酬	31,730
販売報酬および代行協会員報酬	23,398
管理事務代行報酬	4,117
保管報酬	2,059
受託報酬	824
立替費用	411
専門家報酬	23,012
その他の費用	956
未払費用	<u>86,507</u>

注10．分配方針

管理会社は、受託会社（または受託会社の代理としての管理事務代行会社）に対して、受益証券の保有者に、各分配期間に関して、管理会社が決定した金額を分配するよう指図することができる。かかる分配金は、ファンドのインカム、実現/未実現キャピタル・ゲインおよび/または各クラスに帰属する分配可能な資金の中から支払われる。分配期間に関する分配は、分配期間の終了日である分配基準日においてファンドの受益者名簿に登録されている受益者に対して、該当する通貨の最小単位未満の端数を切り捨てて行われる。

2021年1月31日に終了した年度において、ファンドは、合計290,533米ドルを分配した。

分配金は、それぞれ、以下のとおり各クラスの受益者に支払われた。

円投資型1505受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2020年2月6日	2020年2月13日	10	1,729,510
2020年5月7日	2020年5月12日	10	1,729,510
2020年8月6日	2020年8月13日	10	1,704,510
2020年11月6日	2020年11月12日	10	1,404,510
			<u>6,568,040</u>

米ドル投資型1505受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2020年2月6日	2020年2月13日	0.40	11,901
2020年5月7日	2020年5月12日	0.40	11,080
2020年8月6日	2020年8月13日	0.40	11,080
2020年11月6日	2020年11月12日	0.40	11,040
			<u>45,101</u>

円投資型1508受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2020年2月6日	2020年2月13日	10	174,510
2020年5月7日	2020年5月12日	10	173,510
2020年8月6日	2020年8月13日	10	173,510
2020年11月6日	2020年11月12日	10	171,510
			693,040

米ドル投資型1508受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2020年2月6日	2020年2月13日	0.40	7,600
2020年5月7日	2020年5月12日	0.40	2,280
2020年8月6日	2020年8月13日	0.40	2,280
2020年11月6日	2020年11月12日	0.40	2,280
			14,440

円投資型1511受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2020年2月6日	2020年2月13日	10	180,520
2020年5月7日	2020年5月12日	10	177,520
2020年8月6日	2020年8月13日	10	177,520
2020年11月6日	2020年11月12日	10	147,520
			683,080

米ドル投資型1511受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2020年2月6日	2020年2月13日	0.40	10,037
2020年5月7日	2020年5月12日	0.40	9,981
2020年8月6日	2020年8月13日	0.40	8,984
2020年11月6日	2020年11月12日	0.40	8,975
			37,977

円投資型1512受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2020年3月6日	2020年3月12日	10	1,858,100
2020年6月8日	2020年6月12日	10	1,757,100
2020年9月8日	2020年9月11日	10	1,757,100
2020年12月7日	2020年12月11日	10	1,757,100
			7,129,400

米ドル投資型1512受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2020年3月6日	2020年3月12日	0.40	4,808
2020年6月8日	2020年6月12日	0.40	4,635
2020年9月8日	2020年9月11日	0.40	4,555
2020年12月7日	2020年12月11日	0.40	4,555
			18,553

円投資型1603受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2020年3月6日	2020年3月12日	10	209,300
2020年6月8日	2020年6月12日	10	201,300
2020年9月8日	2020年9月11日	10	201,300
2020年12月7日	2020年12月11日	10	197,800
			809,700

米ドル投資型1603受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2020年3月6日	2020年3月12日	0.40	818
2020年6月8日	2020年6月12日	0.40	818
2020年9月8日	2020年9月11日	0.40	818
2020年12月7日	2020年12月11日	0.40	818
			3,272

円投資型1607受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (日本円)	分配金合計 (日本円)
2020年4月6日	2020年4月10日	10	464,680
2020年7月6日	2020年7月10日	10	411,480
2020年10月6日	2020年10月13日	10	401,190
2021年1月6日	2021年1月13日	10	401,190
			1,678,540

米ドル投資型1607受益証券

分配落ち日	決済日	1口当たり分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2020年4月6日	2020年4月10日	0.40	1,968
2020年7月6日	2020年7月10日	0.40	1,403
2020年10月6日	2020年10月13日	0.40	1,403
2021年1月6日	2021年1月13日	0.40	1,283
			6,057

注11．税金

ケイマン諸島の現在の法律において、ファンドが支払う所得税、相続税、譲渡税、売却税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者に対する支払もしくは受益証券の買戻しの際の純資産価額の支払に対して適用される源泉税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉税を課せられることがある。

注12．申込みおよび買戻し

申込み

適格投資家は、申込期間中に、日本円で表示されるすべてのクラスについては1口当たり10,000円の発行価格で、および米ドルで表示されるすべてのクラスについては1口当たり100米ドルの発行価格で各受益証券の取得の申込みをすることができた。

円投資型1505受益証券および米ドル投資型1505受益証券

申込期間は、2015年5月7日に開始し、2015年5月28日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年5月28日に発行された。

円投資型1508受益証券および米ドル投資型1508受益証券

申込期間は、2015年8月3日に開始し、2015年8月28日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年8月28日に発行された。

円投資型1511受益証券および米ドル投資型1511受益証券

申込期間は、2015年11月2日に開始し、2015年11月25日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年11月25日に発行された。

円投資型1512受益証券および米ドル投資型1512受益証券

申込期間は、2015年12月1日に開始し、2015年12月22日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2015年12月22日に発行された。

円投資型1603受益証券および米ドル投資型1603受益証券

申込期間は、2016年3月2日に開始し、2016年3月24日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年3月24日に発行された。

円投資型1607受益証券および米ドル投資型1607受益証券

申込期間は、2016年7月1日に開始し、2016年7月28日に終了した。申込期間中に申し込まれた受益証券は、2016年7月28日に発行された。

受益証券の買戻し

各受益者の最低買戻口数は、1口である。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済みの買戻請求を、管理事務代行会社から要求されることがあるその他の情報と共に、買戻日の午後5時（東京時間）、または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付しなければならない。期限を過ぎてから到着した買戻請求は、次の買戻日まで繰り越され、受益証券は、当該買戻日に適用される買戻価格で買い戻される。

管理会社が、受託会社と協議の上、一般的または特定の場合について別途定めた場合を除き、買戻請求は撤回することができない。

適用ある法域におけるマネー・ロンダリングの防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻請求を実行するために必要と考える情報を請求することができる。管理事務代行会社は、買戻しのために受益証券を提出している受益者が、管理事務代行会社が要求する情報の提出を遅滞もしくは提出しない場合、または受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社がいずれかの法域においてマネー・

ロングリング対策のための法令を遵守するために必要である場合には、買戻請求の実行を拒絶、または買戻代金の支払を延期することができる。

買戻手数料

各クラスの存続期間は7年間であり、発行日から7年目の日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）に当該強制買戻日の評価時点（当該日が評価日でない場合、直前の評価日）で決定される1口当たり純資産価格で強制買戻しされる。

発行日から6年未満で買い戻されるクラス（任意の買戻し、または強制買戻しかを問わない。）については、申込み時の購入価格に対する割合で計算され、以下の基準で管理会社に支払われる買戻手数料が課せられる。

買戻日	買戻手数料	
	円投資型1505受益証券	米ドル投資型1505受益証券
2019年5月28日から2020年5月27日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2020年5月28日から2021年5月27日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2021年5月28日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1508受益証券	
	米ドル投資型1508受益証券	
2019年8月28日から2020年8月27日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2020年8月28日から2021年8月27日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2021年8月28日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1511受益証券	
	米ドル投資型1511受益証券	
2019年11月25日から2020年11月24日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2020年11月25日から2021年11月24日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2021年11月25日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1512受益証券	
	米ドル投資型1512受益証券	
2019年12月22日から2020年12月21日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2020年12月22日から2021年12月21日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2021年12月22日以降	該当なし	該当なし

	円投資型1603受益証券	米ドル投資型1603受益証券
2019年3月24日から2020年3月23日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2020年3月24日から2021年3月23日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2021年3月24日から2022年3月23日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2022年3月24日以降	該当なし	該当なし
	円投資型1607受益証券	米ドル投資型1607受益証券
2019年7月28日から2020年7月27日まで	1口当たり125円	1口当たり1.25米ドル
2020年7月28日から2021年7月27日まで	1口当たり100円	1口当たり1.00米ドル
2021年7月28日から2022年7月27日まで	1口当たり50円	1口当たり0.50米ドル
2022年7月28日以降	該当なし	該当なし

注13. 先渡為替予約

2021年1月31日現在、ファンドは、以下の未決済先渡為替予約を有していた。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 / (損失) (米ドル)
日本円	4,318,703,261	米ドル	41,821,002	2021年4月15日	(512,137)
米ドル	649,262	豪ドル	840,000	2021年2月26日	6,026
米ドル	954,117	英ポンド	700,000	2021年2月26日	(4,339)
米ドル	5,475,772	ユーロ	4,520,000	2021年2月26日	(4,670)
米ドル	101,359	日本円	10,515,000	2021年4月15日	782
					(514,338)

注14. 先物契約

2021年1月31日現在、ファンドは、以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	契約数	銘柄	満期日	時価 (米ドル)	未実現利益 / (損失) (米ドル)
ロング・ポジション					
ユーロ	19	FUT EURO-BOBL	2021年3月	3,114,026	460
英ポンド	11	FUT LONG GILT	2021年3月	2,019,938	1,054
カナダ・ドル	9	FUT CAN 10YR BOND	2021年3月	1,033,896	(10,860)
ユーロ	11	FUT EURO-BUND	2021年3月	2,362,043	(3,865)
米ドル	6	FUT US ULTRA BOND CBT	2021年3月	1,229,813	(70,688)
				9,759,716	(83,899)
ショート・ポジション					
米ドル	(2)	FUT US LONG BOND(CBT)	2021年3月	(337,688)	11,547
米ドル	(38)	FUT US 10YR NOTE (CBT)	2021年3月	(5,207,188)	32,603
米ドル	(10)	FUT US 10YR ULTRA	2021年3月	(1,538,906)	25,477
米ドル	(27)	FUT US 5YR NOTE (CBT)	2021年3月	(3,399,047)	4,414
				(10,482,829)	74,041
					(9,858)

注15．取引費用

取引費用は、ブローカーへの支払手数料、地方税、譲渡税および証券取引所税ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接控除される取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2021年1月31日に終了した年度に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

注16．重要事象

2020年初頭以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行が世界経済や金融市場に悪影響を与え、大きな変動を引き起こしている。

COVID-19の流行がファンドの投資先の財務実績に与える影響は、流行の続く期間や拡大、ならびに関連する勧告や制限を含む今後の展開次第である。これらの展開とCOVID-19が金融市場および経済全体に及ぼす影響は、不確実性が高く、予測することはできない。金融市場および/または経済全体への影響が長期に及ぶ場合、ファンドの将来の投資成果は重大な悪影響を受ける可能性がある。

このような状況の中、受託会社は、管理会社と共に、ウイルス拡大の抑制に向けた各国政府の取り組みを継続的に注視しており、ファンドのパフォーマンスに与える潜在的な経済的影響をモニターしている。

ファンドは、投資方針および目論見書に従った通常の運用を継続することができる十分な能力がある。ファンドの未監査の純資産価額は日次で入手可能である。

[次へ](#)

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Net Assets
as at January 31, 2021
(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: USD 44,166,542)	2	48,385,102
Cash at bank		1,005,311
Margin receivable on derivatives		248,118
Due from brokers		366,648
Accrued income		450,414
		<hr/>
Total Assets		50,455,593
LIABILITIES		
Unrealised loss on future contracts	14	9,858
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	13	514,338
Payable to brokers		522,886
Accrued expenses	9	86,507
		<hr/>
Total Liabilities		1,133,589
		<hr/>
NET ASSETS		49,322,004
		<hr/> <hr/>

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Yen Hedged Units 1505 (in JPY)	10,477	140,451	1,471,500,883
USD Units 1505 (in USD)	110.04	25,941	2,854,567
Yen Hedged Units 1508 (in JPY)	10,818	17,150	185,533,535
USD Units 1508 (in USD)	113.49	5,700	646,916
Yen Hedged Units 1511 (in JPY)	10,711	14,752	158,003,371
USD Units 1511 (in USD)	112.31	22,438	2,519,969
Yen Hedged Units 1512 (in JPY)	10,762	175,710	1,890,997,913
USD Units 1512 (in USD)	112.83	11,387	1,284,846
Yen Hedged Units 1603 (in JPY)	10,834	19,780	214,287,447
USD Units 1603 (in USD)	113.48	2,046	232,175
Yen Hedged Units 1607 (in JPY)	10,602	39,119	414,731,512
USD Units 1607 (in USD)	110.16	3,207	353,278

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2021
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bonds (net of withholding tax)		1,895,015
Other income		3,628
		1,898,643
Total Income		
		1,898,643
EXPENSES		
Manager fees	4	394,835
Distributor and Agent Company fees	7, 8	291,144
Administrator fees	5	51,221
Custodian fees	6	25,887
Interest paid on bank accounts		1,200
Correspondent bank fees		2,240
Bank charges		12,345
Trustee fees	3	9,999
Legal fees		1,456
Overseas registration fees		44,900
Out-of-pocket expenses		5,120
Professional fees		24,487
Other expenses		5,096
		869,930
Total Expenses		
		869,930
NET INVESTMENT INCOME		
		1,028,713
Net realised profit on investments		423,921
Net realised loss on future contracts		(459,056)
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		1,375,381
		1,340,246
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		
		1,340,246
Change in net unrealised result on investments		1,162,977
Change in net unrealised result on future contracts		13,973
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(599,126)
		577,824
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		
		577,824
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		
		2,946,783

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2021
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		56,113,992
NET INVESTMENT INCOME		<u>1,028,713</u>
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		1,340,246
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>577,824</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>2,946,783</u>
Payments for repurchase of units	12	<u>(9,448,238)</u>
		<u>(9,448,238)</u>
Dividend paid to unit holders	10	<u>(290,533)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		<u><u>49,322,004</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended January 31, 2021
(Unaudited)

Yen Hedged Units 1505

Number of units outstanding at the beginning of the year	173,001
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(32,550)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	140,451
	<hr/> <hr/>

USD Units 1505

Number of units outstanding at the beginning of the year	29,753
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(3,812)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	25,941
	<hr/> <hr/>

Yen Hedged Units 1508

Number of units outstanding at the beginning of the year	17,451
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(301)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	17,150
	<hr/> <hr/>

USD Units 1508

Number of units outstanding at the beginning of the year	19,001
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(13,301)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	5,700
	<hr/> <hr/>

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)

for the year ended January 31, 2021

(Unaudited)

Yen Hedged Units 1511

Number of units outstanding at the beginning of the year	18,052
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(3,300)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	14,752
	<hr/> <hr/>

USD Units 1511

Number of units outstanding at the beginning of the year	25,092
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(2,654)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	22,438
	<hr/> <hr/>

Yen Hedged Units 1512

Number of units outstanding at the beginning of the year	185,810
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(10,100)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	175,710
	<hr/> <hr/>

USD Units 1512

Number of units outstanding at the beginning of the year	12,020
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(633)
	<hr/>
Number of units outstanding at the end of the year	11,387
	<hr/> <hr/>

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statement of Changes in Units Outstanding (continued)
for the year ended January 31, 2021
(Unaudited)

Yen Hedged Units 1603

Number of units outstanding at the beginning of the year	20,930
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(1,150)
Number of units outstanding at the end of the year	19,780

USD Units 1603

Number of units outstanding at the beginning of the year	2,046
Number of units issued	0
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the year	2,046

Yen Hedged Units 1607

Number of units outstanding at the beginning of the year	66,568
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(27,449)
Number of units outstanding at the end of the year	39,119

USD Units 1607

Number of units outstanding at the beginning of the year	4,921
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(1,714)
Number of units outstanding at the end of the year	3,207

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statistical Information
as at January 31, 2021
(Unaudited)

	2021	2020	2019
Net Assets at the end of the year (in USD)	49,322,004	56,113,992	57,179,408
Yen Hedged Units 1505 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	1,471,500,883	1,772,098,167	1,860,161,058
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,477	10,243	9,613
USD Units 1505 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	2,854,567	3,199,767	3,282,996
Net Asset Value per unit at the end of the year	110.04	107.54	99.33
Yen Hedged Units 1508 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	185,533,535	184,557,911	187,081,283
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,818	10,576	9,924
USD Units 1508 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	646,916	2,106,829	2,067,524
Net Asset Value per unit at the end of the year	113.49	110.88	102.36
Yen Hedged Units 1511 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	158,003,371	189,020,269	205,876,676
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,711	10,471	9,826
USD Units 1511 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	2,519,969	2,753,294	3,142,255
Net Asset Value per unit at the end of the year	112.31	109.73	101.31

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Statistical Information (continued)

as at January 31, 2021

(Unaudited)

	2021	2020	2019
Yen Hedged Units 1512 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	1,890,997,913	1,954,858,635	1,879,825,398
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,762	10,521	9,873
USD Units 1512 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	1,284,846	1,324,857	1,656,878
Net Asset Value per unit at the end of the year	112.83	110.22	101.75
Yen Hedged Units 1603 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	214,287,447	221,656,098	228,862,344
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,834	10,590	9,938
USD Units 1603 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	232,175	226,780	393,490
Net Asset Value per unit at the end of the year	113.48	110.84	102.31
Yen Hedged Units 1607 (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	414,731,512	689,977,837	655,760,826
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,602	10,365	9,727
USD Units 1607 (in USD)			
Net Assets at the end of the year	353,278	529,848	489,224
Net Asset Value per unit at the end of the year	110.16	107.67	99.42

[次へ](#)

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021

Note 1 - Organisation

NM Global Financial Corporate Bond Fund (the "Series Trust"), a series trust of Japan Offshore Fund Series (the "Trust"), was established by a Master Trust Deed dated June 22, 2010, as amended and supplemented (the "Master Trust Deed") and the Supplement Trust Deed dated April 8, 2015 respectively entered by FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited (formerly known as CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (the "Trustee") and BNY Mellon International Management Limited as the Series Trust's Manager. The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Act (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee may authorise the establishment of additional Series Trust by Supplemental Trust Deed. At the date of these financial statements, the Trust comprises four Series Trusts including NM Global Financial Corporate Bond Fund, each relating to a separate investment portfolio of securities, cash and other assets.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands.

At the date of this financial statements, twelve classes of Units, Yen Hedged Units 1505, USD Units 1505, Yen Hedged Units 1508, USD Units 1508, Yen Hedged Units 1511, USD Units 1511, Yen Hedged Units 1512, USD Units 1512, Yen Hedged Units 1603, USD Units 1603, Yen Hedged Units 1607 and USD Units 1607 were created.

The investment objective of the Series Trust is to seek to provide stable income and medium- to long-term asset appreciation through investing primarily in US dollar, Euro, British pound, Australian dollars and other currencies denominated senior bonds and hybrid securities, including, without limitation, contingent convertible capital bonds, issued by global financial institutions including global systemically important financial institutions. The Manager and/or its delegates will seek to balance the objectives of providing stable income while attempting to provide medium- to long-term asset appreciation.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 1 - Organisation (continued)

The Manager and/or its delegates intend to enter into currency hedging transactions to hedge the Series Trust's exposure to fluctuations in the currency exchange rate between US dollars (the currency in which the Series Trust is denominated) and the relevant non-US dollar currency in relation to the Series Trust's investment in non-US dollar denominated assets. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge the currency exposure of the non-US dollar denominated assets to fluctuations between the non-US dollar and US dollar fully, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the non-US dollar denominated assets will change.

The Manager and/or its delegates may use currency hedging transactions to hedge the exposure holders of Yen Hedged Units will have to fluctuations in the currency exchange rate between the US dollar and Yen. While the Manager and/or its delegates will aim to hedge the currency exposure of the Yen Hedged Units to fluctuations between the US dollar and Yen fully, the exposure will not always be 100% hedged mainly because the future value of the relevant Investments will change. Investors should note that by virtue of such currency hedging transactions, an appreciation of the US dollar against Yen will not provide a corresponding increase in the Net Asset Value per Unit of the Yen Hedged Units. Also, if the interest rate in Yen is lower than the interest rate in US dollars, the difference between those interest rates will be hedging costs for the Unitholders of Yen Hedged Units. If the interest rate in Yen is higher than the interest rate in US dollars, the difference between those interest rates is expected to be hedging income for the Unitholders of Yen Hedged Units.

Unless previously terminated in accordance with the provisions described in the section of the Offering Memorandum, the Series Trust will terminate if required by applicable law or in the event that on any Valuation Day the Net Asset Value is USD 10 million or less and the Manager by written notice to the Trustee determines that the Series Trust should be terminated.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS

(a) the value of any cash on hand or on deposit, bills, demand notes, accounts receivable, prepaid expenses, cash dividends and interest declared or accrued and not yet received is deemed to be the full amount thereof unless the Manager determines that any such deposit, bill, demand note or account receivable is not worth the full amount thereof in which event the value thereof is deemed to be such value as the Manager deems to be the reasonable value thereof;

(b) except in the case of an interest in a Managed Fund to which paragraph (c) below applies, and subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, all calculations based on the value of investments listed, quoted, traded or dealt in on any stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market is made by reference to the last traded price or official closing price according with its local rules and customs on the principal exchange or market for such investments as at the close of business in such place on the day as of which such calculation is to be made and where there is no stock exchange, commodities exchange, futures exchange or over-the-counter market for a particular investment, the value of such investment is calculated by reference to the price of such investment quoted by any person, firm or institution making a market in that investment (and if there shall be more than one such market maker then such particular market maker as the Manager may designate); provided always that if the Manager in its discretion considers that the prices on an exchange or market other than the principal exchange or market provide in all the circumstances a fairer criterion of value in relation to any such investment, it may adopt such prices;

(c) subject as provided in paragraphs (d), (e) and (f) below, the value of each interest in any Managed Fund which is valued as at the same day as the relevant Series Trust is the net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund calculated as at that day or, if the Manager so determines or if such Managed Fund is not valued as at the same day as such Series Trust, the last published net asset value per unit, share or other interest in such Managed Fund (where available) or (if the same is not available) the last published redemption or bid price for such unit, share or other interest. In particular if there are no price quotations available for the valuation of the Managed Fund, it shall be calculated in accordance with the values published, or reported in writing to the Series Trust as at the relevant Valuation Day, by or on behalf of the Managed Fund, or if the Managed Fund is not valued as at the relevant Valuation Day, shall be the latest published or reported value. Valuations may in the absolute discretion of the Manager be subject to later adjustment. In performing the calculations, the Manager shall be entitled to rely on the unaudited valuations and reports and estimated valuations received from third parties, including the Managed Fund and its administrator, agents, investment manager or advisor, or other dealing subsidiary and the Manager shall not be responsible for verifying nor shall they be required to verify either the contents or veracity of such valuations and reports;

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES AND OTHER ASSETS (continued)

(d) if no net asset value, redemption, bid, traded or closing prices or price quotations are available as provided in paragraphs (b) or (c) above, the value of the relevant asset is determined from time to time in such manner as the Manager determines;

(e) for the purpose of ascertaining the listed, quoted, traded or market dealing prices of any investment pursuant to paragraph (b) above, the Trustee is entitled to use and rely upon price data and/or information provided by any mechanised and/or electronic systems of price dissemination and the prices provided by any such system will be deemed to be the last traded prices or official closing price for the purpose of paragraph (b) above;

(f) notwithstanding the foregoing, the Manager may, at its absolute discretion, permit some other method of valuation to be used if it considers that such valuation better reflects the fair value of the relevant investment; and

(g) the value of any investment (whether of a security or cash) denominated in a currency other than that in which such Series Trust is denominated shall be converted into the currency of denomination of such Series Trust at the rate (whether official or otherwise) which the Manager (or the Administrator on its behalf) deems appropriate in the circumstances having regard to any premium or discount which may be relevant and to costs of exchange.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars (“USD”) and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2021:

1 USD = 1.30608 AUD

1 USD = 1.28450 CAD

1 USD = 0.82522 EUR

1 USD = 0.73043 GBP

1 USD = 104.63500 JPY

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Net unrealised gains are recorded as an asset and net unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Series Trust records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear, subject to a minimum annual fee of USD 10,000.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Trustee out of the assets of the Series Trust.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 4 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1505 and USD Units 1505	0.45%
Yen Hedged Units 1508 and USD Units 1508	
Yen Hedged Units 1511 and USD Units 1511	
Yen Hedged Units 1512 and USD Units 1512	
Yen Hedged Units 1603 and USD Units 1603	
Yen Hedged Units 1607 and USD Units 1607	

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1505	0.32%
Yen Hedged Units 1508	
Yen Hedged Units 1511	
Yen Hedged Units 1512	
Yen Hedged Units 1603	
Yen Hedged Units 1607	
USD Units 1505	0.34%
USD Units 1508	
USD Units 1511	
USD Units 1512	
USD Units 1603	
USD Units 1607	

In addition, the Manager is also entitled to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for any expenses incurred by it in the proper performance of its powers and duties as permitted under the Master Trust Deed.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 4 - Manager fees (continued)

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Manager out of the assets of the Series Trust.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager.

Note 5 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Administrator out of the assets of the Series Trust.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear plus transaction fees and expenses.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Custodian out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee per annum of the Net Asset Value attributable to the relevant class of Units accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear as set forth in the table below.

Yen Hedged Units 1505 and USD Units 1505	0.52%
Yen Hedged Units 1508 and USD Units 1508	
Yen Hedged Units 1511 and USD Units 1511	
Yen Hedged Units 1512 and USD Units 1512	
Yen Hedged Units 1603 and USD Units 1603	
Yen Hedged Units 1607 and USD Units 1607	

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Distributor out of the assets of the Series Trust.

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable monthly in arrear.

The fee payable for each month is paid within 60 calendar days from the last Business Day in that month.

All proper out-of-pocket expenses and disbursements incurred on behalf of the Series Trust are also reimbursed to the Agent Company out of the assets of the Series Trust.

Note 9 - Accrued expenses

	USD
Manager fees	31,730
Distributor and Agent Company fees	23,398
Administrator fees	4,117
Custodian fees	2,059
Trustee fees	824
Out-of-pocket expenses	411
Professional fees	23,012
Other expenses	956
Accrued expenses	<u>86,507</u>

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 10 - Distributions

The Manager may direct the Trustee (or the Administrator on its behalf) to make distributions to holders of any class of Units in respect of each Distribution Period (the “Current Distribution Period”) of such amount as determined by the Manager, which are paid out of the income, realised and unrealised capital gains and/or any distributable funds of the Series Trust attributable to the relevant class of Units. Any distributions in respect of the Current Distribution Period are made to the person in whose name Units of the relevant class of Units are registered on the Register on the Distribution Record Date on which the Current Distribution Period ends and all such distributions are rounded down to the nearest whole smallest unit of denomination of the relevant currency.

For the year ended January 31, 2021, the Series Trust distributed a total amount of USD 290,533.

Distributions were done to relevant class Unitholders in the following respective manner:

Yen Hedged Units 1505

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 06, 2020	February 13, 2020	10	1,729,510
May 07, 2020	May 12, 2020	10	1,729,510
August 06, 2020	August 13, 2020	10	1,704,510
November 06, 2020	November 12, 2020	10	1,404,510
			6,568,040

USD Units 1505

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 06, 2020	February 13, 2020	0.40	11,901
May 07, 2020	May 12, 2020	0.40	11,080
August 06, 2020	August 13, 2020	0.40	11,080
November 06, 2020	November 12, 2020	0.40	11,040
			45,101

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

Yen Hedged Units 1508

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 06, 2020	February 13, 2020	10	174,510
May 07, 2020	May 12, 2020	10	173,510
August 06, 2020	August 13, 2020	10	173,510
November 06, 2020	November 12, 2020	10	171,510
			693,040

USD Units 1508

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 06, 2020	February 13, 2020	0.40	7,600
May 07, 2020	May 12, 2020	0.40	2,280
August 06, 2020	August 13, 2020	0.40	2,280
November 06, 2020	November 12, 2020	0.40	2,280
			14,440

Yen Hedged Units 1511

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
February 06, 2020	February 13, 2020	10	180,520
May 07, 2020	May 12, 2020	10	177,520
August 06, 2020	August 13, 2020	10	177,520
November 06, 2020	November 12, 2020	10	147,520
			683,080

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1511

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
February 06, 2020	February 13, 2020	0.40	10,037
May 07, 2020	May 12, 2020	0.40	9,981
August 06, 2020	August 13, 2020	0.40	8,984
November 06, 2020	November 12, 2020	0.40	8,975
			37,977

Yen Hedged Units 1512

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
March 06, 2020	March 12, 2020	10	1,858,100
June 08, 2020	June 12, 2020	10	1,757,100
September 08, 2020	September 11, 2020	10	1,757,100
December 07, 2020	December 11, 2020	10	1,757,100
			7,129,400

USD Units 1512

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
March 06, 2020	March 12, 2020	0.40	4,808
June 08, 2020	June 12, 2020	0.40	4,635
September 08, 2020	September 11, 2020	0.40	4,555
December 07, 2020	December 11, 2020	0.40	4,555
			18,553

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

Yen Hedged Units 1603

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
March 06, 2020	March 12, 2020	10	209,300
June 08, 2020	June 12, 2020	10	201,300
September 08, 2020	September 11, 2020	10	201,300
December 07, 2020	December 11, 2020	10	197,800
			809,700

USD Units 1603

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
March 06, 2020	March 12, 2020	0.40	818
June 08, 2020	June 12, 2020	0.40	818
September 08, 2020	September 11, 2020	0.40	818
December 07, 2020	December 11, 2020	0.40	818
			3,272

Yen Hedged Units 1607

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 06, 2020	April 10, 2020	10	464,680
July 06, 2020	July 10, 2020	10	411,480
October 06, 2020	October 13, 2020	10	401,190
January 06, 2021	January 13, 2021	10	401,190
			1,678,540

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 10 - Distributions (continued)

USD Units 1607

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit USD	Total Dividend USD
April 06, 2020	April 10, 2020	0.40	1,968
July 06, 2020	July 10, 2020	0.40	1,403
October 06, 2020	October 13, 2020	0.40	1,403
January 06, 2021	January 13, 2021	0.40	1,283
			<u>6,057</u>

Note 11 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Series Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases

Subscriptions

Each class of units was subscribed for by Eligible Investors during the Initial Offer Period at the purchase prices of JPY 10,000 per Unit for all classes expressed in JPY and USD 100 per Unit for all classes expressed in USD.

Yen Hedged Units 1505 and USD Units 1505

The Initial Offer Period commenced on May 7, 2015 and closed on May 28, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on May 28, 2015.

Yen Hedged Units 1508 and USD Units 1508

The Initial Offer Period commenced on August 3, 2015 and closed on August 28, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on August 28, 2015.

Yen Hedged Units 1511 and USD Units 1511

The Initial Offer Period commenced on November 2, 2015 and closed on November 25, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on November 25, 2015.

Yen Hedged Units 1512 and USD Units 1512

The Initial Offer Period commenced on December 1, 2015 and closed on December 22, 2015. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on December 22, 2015.

Yen Hedged Units 1603 and USD Units 1603

The Initial Offer Period commenced on March 2, 2016 and closed on March 24, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on March 24, 2016.

Yen Hedged Units 1607 and USD Units 1607

The Initial Offer Period commenced on July 1, 2016 and closed on July 28, 2016. Units subscribed for during the Initial Offer Period were issued on July 28, 2016.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase of Units

The minimum repurchase for each Unit holder is 1 Unit.

Unit holders wishing to have Units repurchased should send a completed Repurchase Notice, together with such other information as may be required by the Administrator, to be received by the Administrator no later than 5.00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Repurchase Day or such other time as the Manager, after consultation with the Trustee, may in any particular case determine, failing which the Repurchase Notice will be held over until the next following Repurchase Day and Units will be repurchased at the repurchase price applicable on that Repurchase Day.

A Repurchase Notice, once given, is irrevocable unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise generally or in any particular case or cases.

In order to comply with regulations aimed at the prevention of money laundering in any applicable jurisdiction, the Administrator reserves the right to request such information as it considers necessary in order to process any Repurchase Notice. The Administrator may refuse to process any Repurchase Notice or delay payment of repurchase proceeds if a Unit holder submitting Units for repurchase delays in producing or fails to produce any information required by the Administrator or if such refusal is necessary to ensure the compliance by the Trustee, the Administrator or the Manager with any anti-money laundering law in any jurisdiction.

Repurchase fee

The each class has a fixed seven year life and will be compulsory repurchased on the seventh anniversary of the date of their issue (or if such day is not a Business Day the immediately preceding Business Day) at a price per Unit equal to the Net Asset Value per Unit of such class of Units determined as at the Valuation Point on the date of such compulsory repurchase (or if that day is not also a Valuation Day on the immediately preceding Valuation Day).

If a class is repurchased (either voluntarily or by way of compulsory repurchase) prior to the sixth anniversary of the date of their issue a repurchase fee, calculated as a percentage of the purchase price at the time of subscription, will be charged in accordance with the following scale and paid to the Manager:

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1505	USD Units 1505
from May 28, 2019 to May 27, 2020	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from May 28, 2020 to May 27, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from May 28, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1508	USD Units 1508
from August 28, 2019 to August 27, 2020	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from August 28, 2020 to August 27, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from August 28, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1511	USD Units 1511
from November 25, 2019 to November 24, 2020	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from November 25, 2020 to November 24, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from November 25, 2021	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1512	USD Units 1512
from December 22, 2019 to December 21, 2020	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from December 22, 2020 to December 21, 2021	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from December 22, 2021	Nil	Nil

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchase fee (continued)

Repurchase day	Repurchase fee	
	Yen Hedged Units 1603	USD Units 1603
from March 24, 2019 to March 23, 2020	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from March 24, 2020 to March 23, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from March 24, 2021 to March 23, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from March 24, 2022	Nil	Nil
	Yen Hedged Units 1607	USD Units 1607
from July 28, 2019 to July 27, 2020	JPY 125 per Unit	USD 1.25 per Unit
from July 28, 2020 to July 27, 2021	JPY 100 per Unit	USD 1.00 per Unit
from July 28, 2021 to July 27, 2022	JPY 50 per Unit	USD 0.50 per Unit
from July 28, 2022	Nil	Nil

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at January 31, 2021, the Series Trust had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
JPY	4,318,703,261	USD	41,821,002	April 15, 2021	(512,137)
USD	649,262	AUD	840,000	February 26, 2021	6,026
USD	954,117	GBP	700,000	February 26, 2021	(4,339)
USD	5,475,772	EUR	4,520,000	February 26, 2021	(4,670)
USD	101,359	JPY	10,515,000	April 15, 2021	782
					<u>(514,338)</u>

NM Global Financial Corporate Bond Fund

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 14 - Future contracts

As at January 31, 2021, the Series Trust had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
Long Positions					
EUR	19	FUT EURO-BOBL	Mar 2021	3,114,026	460
GBP	11	FUT LONG GILT	Mar 2021	2,019,938	1,054
CAD	9	FUT CAN 10YR BOND	Mar 2021	1,033,896	(10,860)
EUR	11	FUT EURO-BUND	Mar 2021	2,362,043	(3,865)
USD	6	FUT US ULTRA BOND CBT	Mar 2021	1,229,813	(70,688)
				9,759,716	(83,899)
Short Positions					
USD	(2)	FUT US LONG BOND(CBT)	Mar 2021	(337,688)	11,547
USD	(38)	FUT US 10YR NOTE (CBT)	Mar 2021	(5,207,188)	32,603
USD	(10)	FUT US 10YR ULTRA	Mar 2021	(1,538,906)	25,477
USD	(27)	FUT US 5YR NOTE (CBT)	Mar 2021	(3,399,047)	4,414
				(10,482,829)	74,041
					(9,858)

Note 15 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transactions costs calculation.

The Series Trust did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended January 31, 2021, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2021 (continued)

Note 16 - Significant event

Since the beginning of 2020, the spread of a novel coronavirus disease, known as COVID-19, has negatively impacted the global economy and financial markets and caused significant volatility.

The impact of the COVID-19 outbreak on the financial performance of the Series Trust's investments will depend on future developments, including the duration and spread of the outbreak and related advisories and restrictions. These developments and the impact of COVID-19 on the financial markets and the overall economy are highly uncertain and cannot be predicted. If the financial markets and/or the overall economy are impacted for an extended period, the Series Trust's future investment results may be materially adversely affected.

In this context, the Trustee, in conjunction with the Manager, is continuously watching governments' efforts to contain the spread of the virus and is closely monitoring the potential economic impact on the Series Trust's performance.

The Series Trust is in full capacity to continue its usual operations in accordance with its investment policy and its offering memorandum. The Series Trust's unaudited net asset values are available on a daily basis.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2022年5月末日現在)

・資産総額		12,932,102.43米ドル	1,658,025千円
・負債総額		2,981,685.37米ドル	382,282千円
・純資産総額 (-)		9,950,417.06米ドル	1,275,743千円
・発行済口数	円投資型1508	5,050口	-
	円投資型1511	4,752口	-
	円投資型1512	30,560口	-
	円投資型1603	18,230口	-
	円投資型1607	27,234口	-
	米ドル投資型1508	4,400口	-
	米ドル投資型1511	15,738口	-
	米ドル投資型1512	10,607口	-
	米ドル投資型1603	1,996口	-
	米ドル投資型1607	3,207口	-
・1口当たり純資産価格	円投資型1508	9,535円	
	円投資型1511	9,439円	
	円投資型1512	9,496円	
	円投資型1603	9,558円	
	円投資型1607	9,352円	
	米ドル投資型1508	100.68米ドル	12,908円
	米ドル投資型1511	99.60米ドル	12,770円
	米ドル投資型1512	100.48米ドル	12,883円
	米ドル投資型1603	101.06米ドル	12,957円
	米ドル投資型1607	98.04米ドル	12,570円

(注)本表中、 、 および の数値は、ファンドの2022年5月末日時点で運用している全クラスの資産を合計したシリーズ・トラストの資産を表示したものです。

第4 [外国投資信託受益証券事務の概要]

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ノムラ・バンク・ルクセンブルク S . A .

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り 33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の規定により要求された場合、またはトラスト受益者決議の場合1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券の保有者として登録された受益者により、もしくはシリーズ・トラスト受益者決議の場合特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の10分の1以上の保有者として登録された受益者により書面で要請された場合、招集通知に記載される時間および場所において、適宜、全受益者またはファンドの受益者の集会を招集します。各集会について集会の場所、日時および当該集会で提案される決議の概要を記載した書面による通知は、受託会社により、全受益者の集会の場合は各受益者に対し、またはファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に対し、15暦日前までに郵送されるものとします。集会の基準日は、当該集会の招集通知に明記される日付の21暦日以上前とします。不注意から集会の招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該集会の議事は無効とならないものとします。受託会社または管理会社の取締役その他の授權された役員は、集会に出席し、かつ、発言することができます。

定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しか存在しない場合、定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定されるものとし、トラスト受益者決議の場合1口当たり純資産価格の総額が全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により、またはシリーズ・トラスト受益者決議の場合特定のシリーズ・トラストの受益証券の総口数の過半数を保有する受益者により承認された場合、投票の結果は当該集会の決議とみなされます。トラスト受益者決議に関する純資産総額の計算は、当該集会の直前の評価日の評価時点で行われます。投票の際、議決権は本人または代理人により行使することができます。

文書の提供および閲覧

基本信託証書、基本信託証書の補足信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および/または管理会社間で締結されたファンドに関する業務提供者を任命する契約、ファンド証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日(土曜、日曜および祝日を除きます。)の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において無料で閲覧可能であり、合理的な料金を支払った上でその写しを入手することができます。

(ハ) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(二) 受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、いずれの受益証券についても名義書換ができます。ただし、譲受人は、関連もしくは該当する管轄地における制定法、政府その他の要求もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社、または適正に授權された受託会社の代理人が要求する情報を、事前に提供するものとします。さらに、譲受人は、(a) 適格投資家への名義書換であること、(b) 譲受人が、専ら投資目的のために、自己勘定で受益証券を取得していること、および(c) 受託会社はその裁量により要求するその他の事項につき書面で受託会社に対して表明する必要があります。

(ホ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2021年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）管理会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。2022年7月1日現在、同社の取締役会は、以下の3名の取締役から構成されます。

スコット・レノン	取締役
ブシュラ・マナン	取締役
グレン・ミッチェル	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理します。

管理会社は、ファンドの管理事務をノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しており、また、投資運用業務をB N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に委託しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含みます。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資運用会社であるB N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社にファンドの投資運用業務を委託しており、また、ファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務をノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

2022年5月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型契約型投資信託	16	403,137,100,641円

3【管理会社の経理状況】

- (1) 管理会社であるBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自2021年1月1日至2021年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,814,256	1,338,950
未収委託者報酬	324,307	290,870
前払販売関連費用	10,702,347	7,674,105
未収入金	1,216,777	1,112,017
デリバティブ債権	112,988	893
流動資産計	14,170,678	10,416,837
資産合計	14,170,678	10,416,837
負債の部		
流動負債		
短期借入金	3,941,348	-
未払金	879,172	286,583
未払費用	876,200	803,703
流動負債計	5,696,721	1,090,287
負債合計	5,696,721	1,090,287
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,279,880	8,132,473
株主資本合計	8,473,956	9,326,550
純資産合計	8,473,956	9,326,550
負債・純資産合計	14,170,678	10,416,837

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日）	当事業年度 （自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	3,827,394	3,776,411
販売管理報酬等	5,078,386	6,101,148
営業収益計	8,905,781	9,877,560
営業費用		
支払手数料	3,325,768	3,291,067
販売関連費用	4,631,475	5,384,608
営業費用計	7,957,243	8,675,676
一般管理費		
事務委託費	241,035	240,729
諸経費	22,141	23,112
一般管理費計	263,177	263,842
営業利益	685,360	938,041
営業外収益		
受取利息等	53	7
営業外収益計	53	7
営業外費用		
支払利息	119,352	47,736
為替差損	17,917	25,228
営業外費用計	137,270	72,965
経常利益	548,143	865,083
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	* 1 197	* 1 12,489
税引前当期純利益	547,946	852,593
当期純利益	547,946	852,593

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	6,731,934	7,926,010	7,926,010
当期変動額					
当期純利益			547,946	547,946	547,946
当期変動額合計	-	-	547,946	547,946	547,946
当期末残高	246	1,193,830	7,279,880	8,473,956	8,473,956

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	7,279,880	8,473,956	8,473,956
当期変動額					
当期純利益			852,593	852,593	852,593
当期変動額合計	-	-	852,593	852,593	852,593
当期末残高	246	1,193,830	8,132,473	9,326,550	9,326,550

注記事項

（重要な会計方針）

1．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

2．前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

1．販売関連費用の計上額

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

科目名	当事業年度
前払販売関連費用	7,674,105
前払販売関連費用追加償却費	12,489

（2）会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

前払販売関連費用は、販売会社に支払った手数料のうち、合理的に見積もられる将来投資期間と将来のファンド純資産をもとに算出された、期末日以降に発生すると予想される収益に対応する部分を計上しております。これらの見積りは将来の投資家の動向や経済状況の影響を受け、実際と異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において前払販売関連費用追加償却費を計上する可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」
（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開

始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（２）適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・ 「時価の算定に関する会計基準」
（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・ 「金融商品に関する会計基準」
（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、注記表に（重要な会計上の見積りに関する注記）を記載しています。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前期に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書関係)

前事業年度（自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日）

* 1 . 前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日）

* 1 . 前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,000	-	-	1,000
優先株式 (株)	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 （株）	1,000	-	-	1,000
優先株式 （株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っております。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については借入により調達しており、必要に応じて短期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、短期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスクにつきましては市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。外貨建ての預金及び借入金については急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,814,256	1,814,256	-
(2) 未収入金	1,216,777	1,216,777	-
資産計	3,031,034	3,031,034	-
(1) 短期借入金	3,941,348	3,941,348	-
(2) 未払金	879,172	879,172	-
(3) 未払費用	876,200	876,200	-
負債計	5,696,721	5,696,721	-
デリバティブ取引（* 1）			
(1) ヘッジ会計が適用 されていないもの	112,988	112,988	-
(2) ヘッジ会計が適用 されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	112,988	112,988	-

当事業年度(2021年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,338,950	1,338,950	-
(2) 未収入金	1,112,017	1,112,017	-
資産計	2,450,968	2,450,968	-
(3) 未払費用	803,703	803,703	-
負債計	803,703	803,703	-
デリバティブ取引(*1)			
(1) ヘッジ会計が適用 されていないもの	893	893	-
(2) ヘッジ会計が適用 されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	893	893	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金

短期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金及び(3) 未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,814,256	-	-	-
未収入金	1,216,777	-	-	-
合 計	3,031,034	-	-	-

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,338,950	-	-	-
未収入金	1,112,017	-	-	-
合 計	2,450,968	-	-	-

(注3) 借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,941,348	-	-	-	-	-
合 計	3,941,348	-	-	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度（2020年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	630,000	-	5,582	5,582
	買建 英ポンド	3,822,560	-	118,570	118,570
合計		4,452,560		112,988	112,988

当事業年度（2021年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	519,126	-	893	893
合計		519,126		893	893

（注）時価の算定方法

契約を締結している金融機関から提示された価格によっております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度（2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年12月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	3,827,394	5,078,386	8,905,781

2．地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	3,776,411	6,101,148	9,877,560

2．地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度(自2020年1月1日至2020年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	BNYメロン・イ ンベストメント・ マネジメント・ ジャパン株式会社	東京都 千代田 区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託 事務委託	投資 運用 委託 (注2)	3,209,710	未払 費用	824,875
							事務 委託 (注3)	239,271		
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万 米ドル	銀行業	なし		預金の 預入 (純額) (注4)	79,444	預金	1,728,288
							デリバ ティブ 取引 による支払 (注4)	79,518	デリバ ティブ 債権	112,988
同一の 親会社 を持つ 会社	BNYメロン・イ ンベスト・マネジ メント・ジャー ジー2株式会社	ジャー ジー	50百万 ポンド	資金 融資 業務	なし	資金の 借入	資金の 借入 (注4)	1,516,722	短期 借入金	3,941,348
							利息の 支払 (注4)	113,353	未払 費用	24,347

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- (4) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

当事業年度(自2021年1月1日至2021年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	BNYメロン・イ ンベストメント・ マネジメント・ ジャパン株式会社	東京都 千代田 区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託 事務委託	投資 運用 委託 (注2)	3,186,284	未払 費用	753,379
							事務 委託 (注3)	239,271		
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万 米ドル	銀行業	なし	預金取引 デリバ ティブ 取引	預金の 払出 (純額) (注4)	494,661	預金	1,254,788
							デリバ ティブ 取引に よる収入 (注4)	308,773	デリバ ティブ 債権	893
同一の 親会社 を持つ 会社	BNYメロン・イ ンベスト・マネジ メント・ジャー ジー2株式会社	ジャー ジー	50百万 ポンド	資金 融資 業務	なし	資金の 借入	資金の 返済 (注4)	3,941,348	短期 借入金	-
							利息の 支払 (注4)	47,736	未払 費用	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。
- (4) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション
(ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 〔 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日 〕	当事業年度 〔 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日 〕
1株当たり純資産額	4,236,978円41銭	4,663,275円08銭
1株当たり当期純利益金額	273,973円00銭	426,296円79銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日 〕	当事業年度 〔 自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日 〕
当期純利益(千円)	547,946	852,593
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	547,946	852,593
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、副投資運用会社、ならびにこれらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」といいます。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招きうる他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがあります。かかる活動には、他の投資信託の受託者、管理事務代行者、保管者、管理者、投資運用者または販売者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーもしくは代理人として行為することが含まれます。特に、管理会社は、ファンドと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する運用または助言に関与することが予想されます。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなります。受託会社および管理会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとします。利益相反が生じた場合、受託会社および管理会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとします。異なる顧客（ファンドを含みます。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性があります。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が公平に配分されることを保証します。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができます。関係当事者（受託会社を除きます。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができます。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができます。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができます。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わずファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができます。

5【その他】

（1）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に基づき変更されます。

（2）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社の全ての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「M I H C」といいます。）が保有していました。その後M I H Cは解散し、この解散に伴い、その当時M I H Cの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」といいます。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くM I H Cの資産および負債を全て引受けました。

その後、メロン・バンクはM I H Cの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除く全ての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「M O I C」といいます。）に提供しました。管理会社の全ての発行済株式は、M O I Cに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はM O I Cの完全子会社になりました。

その後、M O I Cは、M O I Cが保有する管理会社の全ての発行済株式を同じくB N Yメロン・グループのグループ会社であるエムピーシー・インベストメンツ・コーポレーション（以下「M B C」といいます。）に譲渡したため、2022年7月1日現在、管理会社はM B Cの完全子会社です。

（3）出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

資本金の額

2022年6月末日現在、受託会社の払込資本金の額は、25,921,000米ドル（約33億2,333万円）です。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供しています。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれます。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けています。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可もを受けています。

(2) ノムラ・バンク・ルクセンブルク S . A .（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

資本金の額

2022年6月末日現在、資本金の額は、2,800万ユーロ（約38億5,728万円）です。

（注）ユーロの円換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2022年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝137.76円）によります。

事業の内容

ノムラ・バンク・ルクセンブルク S . A .は、ルクセンブルグの法律に基づき1990年に有限会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

資本金の額

2022年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円です。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

(4) インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー（「副投資運用会社」）

資本金の額

副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2021年12月末日現在における払込資本金の額は、約329億8,000万米ドル（約4兆2,284億円）

事業の内容

有価証券等にかかる投資運用業務を営んでいます。

(5) 野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

資本金の額

2022年6月末日現在、資本金の額は、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2022年6月末日現在、日本国内に119の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売業務・買戻の取次業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

受託会社は、基本信託証書および2012年1月18日付のファンドに係る補足信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行います。

(2) ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換を行います。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産総額の算定を行います。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行います。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれます。

(3) BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行います。

(4) インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドに関する副投資運用業務を行います。

(5) 野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

代行協会員の業務およびファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務を行います。

3【資本関係】

- (1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)
該当事項ありません。
- (2) ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「管理事務代行会社」および「保管会社」)
ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村証券株式会社の親会社です。
- (3) BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社(「投資運用会社」)
投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社です。
- (4) インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー(「副投資運用会社」)
副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社です。
- (5) 野村証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)
野村証券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間接的な親会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2021年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,451（3,145のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社法または保険法（改正済）に基づく免許を受けた者
- (b) 住宅金融組合法（改正済）または共済会法（改正済）に基づき登録された者、または
- (c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、C I M Aは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がC I M Aの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、C I M Aへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をC I M Aに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、C I M Aの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をC I M Aに申請することである。所定の様式でC I M Aにオンライン申請を行い、C I M Aに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとC I M Aが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにC I M Aに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、

投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、C I M A に対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（C I M A が100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりC I M A に登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はC I M A に登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（C I M A への登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、C I M A に免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はC I M A に提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にC I M A に提出する義務がある。C I M A は、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、C I M A が承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはC I M A に対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをC I M Aに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5 . 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をC I M Aに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてC I M Aに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、C I M Aが承認する規制投資信託（C I M Aの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。C I M Aの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理

者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、C I M Aの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にC I M Aに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、C I M Aに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合

() ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

() 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合

(A) 会社法(改正済)(以下「会社法」という。)の第17編A

(B) 有限責任会社法(改正済)の第12編

(C) 有限責任事業組合法(改正済)の第8編

(以下、併せて「受益所有権法」という。)

5.6 C I M Aは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはC I M Aの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がC I M Aに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてC I M Aによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託

者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以

後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてC I M Aを警戒させるために、C I M Aは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) C I M Aが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をC I M Aに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) C I M Aに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をC I M Aに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しC I M Aがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 C I M Aが第7.9項の行為を行った場合、C I M Aは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、その者に対して、C I M Aがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 C I M Aが以下に該当すると判断する場合には、C I M Aは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 C I M Aは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 C I M Aは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 C I M Aは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () C I M Aに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () C I M Aの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をC I M Aに対して行うこと

- () C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること
 - (b) C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M Aに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、推奨をC I M Aに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M Aが判断する場合、C I M Aは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M Aが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりC I M Aによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A以外の者によりなされた場合、C I M Aは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M Aにも送付される。
- 9.3 C I M Aにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、C I M Aまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はC I M Aまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M Aに対して引き渡すこと
- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、C I M Aは、C I M Aが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えば秘密情報公開法（改正済）、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）または薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) C I M Aが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはC I M Aが法律に基づく職務を行う際に内閣とC I M Aの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、C I M Aにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、C I M Aは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合
11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務
- 11.1 過失による誤った事実表明
- 販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。
- 11.2 欺罔的な不実表明
- 事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。
- 11.3 契約法（改正済）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(改正済)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(改正済)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M Aも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。C I M Aは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M Aは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外

に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをC I M Aに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

- 14.2 C I M Aが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはC I M Aが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をC I M Aに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにC I M Aに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にC I M Aに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびC I M Aに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびC I M Aに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でC I M A、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にC I M Aの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってC I M Aに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もC I M Aに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）

- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2021年7月30日 有価証券報告書（第6期）

2021年10月29日 半期報告書（第7期中）

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「営業日」	ルクセンブルグ、ニューヨークおよび東京において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（毎年12月24日を除きます。）、または管理会社が随時に決定するその他の日をいいます。
「英文目論見書」	ファンドに関する2010年7月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足されます。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいいます。
「円投資型1508」	N M世界金融債券ファンドの円投資型1508と称する受益証券をいいます。
「円投資型1511」	N M世界金融債券ファンドの円投資型1511と称する受益証券をいいます。
「円投資型1512」	N M世界金融債券ファンドの円投資型1512と称する受益証券をいいます。
「円投資型1603」	N M世界金融債券ファンドの円投資型1603と称する受益証券をいいます。
「円投資型1607」	N M世界金融債券ファンドの円投資型1607と称する受益証券をいいます。
「円投資型受益証券」	円投資型1505、円投資型1508、円投資型1511、円投資型1512、円投資型1603および円投資型1607を総称していいます。
「買付申込書」	管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいいます。
「買戻請求書」	管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいいます。
「買戻日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「管理会社」	トラストの管理会社としてのB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいいます。

「管理事務代行会社」	ノムラ・バンク・ルクセンブルク S . A . をいいます。
「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社間で締結された管理事務代行契約をいい、同契約に基づきファンドの管理事務代行者として管理事務代行会社が選任されています。
「基本信託証書」	受託会社および管理会社間で締結されたトラストを設立する2010年6月22日付基本信託証書（随時修正または補足されるものを含みません。）をいいます。
「受益者」	ある時点における受益者名簿に登録された受益証券保有者をいいます。
「受益証券」	ファンドの受益証券をいいます。受益証券は異なるクラスにつき発行されることができ、文脈上別の解釈が求められる場合を除き、すべてのクラスの受益証券を含みます。
「受託会社」	トラストの受託者としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいいます。
「純資産総額」	ファンドの純資産総額をいいます。
「シリーズ・トラスト受益者決議」	あるシリーズ・トラストの発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、または当該シリーズ・トラストの受益者集会において基本信託証書の規定に基づき当該シリーズ・トラストの受益者により可決された決議をいいます。
「S & P」	S & Pグローバル・レーティングをいいます。
「設定日」	円投資型1508および米ドル投資型1508については2015年8月28日、円投資型1511および米ドル投資型1511については2015年11月25日、円投資型1512および米ドル投資型1512については2015年12月22日、円投資型1603および米ドル投資型1603については2016年3月24日、円投資型1607および米ドル投資型1607については2016年7月28日、または各クラスについて管理会社が単独の裁量により決定するその他の日をいいます。
「代行協会員」	ファンドの代行協会員としての野村證券株式会社をいいます。

「適格投資家」	<p>以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体または管理会社が受託会社の承諾を得てファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者もしくは団体をいいます。</p> <p>（ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者、法人もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除きます。）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体のための保管者、名義人もしくは受託者。</p>
「投資運用会社」	<p>B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社をいいます。</p>
「投資運用契約」	<p>2015年4月13日付の管理会社と投資運用会社との間の投資運用契約（その後の変更を含みます。）をいい、同契約に基づきファンドの投資運用者として投資運用会社が選任されています。</p>
「トラスト」	<p>ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるジャパン・オフショア・ファンド・シリーズをいいます。</p>
「トラスト受益者決議」	<p>1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいいます。</p>
「販売会社」	<p>ファンドの販売会社としての野村證券株式会社をいいます。</p>
「ファンド証券1口当たり純資産価格」	<p>特定の受益証券のクラスに帰属する純資産総額を評価時に発行済の当該受益証券のクラス受益証券の口数で除して算出される額をいい、円投資型受益証券は1円、米ドル投資型受益証券は0.01米ドル単位まで四捨五入することにより算出されます。</p>

「評価時点」	適用される為替レートの決定につき、各評価日のルクセンブルグ時間午前10時、またファンドの資産につき、各評価日のルクセンブルグ時間午後4時、もしくは（これらより早く到来する場合）関係する最後の市場の営業終了時、または管理会社がファンドの管理事務代行会社と協議の上ファンドもしくはファンドの資産について随時決定するその他の時刻。
「評価日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「ファンド」	受託会社と管理会社との間の基本信託証書（改訂済み）に基づき構成されたトラストのシリーズ・トラストであるNM世界金融債券ファンドをいいます。
「副投資運用会社」	インサイト・ノースアメリカ・エルエルシーをいいます。 （注）メロン・インベストメンツ・コーポレーションは、同じB N Yメロン・グループ傘下の運用会社である「インサイト・ノースアメリカ・エルエルシー」（以下、同社といいます。）に債券運用に関する事業を譲渡し、2021年9月1日からは、同社が、投資運用会社から委託を受け、ファンドの運用を行っています。当該変更により、ファンドの運用哲学、運用プロセスには変更はありません。
「副投資運用契約」	2015年4月13日付の投資運用会社と副投資運用会社との間の副投資運用契約（その後の変更を含みます。）をいい、同契約に基づきファンドの副投資運用者として副投資運用会社が選任されています。
「分配期間」	最初の分配期間の場合には払込日から開始し、その後については前の分配基準日の翌日から開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「分配基準日」	円投資型1508、米ドル投資型1508、円投資型1511および米ドル投資型1511については各年の2月、5月、8月、11月の5日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）、円投資型1512、米ドル投資型1512、円投資型1603および米ドル投資型1603については各年の3月、6月、9月、12月の5日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）、円投資型1607および米ドル投資型1607については各年の1月、4月、7月、10月の5日（同日が営業日でない場合は直前の営業日）またはクラス受益証券に関して管理会社が決定するその他の日をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。

- 「米ドル投資型1508」 N M世界金融債券ファンドの米ドル投資型1508と称する受益証券をいいます。
- 「米ドル投資型1511」 N M世界金融債券ファンドの米ドル投資型1511と称する受益証券をいいます。
- 「米ドル投資型1512」 N M世界金融債券ファンドの米ドル投資型1512と称する受益証券をいいます。
- 「米ドル投資型1603」 N M世界金融債券ファンドの米ドル投資型1603と称する受益証券をいいます。
- 「米ドル投資型1607」 N M世界金融債券ファンドの米ドル投資型1607と称する受益証券をいいます。
- 「米ドル投資型受益証券」 米ドル投資型1505、米ドル投資型1508、米ドル投資型1511、米ドル投資型1512、米ドル投資型1603および米ドル投資型1607を総称していいます。
- 「保管会社」 ノムラ・バンク・ルクセンブルク S . A . をいいます。
- 「保管契約」 受託会社と保管会社との間で締結された保管契約をいい、同契約に基づきファンドの保管者として保管会社が選任されています。
- 「マネージド・ファンド」 ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド・コーポレーションまたは類似のオープン・エンド型投資会社その他の投資手段をいいます。
- 「ムーディーズ」 ムーディーズ・インベスターズ・サービスズ・インクをいいます。

独立監査人の報告書

ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズの受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズのシリーズ・トラストであるNM世界金融債券ファンド（以下「ファンド」という。）の2021年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2021年1月31日現在の純資産計算書
- ・2021年1月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会により公表された、（国際独立基準を含む）職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はI E S B A 規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正また

は誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2021年5月27日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Japan Offshore Fund Series

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of NM Global Financial Corporate Bond Fund (the Series Trust), a series trust of Japan Offshore Fund Series as at January 31, 2021, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at January 31, 2021;
- the statement of investments as at January 31, 2021;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

May 27, 2021

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管しています。

独立監査人の報告書

N M 世界金融債券ファンドの受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラ
スト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズのシリーズ・トラストであるNM世界金融債券ファンド（以下「ファンド」という。）の2022年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2022年1月31日現在の純資産計算書
- ・ 2022年1月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会により公表された、（国際独立基準を含む）職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はI E S B A 規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われなにかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正また

は誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

2022年5月25日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of NM Global Financial Corporate Bond Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of NM Global Financial Corporate Bond Fund (a series-trust of Japan Offshore Fund Series) (the Series Trust) as at January 31, 2022, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at January 31, 2022;
- the statement of investments as at January 31, 2022;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

May 25, 2022

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 上 和 彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2021年1月1日から2021年12月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。